

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0500001	法務省	カジノハウス特別法の設置(刑法賭博罪)の規制	刑法第185条第186条 1 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する(刑法第185条)。 2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する(刑法第186条第1項)。 3 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3年以上5年以下の懲役に処する(刑法第186条第2項)。	カジノに係る行為は、刑法第185条及び186条に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。	c		C:全国規模で対応不可 刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すことはできない。いずれかの省庁において、カジノを法制化する法律を立案することになれば、その内容について、法務省が個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。		日本におけるカジノの実現に関しては、要望主体から以下「」の意見が出ている。実現の可能性について改めて前向きに検討されたい。平成15年11月要望時、評価はB評価との分類であったと認識しているが何故、担当者が替わればC評価になるのか、内閣府特区・規制改革・民間開放集中受付月間における全国規模の規制改革・民間開放要望事項に対する各省庁の回答の111加減をここで証明されている。小泉総理の構造改革・行政改革における各省庁へ指示、徹底命令に対して事務型は最高責任者命令違反を堂々と行っている証拠である。これは公務員法第30条服務の根本基準違反・第32条法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反であり、刑法第193条公務員職権濫用罪・国民の権利・憲法第16条請願権に対する侵害・民法第1条信義・誠実の原則・権利濫用の禁止に対する侵害ではなからうかの疑念をもたざるを得ない。上記の理由がないとすれば、当然A評価として全国規模で対応する様に事務型で作業の進行が行われる事が当然である。先月、内閣府職員へ10月30日NHKで構造改革の状況が報道されていたので私も内閣府職員と同席して、各省庁職員との協議する場で16年間に於ける行政の不作為、契約違反の実態を経験している証拠を基に立ち回りたい事を要望したが「それは出来ない、私達だけ職員で行う」と言われた。この事から私の提案がA評価になる様に納得出来る回答を公表して頂き、議論を進行して頂きたい。もし公表する事で議論がない事は総理大臣の指示命令違反として、憲法第16条請願権に基づく罷免の請求を求める権利として担当者罷免を請求したい。所管省庁を早急に決め、カジノ実現に向け必要な法整備等の制度構築について再度検討を依頼する。	b		平成15年11月要望に対し、措置の分類を「b:全国規模で検討」とした理由は、カジノの特別立法については法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの省庁においてカジノを法制化する法律を立案することとなれば、その協議に応じる用意はあるとして、今後検討に値すると判断したためである。一方、本件要望に対し、措置の分類を「c:全国規模で対応不可」とした理由は、その後においても、カジノの法制化についての検討主体や検討開始時期等が具体的に決定していない現段階において、法務省としては「b:全国規模で検討」とまで判断することに躊躇したためである。もっとも、本件要望においても、措置の概要(対応策)として記載した内容は、平成15年11月要望の際のものと同様であり、措置の分類について「b」と評価されることについては特段異論はない。なお、措置の分類を「a:全国規模で対応」とすることについては、カジノの法制化についての検討主体や検討開始時期等が具体的に決定されていない現段階においては困難である。
z0500003	金融庁、法務省	コミットメントライン契約適用対象の拡大	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が「資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲渡業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		法務省及び金融庁としては、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行う方針である。 コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘もあるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であった。実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にとどの程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。 また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となつて、手数料名目に合法的に高金利を徴せられるおそれがあるのであり、このようなおそれがある以上、いわゆるヤミ金融対策法等の高金利貸付け問題対策の効果を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相当ではないと考える。 このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等の見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。		ここ数年の間でコミットメントライン契約を利用した借入は急速に拡大し、かつ利用者の裾野も広がっている。また、認知度も拡大しており、中小企業等も含め潜在的な需要は高まっている。こうした顧客及び金融機関のニーズを踏まえ、本要望の検討のスケジュール(検討時期)につき具体的に示されたい。	b		いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした、平成16年1月1日施行の貸金業規制法及び出資法の一部改正法は、その附則において、施行後3年を目途として、貸金業制度の在り方と出資法第5条第21項について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。 このため、法務省及び金融庁としては、コミットメントライン契約に係る借主の範囲拡大についても、その見直し等を踏まえ、さらに借主のニーズの把握などを行い、慎重に検討する必要があると考えている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500001	法務省	カジノハウス特別法の設置(刑法賭博罪)の規制	5004	50040011	11	社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・エンタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	11	カジノハウス特別法の設置(刑法賭博罪)の 規制	<p>カジノは日本では認められていないが、世界の多くの国で設置されており、国際的には一般的なゲーミング産業として、経済波及効果や雇用を創出する効果が期待出来るものである。現在、カジノは賭博罪に当たる為、特別立法の必要性がある。</p> <p>(1)国有河川敷地、29年前開通している新幹線n新駅設置、現在ある高速道路にインターチェンジを設置、計画のある渡架橋の基礎工事等を利用して、カジノハウス・エンターテイメント施設・スポーツビジネス健康増進施設・宿泊施設等での総合福祉施設を作る。</p> <p>(2)財政的に豊かな東京都で働き、高齢化を迎えた人々が老後の介護施設等、社会保障の財源をカジノ等で捻出出来るものにする。カジノを利用出来る人は、海外から旅行者と一定の所得を確保出来た裕福層でパスポートを持った人のみしか利用できず近隣に住む一般の人々は、利用出来ないものとし、既存のパチンコ・モーターボート・競輪・競馬との差別化を図る事で既存業者との共存・共栄を図る。</p>	<p>別途資料で述べている通り、行政や特殊法人の不作為や不法行為で日本のあらゆる構造改革が遅れ、財政赤字の原因を作っている。</p> <p>団塊の世代と呼ばれる世代人口構成で一番多い人々が高齢化を迎える。それらの人々が健康で生きがいのある後半人生を楽しむ事が出来る様にカジノ等のエンターテイメント施設を利用したり又、生きがいの中、今までの職業での知識技術をボランティアで活動出来る雇用創出と町づくりのシンボルにする</p>	<p>【別添資料】</p> <p>A039 A040 A041 A042 A043 A044 A045 A046 A047 A048 A049 A050 A051 A052 A053 A054 A055 A056 A057 A058 A059 A060 A061 A062 A063 A064 A065 A066 A067 A068 A069 A070 A071 A072 A073 A074 A075 A148 A149 A150 A151 A152 A153 A154 A155 A156 A157 A158 A159 A160 A161 A162 A163 A164 A165 A166 A167 A168 A169 A170 A171 A172 A173 A174 A175 A176 A177 A178 A179 A180 A181 A182 A183 A184 A185 A186 A187 A188 A189 A190 A191 A192 A193 A194 A195 A196 A197 A198 A199 A200</p>	
z0500003	金融庁、法務省	コミットメントライン契約適用対象の拡大	5007	50070006	11	社団法人第二地方銀行協会	6	コミットメントライン契約適用対象の拡大	<p>コミットメントライン契約の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下)のほか地方公共団体・特別法に定められた地方公社等を加える。</p>	<p>コミットメントライン契約は中小企業等にとっても有益な資金調達手段であり、借主の対象に中小企業等を追加し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である。</p>		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500004	法務省	債権管理回収業に関する特別措置法上の特定金銭債権の見直し	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条～第3条	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている(債権管理回収業に関する特別措置法第2条)。	b	1	b 債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。		実情、ニーズの把握に努めているところのことであるが、状況を明らかにされたい。 検討スケジュールを明らかにされたい。	b		について これまで、全国サービス協会を通じるなどして、サービス各社及び経済界に対し、アンケート・ヒアリング等の調査を行ってきたところであり、現在もなお調査を進め、サービスの活動範囲に関するニーズの把握に努めているところであって、現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。
z0500004	法務省	債権管理回収業に関する特別措置法上の特定金銭債権の見直し	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条～第3条	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている(債権管理回収業に関する特別措置法第2条)。	b	1	b 債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。		実情、ニーズの把握に努めているところのことであるが、状況を明らかにされたい。 検討スケジュールを明らかにされたい。	b		について これまで、全国サービス協会を通じるなどして、サービス各社及び経済界に対し、アンケート・ヒアリング等の調査を行ってきたところであり、現在もなお調査を進め、サービスの活動範囲に関するニーズの把握に努めているところであって、現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500004	法務省	債権管理回収業に関する特別措置法上の特定金銭債権の見直し	5007	50070023	11	社団法人第二地方銀行協会	23	債権管理回収会社(サービサー)の取扱い可能債権の範囲拡大	サービサー会社の取扱対象債権として限定列挙されている「特定金銭債権」の範囲を見直し、拡大する。		不良債権の早期解決を図ることが可能となる。	
z0500004	法務省	債権管理回収業に関する特別措置法上の特定金銭債権の見直し	5056	50560150	11	(社)日本経済団体連合会	150	サービサーの取扱債権の拡大[新規]	サービサーが一般事業法人の有する売掛債権、請負代金債権などの取扱ができるよう、特定金銭債権の範囲を拡大すべきである。		一般事業法人において、不良債権処理や債権管理回収業務のアウトソーシングのニーズが高い。	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0500004	法務省	債権管理回収業に関する特別措置法上の特定金銭債権の見直し	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条～第3条	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている(債権管理回収業に関する特別措置法第2条)。	b	l	b 債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。		実情、ニーズの把握に努めているところのことであるが、状況を明らかにされたい。 検討スケジュールを明らかにされたい。	b		について これまで、全国サービス協会を通じるなどして、サービス各社及び経済界に対し、アンケート・ヒアリング等の調査を行ってきたところであり、現在もなお調査を進め、サービスの活動範囲に関するニーズの把握に努めているところであって、現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。
z0500005	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が 資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲受業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		法務省及び金融庁としては、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行う方針である。 コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘もあるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にとどの程度あるのかについては慎重に見極めいく必要があると思われる。 また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあるのであり、このようなおそれがある以上、いわゆるヤミ金融対策法等の高金利貸付け問題対策の効果を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相当ではないと考える。 このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等の見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。		ここ数年、コミットメントライン契約を利用した借入は急速に拡大し、利用者の裾野および認知度も拡大しており、中小企業等も含め潜在的な需要は高まっていると考えられる。少なくとも、銀行が設定するコミットメントラインについては、利息制限法、出資法の僭脱などにつながることは考えづらいため、顧客及び金融機関のニーズを踏まえ、本要望の検討スケジュール(検討時期)につき具体的に示されたい。	b	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした、平成16年1月1日施行の貸金業規制法及び出資法の一部改正法は、その附則において、施行後3年を目途として、貸金業制度の在り方と出資法第5条第2項について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。 このため、法務省及び金融庁としては、コミットメントライン契約に係る借主の範囲拡大についても、その見直し等を踏まえ、さらに借主のニーズの把握などを行い、慎重に検討する必要があると考えている。 なお、銀行が設定するコミットメントライン契約においては、利息制限法の潜脱などにつながることは考えづらいとの指摘については、借主の範囲を経済的弱者である中小企業等に拡大すれば、そのような借主の利益が損なわれるおそれがあることに変わりはなく、いずれにしても十分な検討を要するものである。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500004	法務省	債権管理回収業に関する特別措置法上の特定金銭債権の見直し	5086	50860031	11	社団法人リース事業協会	31	サービサー法に関する改正要望	特定金銭債権に「売掛金」を含めること。平成13年9月1日施行改正法により、貸金業者の有する貸付債権、法的倒産手続中の者が有する金銭債権も扱えるようになったが、現存する債権で最も金額が多い通常の売掛金がまだ認められていない。	特定金銭債権の範囲が拡大されることにより、依頼者（顧客）満足度が向上する。	特定の企業グループ各社、取引先等有する売掛金（商品、資材等の売買代金等）の請求、集金代行（口座振替）業務を各社から受託しているが、上記債権が扱えないため、業務拡大を行うことができない。	
z0500005	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	5015	50150010	11	都銀懇話会	10	コミットメント・ラインの対象企業の拡大	コミットメント・ライン契約（特定融資枠契約）に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象を拡大し、中小企業（資本金3億円以下等）等に加え、以下のような借主を追加する。 地方公共団体、 独立行政法人、 学校法人、 医療法人、 共済組合、 消費生活協同組合、 市街地再開発組合、 特別目的会社		コミットメント・ライン（特定融資枠契約）は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業等にとっても有益な資金調達手段であり、経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、借主の範囲に中小企業等を一律に排除していることは適切ではない。借主の対象に中小企業等を追加し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0500005	法務省、金融庁	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が 資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲受業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		法務省及び金融庁としては、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行う方針である。 コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘もあるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にとどの程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。 また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となつて、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあるのであり、このようなおそれがある以上、いわゆるヤミ金融対策法等の高金利貸付け問題対策の効果等を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相当ではないと考える。 このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等の見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。		ここ数年、コミットメントライン契約を利用した借入は急速に拡大し、利用者の裾野および認知度も拡大しており、中小企業等も含め潜在的な需要は高まっていると考えられる。顧客及び金融機関のニーズを踏まえ、本要望の検討スケジュール(検討時期)につき具体的に示されたい。	b		いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした、平成16年1月1日施行の貸金業規制法及び出資法の一部改正法は、その附則において、施行後3年を目途として、貸金業制度の在り方と出資法第5条第2項について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。 このため、法務省及び金融庁としては、コミットメントライン契約に係る借主の範囲拡大についても、その見直し等を踏まえ、さらに借主のニーズの把握などを行い、慎重に検討する必要があると考えている。 なお、銀行が設定するコミットメントライン契約においては、利息制限法の潜脱などにつながることは考えづらいとの指摘については、借主の範囲を経済的弱者である中小企業等に拡大すれば、そのような借主の利益が損なわれるおそれがあることに変わりはなく、いずれにしても十分な検討を要するものである。
z0500005	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が 資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲受業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		法務省及び金融庁としては、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行う方針である。 コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘もあるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にとどの程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。 また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となつて、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあるのであり、このようなおそれがある以上、いわゆるヤミ金融対策法等の高金利貸付け問題対策の効果等を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相当ではないと考える。 このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等の見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。		ここ数年、コミットメントライン契約を利用した借入は急速に拡大し、利用者の裾野および認知度も拡大しており、中小企業等も含め潜在的な需要は高まっていると考えられる。顧客及び金融機関のニーズを踏まえ、本要望の検討スケジュール(検討時期)につき具体的に示されたい。	b		いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした、平成16年1月1日施行の貸金業規制法及び出資法の一部改正法は、その附則において、施行後3年を目途として、貸金業制度の在り方と出資法第5条第2項について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。 このため、法務省及び金融庁としては、コミットメントライン契約に係る借主の範囲拡大についても、その見直し等を踏まえ、さらに借主のニーズの把握などを行い、慎重に検討する必要があると考えている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500005	法務省、金融庁	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	5028	50280014	11	社団法人全国地方銀行協会	14	コミットメントライン契約適用対象のさらなる拡大	コミットメントライン契約（特定融資枠契約）の適用対象を拡大し、a. 中小企業（資本金3億円以下等）、b. 地方公共団体、地方公社、独立行政法人等、をその範囲に含める。		平成13年6月の法改正により、それまで商法特例法上の大会社に限定されていた対象企業等に、資本の額が3億円を超える株式会社、証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社、特定債権等譲受業者、特定目的会社及び登録投資法人等が加えられたが、より幅広い中小企業への金融の円滑化を図り、中小企業経営の安定と銀行の収益機会の拡大に資する観点からは、さらなる適用対象の拡大が必要である。 また、地方公共団体等の資金需要に対しより安定的・機動的に対応していくためには、こうした先も適用対象に含めるべきである。	「3か年計画」における記述 ・経済的弱者の保護という利息制限法及び出資法の趣旨を踏まえつつ、コミットメントライン契約を利用できる借主の範囲について検討し、結論を得る。 「各省庁における検討状況」における記述 ・法務省および金融庁としては、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、高金利貸付問題対策の効果等の見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく予定である。
z0500005	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	5037	50370010	11	社団法人全国信用組合中央協会	10	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	コミットメントライン契約（特定融資枠契約）の適用対象を拡大し、中小企業（資本金3億円以下等）、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含めること。		コミットメントライン契約（特定融資枠契約）の適用対象を拡大し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0500005	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が 資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲受業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		法務省及び金融庁としては、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行う方針である。 コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘もあるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にとどの程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。 また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となつて、手数料名目に合法的に高金利を徴収されるおそれがあるのであり、このようなおそれがある以上、いわゆるヤミ金融対策法等の高金利貸付け問題対策の効果等を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相当ではないと考える。 このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等の見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。		ここ数年、コミットメントライン契約を利用した借入は急速に拡大し、利用者の裾野および認知度も拡大しており、中小企業等も含め潜在的な需要は高まっていると考えられる。顧客及び金融機関のニーズを踏まえ、本要望の検討スケジュール(検討時期)につき具体的に示されたい。	b		いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした、平成16年1月1日施行の貸金業規制法及び出資法の一部改正法は、その附則において、施行後3年を目途として、貸金業制度の在り方と出資法第5条第2項について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。 このため、法務省及び金融庁としては、コミットメントライン契約に係る借主の範囲拡大についても、その見直し等を踏まえ、さらに借主のニーズの把握などを行い、慎重に検討する必要があると考えている。
z0500005	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が 資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲受業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		法務省及び金融庁としては、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行う方針である。 コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘もあるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にとどの程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。 また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となつて、手数料名目に合法的に高金利を徴収されるおそれがあるのであり、このようなおそれがある以上、いわゆるヤミ金融対策法等の高金利貸付け問題対策の効果等を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相当ではないと考える。 このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等の見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。		ここ数年、コミットメントライン契約を利用した借入は急速に拡大し、利用者の裾野および認知度も拡大しており、中小企業等も含め潜在的な需要は高まっていると考えられる。顧客及び金融機関のニーズを踏まえ、本要望の検討スケジュール(検討時期)につき具体的に示されたい。	b		いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした、平成16年1月1日施行の貸金業規制法及び出資法の一部改正法は、その附則において、施行後3年を目途として、貸金業制度の在り方と出資法第5条第2項について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。 このため、法務省及び金融庁としては、コミットメントライン契約に係る借主の範囲拡大についても、その見直し等を踏まえ、さらに借主のニーズの把握などを行い、慎重に検討する必要があると考えている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500005	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	5059	50590026	11	社団法人全国信用金庫協会・ 信金中央金庫	26	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	(特定融資枠契約法の規制の緩和)対象企業を拡大する。	コミットメントライン契約(特例融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。	コミットメントライン契約(特例融資枠契約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達の多様化が図られる。	継続
z0500005	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	5107	51070009	11	全国農協中央会・農林中央金庫	9	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象となる借主の範囲を拡大し、中小企業(資本金3億円以下)、地方公共団体、特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。		<p>コミットメントライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となるのは、借主が 資本金5億円以上又は負債総額が200億円以上の大会社、資本金3億円以上の株式会社、特定債権等譲受業目的会社、特定目的会社等に限定されている。</p> <p>コミットメントライン契約の適用対象を拡大することにより、中小企業、地方公共団体等の資金調達の安定的・機動的な対応が可能となる。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500006	金融庁、法務省	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限	民法第466条第2項	当事者が譲渡禁止の意思表示をした場合、指名債権の譲渡は禁止される。	-		法務省は、民事基本法を所管する立場から、信託業者等についての特例措置に関する所管府省による検討に協力を行う。	本件要望は、私人間における債権譲渡一般についての見直しではなく、譲受人が信託業者等一定の免許業者の場合に限定した特例措置の検討を求めるものであるから、当該業者を所管する府省において検討がされるものと承知しているが、その検討に対して必要な協力は行って参りたい。	検討スケジュール(検討時期)について具体的に示されたい。	-		先に回答したとおり、本件については信託業者等一定の免許業者を所管する府省において検討がされるものであり、検討スケジュールについては、当該府省に照会されたい。
z0500007	金融庁、法務省	資産流動化に際しての信託宣言の許容	信託法第1条	信託宣言は、現行法上認められていない。	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目途として作業を行っているところである。信託宣言の許容に関する規定の整備については、現行信託法制下における種々の問題点の把握や分析に努めている段階であり、現時点では検討の方向性は未定であるが、いずれも法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。		信託宣言の許容は、貸出債権等の流動化の促進を通じて金融市場の活性化に貢献すると考えられるため、要望者の意向を踏まえて再検討願いたい。また、検討スケジュール(検討時期)について具体的に示されたい。	b		要望内容である信託宣言の許容については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、本年1月ないし2月ころには、具体的な調査審議が開始される予定である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500006	金融庁、法務省	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限	5015	50150012	11	都銀懇話会	12	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限	売掛債権等の一定の種類の名指債権に限定し、かつ「信託業法」又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業者に対する信託が譲り受ける場合、特定目的会社及び「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人が譲り受ける場合、金融機関（を除く）が譲り受ける場合に限り、譲渡禁止特約の対外効を制限する		譲受人を信託業者等一定の免許業者等に限定することにより、原債務者の保護という商法の趣旨は維持可能。一方、現在の譲渡禁止特約の対外効は、原債権者の資金調達を妨げる要因となっているなど弊害が多い。譲渡禁止特約つき債権も、最高裁判例で既に差押及び転付命令の対象と認められている点と照らし合わせれば、より広く原債権者の資金調達のために活用されるべきである。我が国の債権譲渡関連法制を国際的な趨勢に適合させることにより、我が国の債権流動化市場の拡大を図ることができる	
z0500007	金融庁、法務省	資産流動化に際しての信託宣言の許容	5015	50150013	11	都銀懇話会	13	資産流動化に際しての信託宣言の許容	信託法第1条に第2項を新設し、「別途法律に定めのある場合においては自己を一定の目的に従い財産の管理又は処分を為さしむることを得」と規定する		貸出債権等の流動化における債務者の抵抗感の払拭により、貸出債権等の流動化の促進が期待でき、金融市場の活性化に資する	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500068	法務省	ファクタリング業務に係る規制緩和	債権管理回収業に関する特別措置法第2条	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている(債権管理回収業に関する特別措置法第2条)。	b	b	債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。		実情・ニーズ把握にあたっては、関係業界等からのヒアリングを早期に実施いただき、検討のスケジュール(検討時期)につき具体的に示されたい。	b		これまで、全国サービス協会を通じるなどして、サービス各社及び経済界に対し、アンケート・ヒアリング等の調査を行ってきたところであり、現在もなお調査を進め、サービスの活動範囲に関するニーズの把握に努めているところであって、現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。
z0500008	法務省、国土交通省	土地制度の改革(土地を私財から公共財に転換すること)	なし	民法は、土地の所有権の主体について何ら制限を設けていないから、民法上は、土地を国や都道府県等が所有することも可能。	e	-	民法は、土地の所有権の主体について何ら制限を設けていないから、規制自体が存在しない。なお、要望の内容は、私有財産制を保障する憲法第29条第3項に抵触するおそれがある。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
z0500068	法務省	ファクタリング業務に係る規制緩和	5015	50150019	11	都銀懇話会	19	ファクタリング業務に係る規制緩和	債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える		ファクタリング業務は、都市銀行では関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年は、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献。ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化(回収業務のアウトソーシング)が一層促進される	
z0500008	法務省、国土交通省	土地制度の改革(土地を私財から公共財に転換すること)	5016	50160001	11	山口健治(世界経済・土地研究所)	1	土地制度の改革(土地を私財から公共財に転換すること)	土地は、現在の土地制度では純粋な私有財産とされているため、日本では昔から土地投機が絶えない。バブルの前は、日本列島改造の時代昭和47-48年 がそうであった。人口密度が高く、生産活動や経済活動が活発な日本では、土地投機が経済のすべてをだめにしていく。たとえば、物価高、世界一の地価、バブルの発生と崩壊、不良債権の発生、金融不安、公的資金の投入、ペラボウにコストの高い公共事業、国と地方の財政赤字の累積等)土地投機の結果、マクロ経済のバランスは崩れ、地価上昇のときはインフレ圧力、地価下落のときはデフレ圧力を、日本経済に対してかけてきた。今回の土地バブルは、その最大のものであった。日本経済がメタメタに破壊された。われわれは、まだデフレ圧力の下に生きている。国の基本構造である土地所有権制度は、完全な時代遅れとなっており、日本の土地制度は、130年前のものであり、19世紀の遺物となっている。こんな特異な土地制度を持っている国は世界中にない。日本がお手本としたフランスは、130年の間に大きく変わってしまった。日本は、土地に付いては民専官卑になってしまった。世界の土地政策の流れは、土地の公共財化、土地公有化に向かっている。外国では、土地は私財というよりは、むしろ公共財として扱われる方向に進んでいる。日本経済を健全な方向に再生するためには、民法をはじめ土地法を抜本的に改正し、土地の権利は利用権を中心として国民に与えるが、土地の処分権 売買する権利 は、国と地方公共団体のみが保持する制度を採用する必要がある。日本経済が崩壊した今、これを再生するためには、土地を公共財とすることが不可欠の課題である。	全国の都道府県、市町村の中から、10団体程度を『土地公共財・特区』として選定し、土地を私財でなく、公共財とした場合に、物価がどう変わるか、公共事業の用地費と各種補償費がどうなるかを測定し、その地域における国の予算の執行と、当該地方公共団体の財政にどのような影響を与えるか、を測定し、評価する。また住民の反応と評価を測定する。この測定結果を公開し、国会、地方議会等で論議した後、何らかのメリットがあり、国民や地域住民から成功と判断された場合には、土地を私財から公共財に転換するため、現行の処分権中心の制度から利用権を中心としたものに切り替える。即ち、国民や企業は、処分権を返上し、土地の利用権のみを享受することとし、底地権 処分権 は、国と地方公共団体のみが持つという土地制度に、転換することとする。すでに、現行の土地基本法は土地が、強い公共性と社会性を持つ財であることを認めているので、その趣旨を尊重して、国民の土地の権利は、利用権に限定することにし、その方向で、民法をはじめとする土地法体系の抜本的改正を行う。	土地については、戦後の農地改革を除き、基本的な制度の改革は、明治6年の地租改正以来ほとんど行われていないように思う。しかし、海外では『土地は公共財』(Landis public property.)という考え方は、今や世界の土地政策の潮流となっている。現在の土地制度の下での日本では、人間がいくら勤勉に働いても、土地制度の欠陥から土地投機が起こり、経済のバランスが崩れてしまっている。失業や自殺が多くなり、物価が高く、住居費が高い日本では、土地制度は、少子化の大きな原因ともなっている。今後土地投機は、あらゆる手段で根絶しなければならぬ。このためには、土地に関する日本人の意識を、根本的に変革する必要がある。と同時に、明治維新以降の、土地制度の基本を抜本的に改革する必要があり、土地に関する国民の権利は、投機を伴わない利用権に限定すべきである。土地を公共財とすることによって、日本経済は下記のメリットを享受することができる。1 土地投機ができなくなるため、土地バブルは起こらなくなる。バブル時のインフレ圧力、バブル崩壊時の長期にわたるデフレ圧力も生ずることはない。2 不良債権、金融不安等は非常に少なくなり、銀行等に対する公的資金の投入も、不必要となる。3 土地制度の重心が公益重視、土地私権を弱体化させることになるため、公益と私益のバランスが回復する。そして、公共事業を計画するに当たり、国民経済上最も効率的に計画できると同時に、用地費、各種補償費等が大幅に削減でき、効率のよい安価な社会資本造りが可能となる。4 財政の歳出面が大幅に節約され、国と地方双方の財政再建が可能となる。5 悪名高き『世界一の高地価』と物価が下がり、国民生活は実質的に豊かになる。6 最近急速に競争力をつけてきた、中国経済に対し、土地制度の面では、少なくとも対等に競争できる制度的条件を整えることになる。	<要望理由より続き> 以上、土地を私財から公共財へと転換することによって生ずるメリットをあげてきた。その反面、失われる利益は、地権者や金融機関の土地投機による利得のみである。投機的利益の追求は、世界中どこでも悪とみなされている。したがって、この改革で失われるものは特でない。この大改革によって、日本経済は、確実に、健全な方向に再生することができる。そして、われわれの通貨である日本円は、基軸通貨への道を歩むことも不可能ではない。現行の陳腐化した土地制度に固執するあまり、今土地を公共財として転換することができる。1 GDP世界第二位となった、輝かしい日本経済の運命は、今後も繰り返すと予想される土地投機と土地バブルによってまたもや翻弄され、マクロ経済は激激と、没落の道をたどるのである。 追記 土地投機が、過去の日本経済の中でどのような役割を果たしてきたのか、政府の国民経済計算資料を活用して、数量的に分析した結果、日本では、政策的に土地投機をコントロールすることができなければ、経済の再生は、ほとんど不可能に近いことを検証いたしました。これは、『日本経済・同目録』としてまとめ、メール・マガジンとして、下記の3社(まぐまぐ、メルテン、メルマ)で配信しております。3年がかりで、現在まで、多くの読者に約500回配信してきました。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0500009	金融庁、法務省	特定社債に関する担保付社債信託法の一部適用除外	担保付社債信託法第2条	担保付社債信託法において、社債に物上担保を付する場合はその社債を発行する会社と信託会社との信託契約に従い社債を発行する旨の規定がある。	b		社債制度については、現在作業中の会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において、その見直しの要否等について検討中であり、担保付社債信託法についても、社債制度についての検討を踏まえつつその見直しの要否等の検討を進めている。		要望では「平等な担保利益の享受」(担保法第71条)「転質・流質契約の禁止」(担保法第73条)「担保の変更」(担保法第75条)「担保権の順位譲渡または放棄」(担保法第75条の2)「担保権の実行」(担保法第82条)の見直しを求めており、以上4点についての見直しの方向性について具体的に示されたい。	e		対応の要否の判断のために要望元に対して要望の趣旨等について問い合わせたところ、現行法の正確な理解に基づかないものであること等が判明したことから、要望元において実質的に要望を撤回したものと理解している。
z0500010	法務省、国土交通省	土地区画整理事業における保留地の流動化促進	土地区画整理法第103条、第104条、第107条、土地区画整理登記令第6条、第19条の2	換地処分公告前においては、保留地予定地の登記は受理できない。	c	-	保留地については、土地区画整理法第103条第4項の公告のあった日の翌日以降に表示の登記がされ(土地区画整理登記令第19条の2)、このときに保留地として法的意味の土地が生ずるのであって、それ以前の段階では登記の対象がない状態であるし、このような登記を仮に容認するときは、二重登記ともなるので、現行法上、認められない。		本件に関し、国土交通省より、「構造改革特区の第5次提案に対する政府の対応方針(平成16年9月10日構造改革特別区域推進本部決定)にて対応が決まっている」といわれる保留地予定地に関して、施行者が第三者に使用収益させている場合に、その内容を明らかにする簿書を法令に位置づける検討を行い、必要な措置を講ずる。」(平成17年度中)との回答を得ており、この中で、より法令上の位置づけを明確にするためにも登記に関して、法務省においても国土交通省と調整の上検討すべきと考えたい。 また、貴省の指摘する二重登記を回避するための方策として、例えば、土地区画整理事業が完了した街区ごとに換地処分を行うよう国土交通省と調整の上、現行法を改正することに関しての見解をいただきたい。 なお、本件に関して要望者より以下のとおり再意見がきており、この点を考慮の上、上記を回答いただきたい。 「現行法の単なる解釈であって要望には全く応えていない。現行法によると、行政に届け出た換地計画のすべてが完了するまで換地処分が行われないことが問題なのである。大規模な事業計画においては、完了までに長年月(10年～30年)を要するが、その間、仮換地については底地の登記にもとづく担保設定が可能なので金融機関からの融資が受けられ、当該土地の有効利用がはかれるが、保留地については公的に握るべき保証がないため金融機関からの融資が円滑に行われないが実情で、せっかく売買の話があっても当事者は拱手傍観するばかり。現行法が保留地の流動化を邪魔していることは明白である。 そこで当組合では、具体的な改革手段を提示し、同手段を可能ならしめるよう法改訂を要望したのに、法務省は「現行法上、認められない」という、改革は官民挙げて知恵を出し合わねば達成できまい、現行法をいかに改廃すればよいかが問われているのである。 法務省の指摘する二重登記を回避するための方策として、例えば、土地区画整理事業が完了した街区ごとに換地処分を行うよう現行法令を改訂したらどうか。」	c	-	土地区画整理法第96条の規定する保留地について、現行制度上、登記することができないのは、前回の回答のとおりである。もっとも、換地として定めのない一定の土地については、いわゆる「減歩」として控除され保留地に当てられる地積に相当する土地を、分筆登記によって分離独立させ(土地区画整理事業実施区域内の土地の分筆登記の取扱いについては、平成16年2月23日法務省民二第492号民事局民事第二課長通知によって処理が可能とされた。)新たな処分の登記の対象とすることは、可能である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500009	金融庁、法務省	特定社債に関する担保付社債信託法の一部適用除外	5031	50310003	11	社団法人不動産証券化協会	3	特定社債に関する担保付社債信託法の一部適用除外	特定社債について、担保付社債信託法の一部適用除外とすることができるよう要望する。		特定目的借入に担保をつけると、特定社債にも担保をつけざるを得なくなる場合が多い。この場合、担保付社債信託法が適用となる。その際、以下の規程が適用され社債権者の保護が行われる結果、柔軟な担保処分の仕組みを求める社債権者の利益にかえって反することとなっている。社債権者の保護及び平等の原則の趣旨は理解できるが、特定社債について、社債権者の利益を守り、資産流動化法の活用を推進するため、当事者同士の合意のもと、資産流動化計画に規定すること等一定の要件を満たす場合に、以下の規程を適用除外とすることができるよう要望する。「平等な担保利益の享受」(担保法第71条)「転質・流質契約の禁止」(担保法第73条)「担保の変更」(担保法第75条)「担保権の順位譲渡または放棄」(担保法第75条の2)「担保権の実行」(担保法第82条)	
z0500010	法務省、国土交通省	土地区画整理事業における保留地の流動化促進	5035	50350001	11	埼玉県久喜市吉羽土地区画整理組合	1	土地区画整理事業における保留地の流動化促進	保留地については、土地区画整理組合の長(以下、理事長という)による証明をもって登記可能とするよう土地区画整理法などの関係法を改訂する。	保留地については、理事長は、関係法*所定の要件を充たす証明書(保留地権利書)を発行するものとし、関係者は、該証明書をもって保留地につき登記をすることができる。  *民法第177条、不動産登記法第117条など	土地区画整理事業は長年月にわたって行われるので、その間に保留地の換金処分を希望する権利者が現れるのは当然である。一方、保留地について購入を希望する第三者も少なくない。しかし現行法では、保留地は換地処分までの間登記できないことから、購入者は金融機関から十分な融資を受けられない。ために保留地の流動化が進まず、国も不動産免許税を徴収できない。  上記実態を改革するために、「保留地を法務局の管理として通常の土地に準ずる扱いとすべき」との構想もあるが、区画整理中の保留地を正確に特定することは法務局に過大な負担を強いるものであるから、かかる構想は現実的とは言いがたい。  *事業進行とともに経時的に変化する土地状況の把握、それにもとづく位置図、街区、画地、地積の特定などの作業は、整理事業に通暁した多数の要員を必要とする。(資料A) この問題を解決するため当組合では、かねてより保留地の特定と表示に関する研究をおこなってきたが、先年独自の方式を確立した(資料B)。これによれば関係法に合致した証明書(資料C)を迅速に作成できるので、これにもとづき組合と金融機関等との協定により、適正な融資「保留地ローン」がなされるようになってきている。さらに、抵当権付きの保留地の第三者への転売の場合にもこの証明書(資料C)を加えて抵当権につき明記)をベースに融資が円滑に行われており、過去の事例は100件近い。 このような実績があるものの、現行の土地区画整理法のもとでは換地処分までは保留地の登記ができないことから、通常の土地に比べて保留地の流動性は低い。一般に未登記の土地への融資は、抵当権設定が難しいことから、金融機関は前向きではないからである。そこで、理事長に証明書(保留地権利書)発行の権限を与え、これをもって保留地の登記を可能とするよう関係法の改訂を要望する。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500011	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間 求人情報事業者の活用	・人事院規則8-14 ・「非常勤職員の 適切な採用につ いて(通知)」(平 成15年5月1日 人企-345人事 院事務総局人材 局企画課長)	非常勤職員の採用について は、人事院規則8-14(非常勤 職員等の任用に関する特例)に 基づき行っており、その募集に 当たっては、特定の知識、経 験、技能等の内容、離島やへき 地などの勤務環境、採用の緊急 性等の事情から公募により難い ものを除き、公平性を確保する ために、人事院事務総局人材局 企画課長からの通知をもって示 されたハローワークの利用等の 方法により適切な公募を行って いるところである。	d	-	非常勤職員の採用について は、人事院規則8-14(非常勤 職員等の任用に関する特例)に 規定され、その募集の方法につ いては、人事院事務総局人材局 企画課長からの通知をもって、 公平性を確保するために、特定 の知識、経験、技能等の内容、 離島やへき地などの勤務環境、 採用の緊急性等の事情から公 募により難しいものを除き、ハロー ワークの利用やホームページへ の掲示等の方法により適切な公 募を行うこととされている。 現在のところ、ハローワーク等 を利用することにより無償で前 記法令等に基づく公正な募集方 法を行うことが可能であり、必要 な人材の採用が十分に行えて いるため、民間求人事業者の活 用には至っていない。 今後、制度官庁において、公 平な応募機会の拡大という観点 から民間求人事業者の活用を 方針として打ち出されるのであ れば、そのために必要な募集採 用費用の予算化を検討していかな ければならないと考えている。	該当なし				
z0500012	法務省、外務 省	愛知万博期間中における台湾 人観光客への入国査証免除	出入国管理及び 難民認定法第6 条	入管法上、査証の免除は「国際 約束若しくは日本国政府が外国 政府に対して行った通告により」 行うこととされており、我が国 は、台湾との間で国際法に基づ く公式関係がなく、台湾を外国 政府として認めることが困難で あることから、台湾に査証免除 措置を行うことは困難である。	b		愛知万博期間中における台湾 人に査証免除措置が可能となる よう法的整備も含め検討してい るが直ちに結論を出すことは困 難である。		万博開幕まで100日を切っており、台湾人観光客への周知期間 を考えると、一刻も早く結論を出 す必要がある。早急に法改正を 行うべく関係府省と調整すべき である。	b		万博期間中に間に合うように法的 整備が可能か検討を進めて まいりたい。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500011	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に適切な募集採用費用を予算化し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。		民間の求人情報事業が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。	
z0500012	法務省、外務省	愛知万博期間中における台湾人観光客への入国査証免除	5052	50520001	11	愛知県	1	愛知万博期間中における台湾人観光客への入国査証免除	平成17年3月～9月に開かれる2005年日本国際博覧会(愛知万博)期間中は、台湾人観光客に対する入国査証の取得を免除して頂きたい。	愛知万博を訪れる台湾人観光客の誘致拡大	台湾人観光客は、現在、入国査証が必要であり、発給手続きの煩雑さが訪日観光客拡大の阻害要因となっている。すでに、韓国人観光客は、愛知万博期間中に査証免除となっていることから、台湾人観光客についても同様の措置を望みたい。なお、本年6月に同様の要望を行ったところ、台湾は入管法第6条の「外国政府への通告」との整合性が問題とされ、認められなかったが、その後、台湾を念頭に「権限ある機関」を対象に追加する方向で検討が進められているという報道があり、また、小泉首相からも関係閣僚に台湾人観光客への査証免除の検討指示がなされている。こうしたことから、是非とも、報道にあった様な形で速やかに入管法の改正手続きを進め、万博期間中の査証免除の特例を講じて頂けるようお願いしたい。	(資料) 新聞記事 (16年6月要望) 管理コード z0600008

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500013	法務省、外務省	台湾人修学旅行生に対する入国査証の免除	出入国管理及び難民認定法第6条	入管法上、査証の免除は「国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行った通告により」行うこととされており、我が国は、台湾との間で国際法に基づく公式関係がなく、台湾を外国政府として認めることが困難であることから、台湾に査証免除措置を行うことは困難である。	b		台湾からの修学旅行生に対する査証免除措置については、外交上、治安上及び出入国管理上の問題点等を踏まえつつ総合的に検討する必要があり、直ちに結論を出すことは困難である。		既に、韓国人及び中国人の修学旅行生については、査証が免除されており、台湾人の修学旅行生についても、速やかに入管法の改正を行い、査証免除を実施すべきである。なお、今回要望した台湾人修学旅行生については、愛知万博期間に限らず、恒常的な対応とすべきである。	b		台湾からの修学旅行生に対する査証免除措置については、外交上、治安上及び出入国管理上の問題点を踏まえつつ、恒久的な対応が可能か否かも含めて、総合的に検討してまいりたい。
z0500014	法務省	企業単独型の外国人研修・技能実習制度の要件緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「研修」の項	交代勤務の研修についても、研修生が帰国した後の勤務体系が交代制勤務であること等の一定の要件を満たせば認められる。 現行、技能実習移行対象職種として、62職種113作業が認められている。 企業単独型における研修生の人数は、当該企業における常勤職員の1/20以内とされている。	c	-	について 交代勤務の研修についても、研修生が帰国した後の勤務体系が交代制勤務であること等の一定の要件を満たせば認められる。 について 対象技能等については、公的評価制度に基づき客観的に評価ができるものであって、かつ、研修生送出国のニーズに合致するものである必要があり、業種を問わず技能実習への移行を認めることは、研修・技能実習生が技能を修得し、派遣先国への技能移転を図るとの目的に適合しないことから、このような措置を講ずることは困難である。 について 事実上労働者として扱う等の問題事例が多発しており、これ以上の研修生の受け入れ人数の緩和措置を講ずることは困難である。		具体的にどのような一定の要件を満たせば交代制勤務が可能であるのか示されたい。 貴省の出入国管理政策懇談会報告(H16.12)によると、実務研修と技能実習を合わせた在留資格の創設を検討すべき措置項目に挙げているが、これら報告書を踏まえ、業種を問わず行えるよう検討すべきである。 上記の報告書において、企業活動の多様化に応じた企業単独型研修の柔軟な対応を検討すべき項目に挙げられており、これらを踏まえ、柔軟に検討すべきである。	c	-	について 交代制勤務の研修については、当該研修が研修指導員と同一の勤務時間帯に行われるものであること、日本人従業員の代替として研修生を従事させるなど労働力の確保を目的とするものではないこと、派遣機関の合併企業等において交代制勤務を行う予定である等交代制勤務による研修を行う必要性が認められること、交代制勤務による研修時間が総研修時間に比して著しく長期にわたるものでないこと等を個別に審査して、その可否を判断することとなる。 について 研修・技能実習制度の目的が研修生派遣先国への技能移転である以上、対象技能等については、公的評価制度に基づき客観的に評価ができるものであって、かつ、研修生送出国のニーズに合致するものである必要があり、業種を問わず技能実習への移行を認めることは困難である。なお、「実務研修と技能実習を合わせた在留資格の創設」と対象技能を限らないことは別の論点である。 について 企業単独型における研修生の人数の一般的な緩和は困難であるが、第4次出入国管理政策懇談会報告書において指摘いただいた「企業活動の多様化に応じた企業単独型研修の柔軟な対応」においては、企業単独型の研修生受け入れ人数要件の緩和が必要また可能か否かも含めて検討してまいりたい。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500013	法務省、外務省	台湾人修学旅行生に対する入国査証の免除	5052	50520002	11	愛知県	2	台湾人修学旅行生に対する入国査証の免除	台湾からの修学旅行生に対して入国査証を免除して頂きたい。	台湾からの修学旅行生の誘致拡大	本県には、企業博物館、生産現場など産業観光資源が多数存在する。産業観光は、学習効果が大いことから、修学旅行の旅行先として国内外に積極的にPRしている。海外については、韓国・中国・台湾を主要な誘客対象としているが、台湾修学旅行生のみが、現在、査証免除となっていない。本年6月に同様の要望を行ったところ、台湾は入管法第6条の「外国政府への通告」との整合性が問題とされ認められなかったが、その後、台湾を念頭に「権限ある機関」を対象に追加する方向で検討が進められているという報道もなされているので、是非とも、報道にあった様な形で速やかに入管法の改正手続きを進め、台湾人修学旅行生に対する査証免除を行って頂くようお願いしたい。また、できれば、愛知万博の開幕までに免除措置がなされるようお願いしたい。	(資料) 新聞記事 (16年6月要望) 管理コード z0600009
z0500014	法務省	企業単独型の外国人研修・技能実習制度の要件緩和	5056	50560022	11	(社)日本経済団体連合会	22	企業単独型の外国人研修・技能実習制度の要件緩和	資本関係のある海外関係会社社員の研修受け入れについては、在留資格が「研修」であっても交代勤務の研修を行なえるよう要件を緩和すべきである。 資本関係のある関係会社社員の受け入れについては、業種を問わず技能実習が行なえることを認めるべきである。 企業単独型の場合、研修生の人数の制限を緩和(常勤社員の10%以内)すべきである。		企業が海外に関係会社を保有するなど、経済のグローバル化が進展する中で、海外関係会社の生産現場を担うオペレーター層の人材育成は不可欠であるが、現状の制度では、交代勤務でしか習得できない技能の研修は実施しづらい。 標準化されていない会社独自の技能等が多い職種は、国際研修協力機構の認定を受けられず、技能実習が不可能である。 海外の関連会社の立ち上げなどによって、一度に多くの研修生を受け入れる必要がある場合もある。 企業単独型の研修生受け入れは、企業グループの従業員が研修として来日するものであり、身元保証をしっかりと行なうことができる。	企業単独型の研修であっても日勤のみで交替勤務は原則認められていない。個別の事情に応じて認めるとされているが、実際にはなかなか認められない。 技能実習が認められているのは、一部の対象職種(技能検定対象職種、国際研修協力機構認定職種)に限られている。 研修生の受け入れ人数は、大企業の場合、社員数の5%以内となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500015	法務省	外国人研修・技能実習制度における再研修・再実習の制度化	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「研修」の項	再研修・技能実習を認めるにあたっては、前回の研修終了後にその研修期間と少なくとも同じ期間、修得した技術等を活かした活動を本国で行っているか、前回の研修時と同じ業種であるか、再研修の必要性が認められるか、新たな研修終了後の処遇(職位)等はどのようなものであるか等から判断している	b		再研修・再技能実習の事例集の公表及びガイドラインの策定について検討してまいりたい。		具体的な検討状況及びその実施時期について示されたい。	b		現在、検討を開始している状況ではないため、検討状況、実施時期を明示することは困難であるが、ガイドラインの策定等についてできるだけ早急に措置できるよう検討してまいりたい。
z0500016	法務省	定期借家制度の見直し	良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条借地借家法第38条第2項・第5項	定期借家制度導入前にされた居住用建物の普通借家契約については、当事者の合意に基づく定期借家契約への切替えが、当分の間、禁止されている。定期借家契約を締結する際には、賃貸人は、あらかじめ、賃借人に対し、契約の更新がなく、期間の満了により契約が終了する旨を記載した書面を交付して説明をしなければならず、この説明をしなかった場合には契約の更新がないとする特約は無効となる。床面積が200平方メートル未満の居住用建物の定期借家契約については、転勤、療養、親族の介護等のやむを得ない事情により、建物を生活の本拠として使用することが困難となった場合には、賃借人に中途解約が認められており、この中途解約権を排除する特約は無効となる。	b		本要望に関しては、平成15年7月以降、与党議員による、法改正に向けた具体的な検討が進められている状況にある。法務省としては、こうした検討状況を踏まえつつ、必要な検討・協力等を行っているところである。		法改正に向けた具体的な検討が行われているとの回答であるが、本件については、平成15年12月の総合規制改革会議の第3次答申においても触れられており、定期借家制度の見直しに関する法改正作業の方向性、進捗状況、並びに3点の要望事項の検討状況について具体的に明らかにして頂きたい。また、関連事項であり、上記答申にも触れられている「正当事由制度のあり方の見直し」に関しても検討状況について具体的に明らかにして頂きたい。	b	本件各要望事項及び借家契約の正当事由制度の在り方に関しては、与党議員による検討が進められており、法務省においても必要な協力等を行っているところである。与党議員による検討作業は、法務省から「借家契約の正当事由に関する裁判例調査」の結果を、国土交通省から「定期借家制度実態調査」の結果をそれぞれ聴取し、また、業界団体、借地借家人関係団体、経済団体、学識経験者等から幅広くヒアリングを行うなどした上で、議員が各検討事項についての検討を行うという形で進められているものと承知している。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500015	法務省	外国人研修・技能実習制度における再研修・再実習の制度化	5056	50560023	11	(社)日本経済団体連合会	23	外国人研修・技能実習制度における再研修・再実習の制度化	再研修・技能実習が認められる基準を明確化し制度化すべきである。		元研修生・技能実習生のうち優秀な人材を再び受け入れたいと考えている企業は多い。また、元研修生・技能実習生のなかにも、次は生産ラインの管理者としてのスキル、ノウハウを学びたいといった希望を持つ者も少なくない。	研修・技能実習を終了して帰国した元研修生・技能実習生の再入国については禁止されていないが、帰国後早々の再研修や、前回の研修と同種・同等レベルの再研修は認められていない。再研修・技能実習が認められるのは、帰国・復職後1年以上経過していること、研修技能実習目標・内容が前回よりレベルアップしていることなどの基本的な要件が必要とされることに加え、再研修が必要であると認めるに足りる相当の個別の具体的な理由があると法務大臣が判断した場合に限られている。
z0500016	法務省	定期借家制度の見直し	5056	50560078	11	(社)日本経済団体連合会	78	定期借家制度の見直し	定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約についても既存の賃貸借契約を合意解約し、定期借家契約に変更できるようにすべきである。 定期借家契約に際し、書面交付・説明の義務を廃止すべきである。 床面積200㎡未満の居住用建物の借家人の中途解約権を見直すべきである。		既存の借家契約を定期借家に切り替えることが出来ないことが定期借家制度普及のネックとなっている。 契約上定期借家である旨明記されていれば十分であり、別途書面交付・説明をすることは手続を煩雑にするだけである。 借家人の一方的な中途解約権は法的安定性を阻害し、定期借家制度普及のネックとなっている。	定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約は、当分の間定期賃貸住宅契約への切替が認められない(良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条)。 定期借家契約に際しては、契約の更新がなく、期間の満了とともに契約が終了する旨契約書とは別に書面を交付の上説明しなくてはならない(借地借家法38条2項)。 床面積200㎡未満の居住用建物の借家人は、当該住居がやむを得ない事情により生活の本拠とできなくなった場合、特約がなくても中途解約できる(借地借家法38条5項)。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500017	法務省	複合型分譲住宅における店舗の改修工事の要件緩和	建物の区分所有等に関する法律第17条第1項	共用部分の変更は、その形状又は効用の著しい変更を伴うものに限り、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議で決するものとされている。	d・c	-	区分所有法第17条第1項は平成14年に改正され、共用部分の変更については、共用部分の形状又は効用に著しい変更を伴うものに限り、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議を要するものとされている。そして、このような著しい変更を伴わない共用部分の変更については、区分所有法第18条第1項の「共用部分の管理に関する事項」として、同法第39条第1項により、区分所有者及び議決権の各過半数で決することが可能である。 本要望にある、共用部分たる店舗等のリニューアル改修工事は、その具体的な内容にもよるが、通常は、建物の基本的構造部分を取り壊すなどの著しい加工を伴うものではないことから、共用部分の形状等の著しい変更に当たらず、現行法の下においても、過半数の決議によって工事は実施可能であると考えられる。仮に、店舗等のリニューアル改修工事が建物の基本的構造部分を取り壊すなどの共用部分の著しい変更を伴う工事である場合には、当該工事は、建物の強度・耐震性等に影響を与える、区分所有者全員の利害に重大な影響を及ぼすものであることから、現行の4分の3以上の特別多数という決議要件を維持すべきであり、本要望のように、当該共用部分の変更についての決議要		共用部分の変更については、建物の区分所有等に関する法律第17条により、定められているが、「形状または効用の著しい変更を伴わないものは除く」という適用除外条項の範囲が必ずしも明確になっていない。今後、共同住宅における改修工事等も増えていくこととなるので、ガイドライン等により、周知を図るべく検討いただきたい。	d・c	-	法務省としては、平成14年に改正された区分所有法第17条の改正の趣旨等について、関係団体等に対する説明会の機会や各種出版物を通じて広報を行ったきたところであり、今後とも、その周知徹底に努めていきたいと考えている。 なお、「共用部分の形状又は効用の著しい変更」に該当するか否かは、変更を加える箇所及び範囲、変更の態様及び程度等を総合して、個別・具体的に判断されるものであることから、法務省においては、ガイドラインの作成等は予定していない。
z0500018	総務省、法務省、経済産業省	電子申請における属性認証の統一的な方策の提示	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条第8号	電子署名及び認証業務に関する法律においては、特定認証業務(その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合する電子署名について行われる認証業務)の任意的認定制度を設けている。	d	-	利用者の属性(利用者の氏名、住所及び生年月日を除く、以下同じ。)についての証明は本認定制度の対象外の事項であるが、認定認証業務の電子証明書に利用者の属性を記載することは可能である。 また、属性認証の在り方については、内閣官房、総務省、法務省、経済産業省における検討の結果、次の結論に至り、平成16年12月7日開催のIT戦略本部に報告したところである。 「現行制度の下で、行政書士、税理士、社会保険労務士等の資格者団体が認証局を運用し、本人性及び資格保有を証明しているほか、国が資格者名簿を有する医療関係者についても、現行制度を前提として資格認証も含めた認証基盤の整備を進めている。 このようなことからすると、他の公的資格についても一定の信用性を担保した上での電子的証明が可能であると考えられること、また、資格認証に関する認定制度創設のニーズがないことから、現時点においては、現行制度の下でそれぞれの必要性等を踏まえ、認証基盤を整備していくことが適当である。 なお、電子申請においては、資格者等が代理人となって手続を行うことができないシステムもあることから、引き続き電子政府構築計画に基づき、代理人による申請が可能となるよう対応していく必要がある。この際、地方公共団体に対する電子申請においても、代理人による申請が可能となるよう、政府としてその取り組みを促進していくことが重要である。」		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、検討し具体的対応策を示されたい。  資格認証および代理人による申請について検討しているとの回答であるが、当会が求めているのは、法人の代表者以外の従業者等が電子申請を行う場合の属性認証についての統一的な方策の提示である。 また、「地方公共団体に対する電子申請においても、代理人による申請が可能となるよう、政府としてその取り組みを促進していくことが重要である」とされているが、地方公共団体においても国と同様の措置が講じられるよう、政府が責任を持って取り組むべきである。	d	-	事業者に関する手続は通常「事業者」の意思として行う手続であり、かかる手続において従業員等の電子署名による申請がその所属する事業者の意思による申請であると判断するためには、当該従業員の当該申請に係る代理権の確認が必要である。(当該事業者の部長、課長であるといった内部役職の名称から直ちに当該申請の権限を確認することは、一般的には不可能である。) この代理権の確認は代理申請システムにおいて行うことが適当であることから、各府省の電子申請・届出システムにおいて順次代理申請への対応が進められているところである。 したがって、引き続き電子政府構築計画に基づき、代理申請機能の導入を図ることが、従業員等が事業者のために電子申請を行うことを可能とするための方策であると考えている。 なお、法人に属する代表者以外の者がその名において行うことが可能な手続は例外的な手続であり、かかる手続における申請者が当該事業者に属することの確認方法については、文書による申請の場合の取扱いとのバランスを踏まえ、個々の手続毎に検討されるべきである。 また、地方公共団体については、平成14年度に電子申請システムにおける代理人申請に関する体系的な検討を行い、その成果を地方公共団体に提示しているところであり、今後は必要に応じて改定していく予定である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500017	法務省	複合型分譲住宅における店舗の改修工事の要件緩和	5056	50560081	11	(社)日本経済団体連合会	81	複合型分譲住宅における店舗の改修工事の要件緩和	「建物の区分所有等に関する法律」17条1項の決議の必要条件を(例えば過半数程度まで)緩和すべきである。		議決の必要条件の緩和によって、店舗等のリニューアルの際の時間・コストが節約できる。また、専有部分に影響を与える場合は当該専有部分の所有者の同意が必要とされており(同17条2項)、決議の要件を緩和しても所有者の保護の観点から問題は無いと考える。	一棟の建物に存在している住居、店舗、事務所、倉庫等は規約により当該建物の共用部分とすることができ(建物の区分所有等に関する法律4条2項)、共用部分の変更は区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議を要する(同17条1項)。このため、複合型分譲住宅内の店舗を改修する際、手続が煩雑で時間を要する。
z0500018	総務省、法務省、経済産業省	電子申請における属性認証の統一的な方策の提示	5056	50560135	11	(社)日本経済団体連合会	135	電子申請における属性認証の統一的な方策の提示	法人の従業員等が電子申請を行う場合の属性認証に関する国としての統一的な方策を提示すべきである。その上で、地方公共団体に対する電子申請についても、国と同様の措置が講じられるようにすべきである。		書面による申請においては、法人の代表者ではなく、従業員等による手続が行われている場合がある。一方、電子的手段による申請においては、代表者以外の申請者の法人における属性を証明できないため、あらゆる手続において代表者の電子署名が必要となり、法人の公印管理部門の負担も大きくなることから、電子申請の積極的な利用が妨げられている。手続の内容によっては、代表者以外の者の電子署名があれば足りると考えられるものもあることから、そのような手続については、書面による申請と同様、従業員等による手続を行うことが可能となるよう、企業の従業員等の属性を証明する手段に関する統一的な方策が示されるべきである。これに関連して、「『e-Japan重点計画-2004』(案)に対する意見及びそれらについての考え方」(平成16年6月15日 IT戦略本部資料)において、「政府においては、医師、弁護士等の資格保有等の電子的手段による証明の検討と併せて、企業の従業員等の属性認証についても検討しているところ」とされているが、具体的な検討スケジュールを明示すべきである。また、同資料において、「地方公共団体独自の申請手続については、それぞれの団体の判断に委ねられる」とされているが、「電子政府構築計画(改定)」(平成16年6月14日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)においては、電子政府構築の原則の一つとして、「独立行政法人、地方公共団体、国会、裁判所等国の行政機関以外の機関との連携協力により、国民の利便性・サービスの向上等を総合的・一体的に推進する」とされているところであり、国・地方の緊密な連携による行政手続の情報化に向けた取組みの一環として、地方公共団体に対する電子申請についても、国と同様の措置が講じられることとすべきである。なお、「評価専門調査会第二次中間報告書」(平成16年9月10日 IT戦略本部資料)においても、「オンライン申請や届出の際、企業の従業員等の属性を確認する手段について、統一的な施策を示すべきである」とされている。	法人の従業員等が電子申請を行う場合の役割、所属等の属性認証について統一的な方策が示されていない。



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500019	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除【新規】	-	法務省が民間機関と締結する物品の購入や賃貸借の契約については、債権譲渡禁止特約の条項が盛り込まれている。ただし、信用保証協会及び金融機関に対する売掛債権の譲渡については解除されている。	b	-	経済産業省が実施している債権譲渡禁止特約の部分解除拡大に係る取り組みについては、当省においても、実施の可否を検討することとしたい。		平成16年度中に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)について検討し、結論を得ることについて回答いただきたい。	b	-	債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)については、平成16年度中に実施の可否について結論が得られるよう努力したい。
z0500019	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	-	法務省が民間機関と締結する物品の購入や賃貸借の契約については、債権譲渡禁止特約の条項が盛り込まれている。ただし、信用保証協会及び金融機関に対する売掛債権の譲渡については解除されている。	b	-	経済産業省が実施している債権譲渡禁止特約の部分解除拡大に係る取り組みについては、当省においても、実施の可否を検討することとしたい。		平成16年度中に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)について検討し、結論を得ることについて回答いただきたい。	b	-	債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)については、平成16年度中に実施の可否について結論が得られるよう努力したい。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500019	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省などの一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。
z0500019	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特定目的会社等）を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、統一した対応が求められない。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0500020	法務省	債権譲渡登記制度の拡充	債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第3条 平成10年法務省告示第290号(債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例に関する法律第3条第1項の登記所) 債権譲渡登記規則第22条 債権譲渡登記令平成10年法務省告示第295号(債権譲渡登記令第7条第3項の規定に基づく法務大臣が指定する磁気ディスクへの記録方式)	債権譲渡登記制度は、平成10年10月に創設され、債権譲渡登記に関する事務を司る登記所として、東京法務局が指定されている。平成13年3月からは、予納制度を利用したオンラインによる登記の申請の制度を、平成16年5月からは歳入金電子納付システムを利用したオンラインによる登記の申請及び証明書の交付請求の制度の運用を開始したところである。	b	1. オンラインによる登記申請の情報量の上限(1,500キロバイト)の引上げに当たっては、登記所の回線の増強、機器の増設及びシステムの改修等に相当額の経費を要することとなる。これに要する経費については受益者が負担することとなる。なお、申請1件当たりの情報量に係る調査を実施したところ、申請1件当たりの情報量が1,500キロバイトを超える申請はわずか3.5%にとどまる。そこで、仮に当該上限を大幅に引き上げると、全申請件数の96.5%に相当する利用者は、わずか3.5%の申請のオンライン化を図るために、当該上限の引上げに係る経費を負担することとなる。 また、債権譲渡登記所の拡大に当たっても、各登記所間の回線の新設、各登記所への機器の新規導入、システムの改修及び各登記所への人員配置等に相当額の経費を要することとなり、情報量の上限の引上げと同様な問題が生じることとなる。 2. ところで、e-Japan戦略における電子政府の実現の基本的考え方において、電子政府の実現にあたっては、行政の簡素化、効率化、国民・事業者の負担の軽減を実現することが必要である旨が示されているところである。また、e-Japan重点計画における行政の権限の具体的な施策において、各府省は、申請・届出等手続をオンライン化する場合には、当該事務に係る行政経費の低減を図りつつ、適正に手数料単価を設定するものとする旨が示されている。さらに、電子政府構築計画における電子政府構築の原則において、業務や制度、システムの抜本的な見直しを行い、行政運営の簡素化、業務効率の向上を徹底的に追求することとされ、また、目標として業務・システムの一元化、集中化等業務・システムの最適化により費用対効果を高め、人的・物的資源の効率的な活用を通じた行政の簡素化・合理化を図ることにより、予算効率の高い働きを実現することとされた。 3. そこで、現在、登記申請の情報量等の調査を引き続き実施しているところであるが、情報量の上限の引上げ又は債権譲渡登記所の拡大に当たっては、上記2の情報化に係る政府全体の方針等を踏まえる必要があることから、当該動向を注視しているところである。 したがって、情報量の上限の引上げ又は債権譲渡登記所の拡大の実施時期については、利用状況及び情報化に係る政府全体の方針等の如何によることから、具体的な実施時期を明らかにすることは現時点では困難である。		登記所の設備増強等に係る経費が多額となり手数料が高額になることから要望に応じられないとするが、当該経費を圧縮することによって利用者への転嫁を回避するという観点から検討のうえ、要望に応じられるか再度回答されたい。 出頭による申請窓口を各出張所に広げることについて、費用が多額に上ることから要望に応じられないとするが、当該経費を圧縮することによって利用者への転嫁を回避するという観点から検討のうえ、要望に応じられるか再度回答されたい。 申請1件あたりの情報量が1500キロバイトを超える申請はわずか3.5%であること等から、要望に応じられないとするが、債権譲渡登記の利用状況(債権数、遠方のため出頭せず郵送によって債権譲渡登記を行う利用者数等)は年々変わるものと考えられる。よって、これらの状況の変化によっては、費用対効果の観点から本要望の実現の可能性は高まると考えられるが、平成17年度に利用状況を調査し、登記制度の拡充について検討することについて、回答されたい。		b	について 現在の債権譲渡登記システム(以下「現行システム」という。)において、オンラインによる登記申請における申請1件当たりの情報量の上限(1,500キロバイト)を大幅に引き上げることとすると、現行システムのハードウェアでは対応できず、高性能の機器を新たに導入する必要がある。また、現行システムのソフトウェアについても当該上限の引上げに係る設計変更、開発及び各種試験を実施しなければならぬ。 したがって、申請1件当たりの情報量の上限を大幅に引き上げることとすると相当の経費が必要となり、当該経費を圧縮することは現段階では困難であると考えられるが、経費の圧縮については今後も検討することとした。 について 登記の申請等の窓口を拡大するとすると、各登記所に端末、印刷装置、ネットワーク機器等を導入するとともに、現行システムの大幅な設計変更等を実施しなければならない。さらには、当該運用に係る人員を配置しなければならない。 したがって、登記の申請等の窓口を拡大するとすると相当の経費が必要となり、当該経費を圧縮することは現段階では困難であると考えられるが、経費の圧縮については今後も検討することとした。 について 債権譲渡登記制度を運用するに当たっては、政府の方針、国民のニーズ及び費用対効果等を適時・適切に調査・検討を行った上で制度を運用しているところである。 したがって、申請1件当たりの情報量の上限の引上げ及び登記の申請等の窓口の拡大等、登記制度の拡充についても、引き続き利用状況等を調査した上で検討することとした。	
z0500021	法務省	サービス法における商号規制の緩和【新規】	債権管理回収業に関する特別措置法第13条第1項	債権回収会社は、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない(債権管理回収業に関する特別措置法第13条第1項)。	b	b	債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。		実情、ニーズの把握に努めているところとされているが、状況を明らかにされたい。 検討スケジュールを明らかにされたい。	b	について これまで、全国サービス協会を通じるなどとして、サービス各社及び経済界に対し、アンケート・ヒアリング等の調査を行ってきたところであり、現在もなお調査を進め、サービスの活動範囲に関するニーズの把握に努めているところであって、現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500020	法務省	債権譲渡登記制度の拡充	5056	50560148	11	(社)日本経済団体連合会	148	債権譲渡登記制度の拡充	オンライン申請のシステムを拡充し、情報量の制限を撤廃するとともに、手続の簡素化を図るべきである。また、出頭による申請窓口を各出張所に拡大すべきである。		e-Japan戦略の推進にあたっては、必要な施設等を先行的に整備しなければならない。しかし、情報量による制限が維持されており、オンライン申請の利便性が損なわれている。債権個数の上限を撤廃するだけでなく、情報量による上限を大幅に上げるべきである。少なくとも、上限が維持されている現状においては、申請窓口の拡充を行うべきである。	債権譲渡登記制度のオンライン申請について、情報量による制限が行われている。また、申請窓口についても東京法務局1ヶ所となっている。
z0500021	法務省	サービス法における商号規制の緩和 [新規]	5056	50560149	11	(社)日本経済団体連合会	149	サービス法における商号規制の緩和[新規]	サービス会社が、「債権回収」にかえて、「サービス」を商号中に用いることを認めるべきである。		サービス会社では、通称として「サービス」を使用しているところも多く、「サービス」が定着している。「債権回収」には後ろ向きな印象が付きまとい、サービスの業務が拡大するなかで、円滑な事業展開を前向きに進めたい。	サービスは、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500022	法務省	サービス法における兼業の承認制の緩和【新規】	債権管理回収業に関する特別措置法第12条 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第4条	債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、債権管理回収業及び債権管理回収業に関する特別措置法第12条各号に定める業務以外の業務を兼業することができる(同法第12条ただし書)	b	l	b 債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。		実情、ニーズの把握に努めているところのことであるが、状況を明らかにされたい。 検討スケジュールを明らかにされたい。	b		について これまで、全国サービス協会を通じるなどして、サービス各社及び経済界に対し、アンケート・ヒアリング等の調査を行ってきたところであり、現在もなお調査を進め、サービスの活動範囲に関するニーズの把握に努めているところであって、現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。
z0500023	法務省	担保附社債信託法の見直し【新規】	担保附社債信託法	担保附社債信託法において、担保の変更、担保権の順位の変更、譲渡又は放棄には、社債権者集会の決議を必要とする。	b		社債制度については、現在作業中の会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において、その見直しの要否等について検討中であり、担保附社債信託法についても、社債制度についての検討を踏まえつつその見直しの要否等の検討を進めている。		要望では「平等な担保利益の享受」(担信法第71条)「転質・流質契約の禁止」(担信法第73条)「担保の変更」(担信法第75条)「担保権の順位の譲渡または放棄」(担信法第75条の2)「担保権の実行」(担信法第82条)の見直しを求めており、以上4点についての見直しの方向性について具体的に示されたい。	e		対応の要否の判断のために要望元に対して要望の趣旨等について問い合わせたところ、現行法の正確な理解に基づかないものであること等が判明したことから、要望元において実質的に要望を撤回したものと理解している。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500022	法務省	サービサー法における兼業の承認制の緩和【新規】	5056	50560151	11	(社)日本経済団体連合会	151	サービサー法における兼業の承認制の緩和【新規】	債権管理回収業に係る貸金業、事業再生ビジネス、アセットマネジメント業務など、債権管理回収業にかかわる周辺業務については、承認制ではなく、届出制に緩和すべきである。		兼業承認を受けるまでのコスト・時間がかかり、迅速な業務展開ができない。 債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）は、金融機関等の不良債権処理の促進を図るための特別措置法という臨時的な位置付けで制定された法律であるが、資産流動化・証券化における債権管理回収業務は、常に一定のニーズのあるものであり、恒久的な制度として本制度を整備していくべきである。	サービサーは、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法第12条第1号、第2号以外の業務を兼業するためには、法務大臣の承認を受けることとされている。
z0500023	法務省	担保附社債信託法の見直し【新規】	5056	50560156	11	(社)日本経済団体連合会	156	担保附社債信託法の見直し【新規】	担保附社債信託法を抜本的に見直すべきである。		担保附社債に容易に優先劣後構造を設けることを可能としたり、簡易な手続きにより担保変更を行えるようにするニーズが高まっている。	担保附社債信託法においては、「平等な担保利益の享受」（第71条）に基づき、同一の信託契約における社債権者の間では、担保利益を平等に分配する必要がある。また、担保の変更、及び、担保権の順位譲渡または放棄には、社債権者集会の決議が必要とされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500024	法務省	証券会社の商品勘定での自社株・親会社株式の買付・売却が可能であることの明確化【新規】	商法第210条ノ2, 第211条の2	自己株式の取得については原則として財源規制が課せられている。 子会社による親会社の株式の取得は原則として禁じられている。	c	-	自己株式取得の財源規制は、株式会社の財産についての債権者と株主との利害調整規定であるところ、特定の業を行っている株式会社(=証券会社)が特定の目的で自己株式取得する場合にのみその例外を認めることを合理的に理由付けることはできない。 子会社による親会社株式の取得の禁止は、自己株式取得の潜脱防止及び親会社における適切なガバナンスの確保を図るための規制であるところ、上記と同じく、特定の業を行っている株式会社が特定の目的で行う場合にのみその例外を認めることを合理的に理由付けることができない。		要望者の実務的ニーズを踏まえた上で、証券会社について例外を認めることについて改めて具体的な対応策を検討し、示されたい。	c	-	措置の概要欄に記載した理由により、措置については極めて慎重であるべきと考えている。
z0500025	法務省	一般の信託受益権の譲渡手続の「煩雑さ」の解消	社債等の振替に関する法律第6章	現行信託法には、信託受益権の譲渡及び有価証券化に関する規定は存在しない。 投資信託又は外国投資信託の受益権、貸付信託の受益権、特定目的信託の受益権は、いずれも有価証券化の規定があり、かつ、振替の対象となっているが、それ以外の信託受益権は、有価証券化の規定はなく、かつ、振替の対象ともなっていない。	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目標として作業を行っているところである。 信託受益権の有価証券化及びそれに伴う関係法律の規定の整備については、現行法制下における種々の問題点の把握や分析に努めている段階であり、現時点では検討の方向性は未定であるが、いずれも法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500024	法務省	証券会社の商品勘定での自社株・親会社株式の買付・売却が可能であることの明確化【新規】	5056	50560177	11	(社)日本経済団体連合会	177	証券会社の商品勘定での自社株・親会社株式の買付・売却が可能であることの明確化【新規】	営業の目的をもって一時的に所有する商品有価証券である限り、自社株や親会社株式の所有も認められることを明確にすべきである。		証券会社は、取引所における有価証券売買の円滑な執行、公正な価格形成のために、顧客の売買の相手方となって、売り買いをしなければならないことがある(ディーラー業務)。万一、証券会社が自社株や親会社株式を自由に売買できないとなると、こうした証券の基本業務に支障を来すことになる。また、機関投資家とのバスケット取引や裁定取引において、自社株や親会社株式の売買が自由にできないとなると、株価指数とのトラッキング・エラーが生じ、外国証券との競争上不利となる。	商法上、期末に資本の欠損が生ずるおそれがある場合の自己株式取得や、子会社による親会社株式の取得は禁止されている。したがって、商法を字句どおり解釈すると、自身または親会社が上場している証券会社は、機関投資家とのバスケット取引やそのポジション解消のための裁定取引において、自社株および親会社株式を自由に売買できない可能性がある。
z0500025	法務省	一般の信託受益権の譲渡手続の「煩雑さ」の解消	5056	50560182	11	(社)日本経済団体連合会	182	信託受益権の振替制度の利用可能化【新規】	一般の信託受益権について、口座簿の記載により権利が定まり、振替により権利移転できるように法制度を整えるべきである。		近年、住宅ローンの証券化商品(RMB S)は顕著に増えており(03年度は前年度の倍以上、04年度も半期にして既に前年度水準を上回っており9月末時点で8000億円強)、その大半が一般の信託受益権方式によるものである。この市場を更に拡大するには、流通市場の拡大が不可欠である(注)。しかしながら、発行市場の盛況と比較して、流通市場は未だ未成熟である。その理由の1つとして、一般の信託受益権の譲渡手続の煩雑さが指摘されている。一般の信託受益権についても、振替制度を導入することにより、流通市場の厚みが増し、それによる発行市場の更なる拡大が期待できる。なお、現行法制下で振替制度の対象となっている特定目的信託方式の信託受益権は、流動化計画の届出、税にかかわる導管性、信託自体のガバナンス条件等制約条件が多く、住宅ローンの証券化における利用は皆無に近い。(注)住宅ローンは一般に長期のものであり、投資家は長期固定金利のリスクを回避する傾向があることから、「売り」によって投資資金を回収できる方法が整備される必要がある。	民法上は資産流動化法に定める特定目的信託の受益権は、社債等振替法の適用の対象となっているが(社振法125)、一般の信託受益権は、証取法第2条第1項に定める「みなし有価証券」であっても、社債等振替法の対象となっていない。一般の信託受益権の譲渡は、民法上は指名債権譲渡として取り扱われるため、通常は、売買当事者間で受益権譲渡契約を取り交わし、債務者(信託の受託者)の異議なき承諾により対抗要件を取得して(民法467)、権利の移転を行っており、大変煩雑な手続となっている。



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500026	金融庁、法務省	一般の信託受益権を振替制度の対象とすること	社債等の振替に関する法律第6章	現行信託法には、信託受益権の譲渡及び有価証券化に関する規定は存在しない。投資信託又は外国投資信託の受益権、貸付信託の受益権、特定目的信託の受益権は、いずれも有価証券化の規定があり、かつ、振替の対象となっているが、それ以外の信託受益権は、有価証券化の規定はなく、かつ、振替の対象ともなっていない。	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目的として作業を行っているところである。信託受益権の有価証券化及びそれに伴う関係法律の規定の整備については、現行法制下における種々の問題点の把握や分析に努めている段階であり、現時点では検討の方向性は未定であるが、いずれも法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。					
z0500027	法務省	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人の受入に係る在留資格の整備【新規】	出入国管理及び難民認定法別表第1	在留資格「技術」、「人文知識」においては「本邦の公私の機関との契約」が必要となる。	b		国際請負、国際労働派遣といった形態が多く見られるに至った場合には、「本邦の公私の機関との契約があること」という要件の見直しについて検討する必要があるが、単純労働者や低賃金労働者の受入れ等の悪用を防ぐ必要があり、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令の適用等について厚生労働省を始め関係省庁と協議をしながら検討していく必要がある。		近年のわが国企業による国境を越えた様々な提携・協力や事業再編等の増加に伴い、外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人の受入は喫緊の課題である。その際、受入れる人材は「人文知識・国際業務」や「技術」等の学歴要件、経験要件等に該当する高度人材であり、単純労働者や低賃金労働者ではない。従って、関係省庁との協議を急ぎ、「本邦の公私の機関との契約」の要件、あるいは解釈・運用の見直し等を早急に行い、その結果を規制改革・民間開放推進3ヵ年計画の改定計画に盛り込むことにより、これら人材の円滑な受入を図りたい。	b	今後、本年春を目的に策定予定の「第3次出入国管理基本計画」の協議の場等において関係省庁と協議していく必要があり、検討結果を規制改革・民間開放推進3ヵ年計画に盛り込むことは困難である。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500026	金融庁、法務省	一般の信託受益権を振替制度の対象とすること	5056	50560182	21	(社)日本経済団体連合会	182	信託受益権の振替制度の利用可能化【新規】	一般の信託受益権について、口座簿の記載により権利が定まり、振替により権利移転できるように法制度を整えるべきである。		近年、住宅ローンの証券化商品（RMB S）は顕著に増えており（03年度は前年度の倍以上、04年度も半期にして既に前年度水準を上回っており9月末時点で8000億円強）、その大半が一般の信託受益権方式によるものである。この市場を更に拡大するには、流通市場の拡大が不可欠である（注）。しかしながら、発行市場の盛況と比較して、流通市場は未だ未成熟である。その理由の1つとして、一般の信託受益権の譲渡手続の煩雑さが指摘されている。一般の信託受益権についても、振替制度を導入することにより、流通市場の厚みが増し、それによる発行市場の更なる拡大が期待できる。なお、現行法制下で振替制度の対象となっている特定目的信託方式の信託受益権は、流動化計画の届出、税にかかわる導管性、信託自体のガバナンス条件等制約条件が多く、住宅ローンの証券化における利用は皆無に近い。（注）住宅ローンは一般に長期のものであり、投資家は長期固定金利のリスクを回避する傾向があることから、「売り」によって投資資金を回収できる方法が整備される必要がある。	民法上は資産流動化法に定める特定目的信託の受益権は、社債等振替法の適用の対象となっているが（社振法125）、一般の信託受益権は、証取法第2条第1項に定める「みなし有価証券」であっても、社債等振替法の対象となっていない。 一般の信託受益権の譲渡は、民法上は指名債権譲渡として取り扱われるため、通常は、売買当事者間で受益権譲渡契約を取り交わし、債務者（信託の受託者）の異議なき承諾により対抗要件を取得して（民法467）、権利の移転を行っており、大変煩雑な手続となっている。
z0500027	法務省	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人の受入に係る在留資格の整備【新規】	5056	50560235	11	(社)日本経済団体連合会	235	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人の受入に係る在留資格の整備【新規】	当該外国人を円滑に受入れられるよう、在留資格を整備すべきである。 例えば、わが国企業と外国企業間の契約をもって、あるいは、わが国企業と当該外国人とが何らかの覚書を交わすことにより、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」における「本邦の公私の機関との契約に基づく」との要件を満たすこと等を含め、検討する必要がある。		近年、わが国企業の更なる国際競争力強化に向けて、共同研究・開発、マーケティングやコンサルティングのアウトソーシング化等、国境を越えた様々な協力や事業再編等が増えている中、上記外国人を受入れるための在留資格の整備が不可欠である。しかしながら、現状では、外国企業がわが国に本店、支店、その他の事業所を有しないことから、在留資格「企業内転勤」は使えず、また、わが国企業と当該外国人の間には契約が存しないことから、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」の要件も満たさない。 さらに、在留資格「短期滞在」では、在留期間が90日以内とされていることから長期に渡り滞在することはできず、在留資格「研修」では、実務研修を伴う場合座学を行うことが求められる。	わが国企業と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業とが一定の契約を締結した際、同契約を履行するにあたり、同契約に基づき外国企業の専門的・技術的分野の外国人を一定期間、わが国に受入れる必要性が高まっている（例えば、わが国企業と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業とが、共同研究・開発契約を締結し、先端技術に関する共同研究・開発を行うにあたり、外国企業の技術者に数年間、わが国企業の本社研究部門において、わが国企業との共同研究を進めさせる等。 その際、当該外国人の給与は外国企業より支給され、その指揮下におかれる）。しかしながら、出入国管理難民認定法・同第七条第一項第二号の基準を定める省令においては、上記に対応する在留資格が規定されていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500028	法務省、厚生 労働省	看護師の就労制限の撤廃	出入国管理及び 難民認定法第7 条第1項第2号 の基準を定める 省令の表の「医 療」の項	我が国の看護師等の資格を有 していることを条件に、4年を限 度として、研修として業務を行う ことを認めている。	c	-	現行の看護師に係る就労制限 は業務独占資格の所管官庁で ある厚生労働省との協議を経て 設けられているものであり、当省 としては、それぞれの行政分野 を所管する関係行政機関との協 議等を経ることにより、上陸許可 基準が同法第7条第1項第2号 にあるように「我が国の産業及 び国民生活に与える影響その 他の事情を勘案」したものと考 えていると考えており、看護師に 係る基準の緩和については厚生 労働行政の観点から問題が ないことが前提となるものと考え ている。		規制改革・民間開放の推進に関 する第一次答申(平成16年12月 24日)を踏まえ、着実に実施され たい。	c	-	「規制改革・民間開放の推進に 関する第一次答申」を踏まえ、 厚生労働省と協議をしつつ、適 切に対応してまいりたい。
z0500029	法務省	インターネットを利用した公図・ 地積測量図の閲覧の実現【新 規】	不動産登記法第 21条、不動産登 記法施行細則第 37条 電気通信回線に よる登記情報の 提供に関する法 律第1条、第2条 電気通信回線に よる登記情報の 提供に関する法 律施行規則第1 条第1項	不動産登記法第17条に規定す る地図、同法第24条ノ3に規定 する地図に準ずる図面及び同法 第80条に規定する地積測量図 の閲覧については、現時点では 登記所へ出頭して行うのみであ る。	b		インターネットを利用した地図、 地図に準ずる図面及び地積測 量図の閲覧の対応については、 制度的な手当て及び対応するた めのシステムの構築等について 検討したい。		謄本データのインターネットによ る閲覧は、利用者の利便性の向 上につながっており、また、法務 局の事務の効率化にもつながっ ていると考えられる。要望者とし ても、地籍測量図等においても、 早急に対応することを望んでい るため、本年度中に検討を開始 し、来年度に措置することを望 むものである。また、現在の閲 覧システムは、午前8:30～午後 7:00までと時間の制限が設けら れている。インターネットによる 閲覧については、24時間閲覧可 能とすることにより、利用者の利 便性はさらに向上すると考えら れる。時間の延長について検討 されたい。	b		インターネットを利用した地図、 地図に準ずる図面及び地積測 量図の閲覧については、実現に 向けて既に検討を開始している ところであるが、前提として、地 図情報のコンピュータ化が必要 となる。地図情報のコンピュータ 化のためには、その制度的な手 当て、紙又はマイラー地図から の電子データへの移行及びシス テム構築等が必要であり、平成 18年度以降、段階的に各登記 所で地図情報のコンピュータ化 を実施していくことを検討してい る。 インターネットを利用した登記情 報提供システムの利用時間の 延長については、運用上の問題 を含め、現行の登記情報シス テム全体に関わる問題であり、レ ガシーシステムの見直しに係る システム最適化の計画の中で実 現すべく検討しているところであ る。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500028	法務省、厚生 労働省	看護師の就労制限の撤廃	5056	50560237	11	(社)日本経済団体連合会	237	看護分野での外国人労働者の就労制限の緩和【新規】	わが国看護師試験に合格した外国人が「医療」分野での在留資格で看護師として活動する場合、EPA/FTA交渉において合意した場合に限らず、4年間の研修目的としての業務のみ認めるといった制限を撤廃すべきである。		看護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の看護水準の維持・充実の観点から、日本人と外国人の就労機会における公平性を図りつつ、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。現在、わが国とのEPAの交渉が行われているフィリピン等から、同分野における労働市場の開放が強く要望されており、交渉相手国との互恵的なEPA締結の観点から、EPA/FTA交渉において合意した場合、同意に基づき一定の手続きを経て在留資格を取得した外国人看護師の就労制限を廃止することは必要である。加えて、それに限定することなく、広く高度人材をわが国に受け入れるとの観点からも、「医療」分野で在留資格を取得する外国人看護師についても、就労制限を廃止することが重要である。	わが国の看護師国家試験に合格した外国人が看護師として「医療」分野での在留資格で活動する場合は、4年間のみの研修目的としての業務に制限されている。
z0500029	法務省	インターネットを利用した公図・地積測量図の閲覧の実現【新規】	5056	50560252	11	(社)日本経済団体連合会	252	インターネットを利用した公図・地積測量図の閲覧の実現【新規】	公図、地積測量図についても、登記情報同様、インターネットでの閲覧を実現すべきである。		現在、公図、地積測量図の閲覧のためには管轄の登記所に向かなくてはならない。インターネットでの閲覧が可能になれば、大いに利便性が高まる。	登記所に備え付けてある公図、地積測量図は公開されており、必要事項を記入した申請書を提出すれば、これら図面の閲覧又は写しの交付を請求することができる。現在、登記所が保管する登記情報については、インターネットを通じて請求・入手すること（有料）が可能となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0500030	法務省	企業グループ内における有償での法務サービス提供の解禁【新規】	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で、他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、違反者には刑罰が科せられる。	c	-	<p>c</p> <p>弁護士法第72条は現在においても合理性、妥当性を有する規定と考えている。</p> <p>グループ企業であっても法人格は別であるから、グループ企業間での法律事務の取扱いであっても弁護士法第72条の規制対象となる。</p> <p>グループ企業間の法律事務の取扱いについて同条の規制対象外とした場合、グループ企業関係を作り出さずれば他者の法律事務を取り扱うことが許容されることになる(例えば、反社会的勢力がある企業の債務整理に介入して債権者と交渉する場合において、そのまま行う場合は同条違反となるのに、当該企業の議決権の相当部分を無償あるいは低廉な額で取得し、親子関係やグループ関係を作り出した上で行う場合は同条違反にならないことになる)が、これは、国民の利益の保護や法律秩序を維持を目的とする同条の規制の趣旨からして相当でない。</p> <p>したがって、グループ企業間の法律事務の取扱いを同条の構成要件から除外することは相当でない。</p>		<p>要望者から下記の通り再意見が提出されているので、回答いただきたい。</p> <p>(要望者再意見)</p> <p>以下の理由から再要望したい。</p> <p>(1)回答は、「国民の利益の保護や法律秩序を維持」が弁護士法72条の目的としているが、最高裁判例(昭和46年7月24日)は、「当事者その他の関係人らの利益の保護」が同条の第一義的な目的であり第二義的な目的が「法律秩序の維持」としてあり、これと合致していない。同条は、一般的な国民の利益の保護を目的とし、法律秩序の維持を一義的な目的とするものではなく、規制改革にあたっては、当事者その他の関係人らの利益の保護が一義的に念頭に置かれるべきである。</p> <p>(2)グループ間では、法的サービスの提供を依頼しようとするグループ会社は、他のグループ会社の法務能力について熟知しており、当事者その他の関係人の利益が害されることは考えにくい。これに対して弁護士法72条を課すことは過剰な規制である。</p> <p>(3)回答が弊害として挙げる反社会的勢力の介入に関しては、債務者本人が反社会的勢力であることも通常想定できる中で(準則主義で設立が認められている法人や、自然人では、反社会的勢力が債務者本人となることを排除することは難しい)、反社会的勢力によって親子関係が不自然に創出される可能性の存在は、規制を存置する理由としては説得力に欠ける。</p> <p>(4)法務部門による自社の訴訟代理の解禁の要望について全く回答がない。</p>	c	-	<p>(1)御指摘の最高裁判決は、「資格もなく、なんらの規律にも服しない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益を損ね、法律生活の構成円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することとなるので、かかる行為を禁止するために設けられたものである」と判示しており、弁護士法第72条は「当事者その他の関係人らの利益の保護」と「法律秩序の維持」の双方を目的とするものであって、前者が第一義的な目的であり、後者は第二義的な目的にとどまるとしていないと考えている。このことは、非弁護士の介入に当事者や関係人が同意したとしても同条違反の成否に消長を来さないことからも明らかである。なお、前回の回答において「国民の利益の保護は、上記最高裁判決の「当事者その他の関係人らの利益の保護」と同じ趣旨で用いたものである。</p> <p>(2)前回の回答のとおり、グループ企業関係が存在しさえすれば他人の法律事務を(報酬を得る目的で、業として)取り扱うことができるのであれば、弁護士でない者が法律事務を行うことを目的としてグループ関係を作り出した上で他人の法律事務を取り扱う行為に及ぶおそれがあり、そのような行為が行われれば国民の利益や法律秩序が害される。したがって、グループ企業間における法律事務の取扱いについても、引き続き、弁護士法第72条の規制の対象とする必要があると考えている。</p> <p>(3)債務者本人が反社会的勢力であることも通常想定できる中で、ある部分は趣旨を正確に理解し、当事者・関係人が反社会的勢力であるかどうかと、他人の法律事務を(報酬を得る目的で、業として)取り扱う者が反社会的勢力かどうかとは、次元の異なる問題であるとする。</p> <p>(4)訴訟代理は民法の代理を前提とするものであるから、仮に従業員が自社の訴訟代理人となる場合、当該従業員は、会社の使者ではなく、会社とは別人格を有する他人として活動することになるから、会社という他人の法律事務を取り扱っていることになる。そうすると、従業員にすぎない者に訴訟代理人となることを認めることは、法廷で他人のために訴訟行為を行う者は原則として法律専門家としての能力的・倫理的担保のある弁護士に限るといふ弁護士代理の原則(民事訴訟法54条)に反すること、弁護士でない者が形式的に会社の社員になることによって、不特定・会社の企業の訴訟に關与することを業とすることができるようになってしまふなど、弁護士法第72条の規制目的が容易に濫用されてしまふ</p>
z0500031	法務省	民事裁判のオンライン申請の早期実現【新規】	民事訴訟法第47条、第53条第3項、第133条第1項、第143条第2項、第161条第1項、第261条第3項、第264条、第265条第2項、第286条第1項、第293条第3項、第314条	民事訴訟に関する手続のうち、訴えの提起など裁判所に対する申立て等については、現行法上、書面によることとされている。	a		<p>民事訴訟手続のオンライン化のための改正を含む「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律」が第161回国会において成立し、平成16年12月3日に公布された(法律第152号)。同法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている(同法附則第1条本文)。</p> <p>同法においては、民事訴訟に関する手続における申立て等のうち、法令上書面をもってすることとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするものについては、最高裁判所規則の定めるところにより、電子情報処理組織を用いてこれを行うこと(オンライン化)ができるものとされている。</p>		<p>「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律」が第161回国会において成立し、平成16年12月3日に公布された(法律第152号)。同法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている(同法附則第1条本文)」とのことであるが、要望者は、知的財産高等裁判所設置法の施行に合わせてオンライン申請を認めることが望ましいとしており、平成16年度中に同法を施行することについて、回答いただきたい。</p>	a		<p>「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律」の施行期日については、「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成16年政令第418号。なお、同政令は、平成16年12月27日に公布された。)により、平成17年4月1日と定められた。なお、知的財産高等裁判所設置法(平成16年法律第119号)は、平成17年4月1日から施行される(同法附則)。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500030	法務省	企業グループ内における有償での法務サービス提供の解禁【新規】	5056	50560260	11	(社)日本経済団体連合会	260	企業グループ内における有償での法務サービス提供の解禁【新規】	<p>企業グループ内における有償での法務サービス、法務部門による自社の訴訟代理を解禁すべきである。</p> <p>ここで企業グループ内における有償での法務サービスとは以下のものである。</p> <p>親会社の法務担当者による子会社または関連会社に対する法務サービスの提供 子会社または関連会社の法務担当者による親会社に対する法務サービスの提供 子会社または関連会社の法務担当者による他の子会社または関連会社(いわゆる兄弟会社)に対する法務サービスの提供</p>		<p>近年、各企業は、経営資源の大幅な見直しを行い、経理、財務、総務、人事などの業務については、親会社あるいは専門の子会社が、有償で企業グループ内の各社にサービスを提供する体制を構築している。しかしながら、法務業務については、弁護士法の規定により、そのようなサービスの提供が禁止されており、経営資源の適切な集中による企業経営の効率化が図れない。</p> <p>また、そもそも弁護士法の規制の趣旨は、適切でない者が法務サービスを有償で引き受けることを防止し、もって法律サービスの依頼者を保護するものと考えられるが、グループ内の法律サービスの提供により依頼者の利益が害される恐れはない。</p>	<p>弁護士法第72条は、弁護士資格のない者が、報酬を得る目的で他人の法律事務を取り扱うことを禁じている。同条は、親会社の法務担当者が子会社の法律事務を取り扱うことも禁止されていると解釈されている。この点については、平成15年12月8日に示された法務省の見解によって、コピー代等の実費は報酬にあらず、「法律事務」に該当するためには、事件性が必要という方針が明らかにされ、企業グループ内における法務サービスの提供に一定の理解が示された。</p> <p>しかしながら、完全子会社であっても、法人格を別にする以上あくまでも「他人」であることが明確にされた。また、同見解によっても、子会社から報酬を得て具体的な紛争に関連した法務サービスを提供することは、依然として弁護士法第72条に抵触することになる。</p>
z0500031	法務省	民事裁判のオンライン申請の早期実現【新規】	5056	50560261	11	(社)日本経済団体連合会	261	民事裁判のオンライン申請の早期実現【新規】	<p>「民事訴訟手続等の申し立て等のオンライン化」を早期に実現すべきである。</p>		<p>民事裁判の尚一層の迅速化と、事務処理の効率化のため、インターネット等を利用したオンラインによる申し立てを要望する。</p> <p>特に知的財産権に関わる裁判は、一般事件より迅速に解決されることが望ましく、知的財産高等裁判所設置法の施行(平成17年4月)にあわせ、オンライン申請を認めることが望ましいと考える。</p>	<p>行政手続については、「行政手続オンライン法」(平成15年2月施行)により、オンライン化の為の共通規定の整備が進められているが、裁判手続等については一律に適用対象から外されている。</p> <p>本件についてはオンライン化の実現を目指し、「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が第159回通常国会に提出されたが、継続審議となっている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500032	法務省	一定の民間事業者がタイムスタンプを付した電子データへの確定日付ある証書としての効力の付与	民法施行法第5条	確定日付ある証書として、公正証書、官庁又は公署においてある事項を記入し日付を記載した私署証書等が規定されているほか、指定公証人が電磁的に記録された情報に日付情報を付した場合における当該情報も確定日付ある証書とみなされている(民法施行法第5条)。	b		指名債権譲渡の対抗要件としての債務者に対する通知・承諾は、確定日付ある証書をもってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないとされ(民法第467条第2項)、債権が二重に譲渡された場合、譲受人相互間の優劣は、確定日付ある証書による通知・承諾の先後関係によって決せられる。このように確定日付には、当事者の権利の得喪直接関わるといふ法律上の効力が認められており、高度の信用性、制度としての永続性の確保が強く要請される。民法施行法第5条はかかる趣旨から、確定日付の対象を一定の範囲に限定しているものであり、民間事業者が行うタイムスタンプに確定日付の効力を付与するためには、上記信用性等が担保されることが不可欠の前提となることから、措置の可否については慎重な検討が必要である。なお、電子的手段による債権譲渡を推進するための施策については、新たな法律の制定も視野に入れた検討が、政府において進められているところである(e-Japan重点計画 - 2004参照)		規制改革・民間開放推進会議のITWGにおいて議論された内容を踏まえて回答されたい。	b		確定日付の効力を付与することの適否についての基本的考え方は、先に回答したとおり。なお、本件については、規制改革・民間開放推進会議ITWGにおける議論等を踏まえ、2005年度中に結論を得るべく、総務省及び経済産業省とともに検討を開始したところである。
z0500034	法務省	電磁的方法による保険証券交付の容認	商法第649条、683条、815条第2項	保険契約者から請求された場合には、保険証券を交付することが必要である。	c	-	現行法においても、保険契約者が電磁的方法によることも可として保険証券に記載されるべき情報の提供を求める場合には、書面たる保険証券の交付の請求には当たらず、保険会社が電磁的方法をもって当該情報の提供を行うことは差し支えない。他方、保険契約者が現に書面たる保険証券の交付を求める場合には、電磁的方法の利用が困難な者が存しうる以上、その同意なくして電磁的記録の交付をもって書面たる保険証券の交付に代えることができるものとする点については、極めて慎重であるべきと考える。		本要望は、電磁的な方法により保険証券の交付を可能としたい、という要望であり、保険証券に記載すべき情報の電磁的な提供の可否を問うているものではない。他方、貴省の回答によれば、保険契約者による同意がある場合は、現行法においても、「電磁的な方法による保険証券の交付は、紙としての保険証券を作成・郵送に代えて可能である」と読めるが、そのような解釈で正しいかあらためて回答いただきたい。	c	-	保険証券に係る商法上の規制の内容は、あくまで保険者(保険会社)が保険契約者から書面たる保険証券(その法的性質は証拠証券(保険契約が成立したか否か、あるいは、その内容いかん等に関して争いがある場合に、それを証明する一応の証拠となるべきもの)であり、必要に応じ再発行され得る。)の交付の請求を受けた場合において、保険者にその請求に応じて書面たる保険証券を交付すべき義務を課しているにすぎない。他方、書面たる保険証券以外の方法による保険証券の成立及びその内容についての証拠資料の提供については、電磁的方法による提供を含めて何ら規制が置かれておらず、保険者において自由に行い得るところである。なお、法制的に、「証券」は書面によるものに限定されており、再検討要請にいう「電磁的方法による保険証券の交付」とは「保険証券に記載すべき情報の電磁的な方法による提供」にほかならない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500032	法務省	一定の民間事業者がタイムスタンプを付した電子データへの確定日付ある証書としての効力の付与	5059	50590047	11	社団法人全国信用金庫協会・ 信金中央金庫	47	一定の民間事業者がタイムスタンプを付した電子データへの確定日付ある証書としての効力の付与	(民法施行法の規制の緩和) 右記同様	電子署名法上の認定を受けた認証事業者等一定水準以上の技術的信頼性を有する民間事業者がタイムスタンプを付した電子データについて、電子公証制度における電子確定日付と同様に、確定日付ある証書とみなすこととする。	電子公証制度による電子確定日付は、債権譲渡等の電子取引をシームレスで瞬時に行うシステムに適さない。また、電子署名法上の認定を受けた認証事業者等にも電子確定日付の付与を許容することにより、一定水準以上の技術的信頼性を確保しつつ、利用者利便の向上を期待することができる。確定日付付与の民間開放にあたっては、必要最小限度の範囲内で公証人に対する監督に準じた規制に服することとする等による対応も可能であると思われる。	継続
z0500034	法務省	電磁的方法による保険証券交付の容認	5060	50600014	11	(社)日本損害保険協会	14	電磁的方法による保険証券交付の容認	商法上の規定に基づき保険契約者から保険証券の交付を求められた場合において、電磁的方法による交付が可能となるよう規定を整備して欲しい。	保険証券のペーパーレス化により、印刷コスト・郵送コストが軽減される	現在、保険証券の交付は書面によりなされることを要すると解されているが、損保は1年契約が大宗を占めており、毎年の保険証券発行・郵送に係るコストが負担となっている。また既に社債や株券等のペーパーレス化が実現されている中、いわゆる証拠証券たる保険証券についても事業者のコスト削減といった同様の観点から規制緩和をする意義はあると思われる。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500035	法務省	商業・法人登記の行政書士への 解放	司法書士法第3 条第1項第1号、 第2号、第73条第 1項、第78条	司法書士会に入会していない司 法書士又は司法書士法人でな い者は、登記に関する手続につ いて代理することはできない。ま た、違反者には刑罰が科せられ る。	c	—	商業・法人登記は、国民の権利 に多大な影響を及ぼすものであ り、この登記手続を代理するた めには、高度な法律知識及び専 門的能力が要求されるので、資 格者以外の者が当該業務を行う ことは、国民の権利の保全及び 登記事務等の適正な運営の観 点から認められない。	回答では商業・法人登記には高度 な法律知識及び専門的能力が求め られることから司法書士以外に行わ せることはできないとされているが、 規制改革による活力ある社会の実 現、国民の利便性及び負担軽減の 観点から、要望にあるとおり、商業 登記申請手続について、行政書士 等の取り扱いを認めることが重要と 考えられる。 この点を踏まえ、 改めて要望の実現に向けた具体 的対応策を検討され、示されたい。 なお、登記事項は法定されており、 定款作成時のように絶対的記載事 項、相対的記載事項、任意的記載 事項があるものとは異なり、登記す べき事項のみ登記申請すればよい こととされている。当然、業務とし て行うからには専門的能力を有してい ることが前提であり、行政書士等は 定款作成・認証などに携わっている こと等から、法的知識及び専門的能 力が十分備わっているものと考えら れる。この点も踏まえ、積極的な検 討をお願いしたい。 上記 を踏まえた実施時期につ いて、その時期となる理由を含め具 体的に示されたい。	—	商業・法人登記手続を代理し て行うには、商法等の民事実 法はもとより、商業登記法や商 業登記規則等に関する高度な 法律知識及び専門的能力が要 求される。司法書士は、その資 格の取得に幅広い法律分野に おける試験が課されており、高 度な法律知識及び専門的能力 が要求される登記業務を扱う十 分な適格性を有するといえる が、行政書士については、定款 作成や認証に携わっていること 等をもって、これが満たされてい るとはいえないことから、商業・ 法人登記の申請代理を資格者 以外の者に行わせるのは相当 でない。		
z0500036	国土交通省、 財務省、法務 省、厚生労働 省、農林水産 省	港湾・輸出入手続等の一層の 簡素化	出入国管理及び 難民認定法第1 6条、56条、57 条 出入国管理及び 難民認定法施行 規則第15条、1 5条の2、51条、 52条、61条の3	輸出入・港湾関連手続につい て、各省庁への届出等のうち一 部重複する手続についてシング ルウィンドウ化を図ったところ である。	b	—	手続の見直しについては、規制 改革・民間開放推進3か年計画 において、シングルウィンドウ化 の成果と問題点を踏まえ、申請 手続や申請書類の徹底した省 略、簡素化を図り、速やかにワ ンストップサービスの一層の推 進を図ることとしており、関係者 の意見をふまえて、業務・システ ムの最適化計画を平成17年度 末までのできる限り早期に策定 するよう、関係府省と検討を進 めているところである。 また、手続の簡素化、国際標準 への準拠の一環として、外国船 舶の入出港に関する手続や必 要書類の簡易化を図ることを内 容とする「国際海運の簡易化に 関する条約(仮称)(FAL条約)」 の平成16年度中の批准に向け 関係府省は一体となって取り組 んでいるところである。	FAL条約の平成16年度中の批 准に向けて、とあるが、具体的 なスケジュールについて示され たい。また、最適化計画につい ても、策定に至る具体的なスケ ジュールを明確に示されたい。	b	FAL条約の締結については、次 期通常国会への提出、平成17 年秋頃の締結を予定している。 輸出入及び港湾・空港手続関係 業務等の最適化計画の策定に ついては、最適化に係る見直し 方針の策定を平成17年6月ま でに行った後、平成17年度末ま でのできるだけ早期に最適化計 画の策定を行うこととしている。 「電子政府構築計画」におい ても、平成17年度末までのでき る限り早期に策定することとし ていることから、このスケジュー ルに沿うよう、関係府省と検討を進 め早期策定に向け努力していき たい。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500035	法務省	商業・法人登記の行政書士への解放	5071	50710001	11	日本行政書士会連合会	1	商業・法人登記の行政書士への解放	司法書士法第3条により、法務局又は地方 法務局に提出する書類の作成と手続は司法 書士の専管業務とされているが、商法の全 面改正を踏まえて中小企業の会社法制に変 更が生ずることが考えられるので、商業登 記申請に限り行政書士、税理士、中小企業 診断士等にも手続が行えるよう規制を緩和 されたい。	商業・法人登記手続を行政書士等に認める ことにより、依頼者（国民）は迅速・確 実・廉価なサービスを受用することとな り、依頼者の利便性が増す。なお、平成1 5年における登記事件は20,402,695件であ り、商業・法人登記は2,032,610件 (10%)を数える。	法人設立では、定款、総会議事録等は行政 書士が作成し、登記のみ本人申請、あるい は司法書士に依頼することになる。依頼者 は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む 中で、制限があるため、手続の煩雑さと負 担を強いられている。当該手続を行政書士 等にも行えるようにすることで、依頼者た る国民は迅速・確実・廉価なサービスを受 用することが可能となり依頼者の利便性が 増す。	
z0500036	国土交通省、財 務省、法務省、 厚生労働省、農 林水産省	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	5076	50760003	11	社団法人日本船主協会	3	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	全ての港湾・輸出入関連手続を対象とし て、申請の必要性が失われたもの、申請の 中で削除できる項目、さらに省庁間に共通 する項目の標準化、統一化できるものを抽 出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡 素化するよう要望する。		2003年7月23日より輸出入・港湾諸手続の シングルウィンドウ化が関係省庁により実 現されているが、実態は各種申請・手続 の見直しや簡素化がなされず、単に既存の システムが接続されただけのものであるた め、利便性の向上には結びついていない。 従って、全ての関連手続を対象として、申 請の必要性が失われたもの、申請の中で削 除できるも項目、更に省庁間に共通する項 目の標準化、統一化できるものを抽出した 上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化 することを要望する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500037	警察庁、法務省	日本籍船でのカジノの自由化	刑法第185条第186条 1 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する(刑法第185条)。 2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する(刑法第186条第1項)。 3 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3年以上5年以下の懲役に処する(刑法第186条第2項)。	カジノに係る行為は、刑法第185条及び186条に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。	c		C:全国規模で対応不可 刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すことはできない。いずれかの省庁において、カジノを法制化する法律を立案することになれば、その内容について、法務省が個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。		日本におけるカジノの実現に関しては、要望主体から以下「」の意見が出ている。実現の可能性について改めて前向きに検討されたい。平成15年11月要望時、評価はB評価との分類であったと認識しているが何故、担当者が替わればC評価になるのか、内閣府特区・規制改革・民間開放集中月間における全国規模の規制改革・民間開放要望事項に対する各省庁の回答のい加減をここで証明されている。小泉総理の構造改革・行政改革における各省庁へ指示、徹底命令に対して事務型は最高責任者命令違反を堂々としている証拠である。これは公務員法第30条服務の根本基準違反・第32条法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反であり、刑法第193条公務員職権濫用罪・国民の権利・憲法第16条請願権に対する侵害・民法第1条信義・誠実の原則・権利濫用の禁止に対する侵害ではなからうかの疑念をもたざるを得ない。上記の理由がないとすれば、当然A評価として全国規模で対応する様に事務型で作業の進行が行われる事が当然である。先月、内閣府職員へ10月30日NHKで構造改革の状況が報道されていたので私も内閣府職員と同席して、各省庁職員との協議する場で16年間に於ける行政の不作為、契約違反の実態を経験している証拠を基に立ち合いたい事を要望したが「それは出来ない、私達だけ職員で行う」と言われた。この事から私の提案がA評価になる様に納得出来る回答を公表して頂き、議論を進行して頂きたい。もし公表する事での議論がない事は総理大臣の指示命令違反として、憲法第16条請願権に基づく罷免の請求を求める権利として担当者罷免を請求したい。所管省庁を早急に決め、カジノ実現に向け必要な法整備等の制度構築について再度検討を依頼する。	b		平成15年11月要望に対し、措置の分類を「b:全国規模で検討」とした理由は、カジノの特別立法については法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの省庁においてカジノを法制化する法律を立案することになれば、その協議に応じる用意はあるとして、今後検討に値すると判断したためである。一方、本件要望に対し、措置の分類を「c:全国規模で対応不可」とした理由は、その後においても、カジノの法制化についての検討主体や検討開始時期等が具体的に決定していない現段階において、法務省としては「b:全国規模で検討」とまで判断することに躊躇したためである。もっとも、本件要望においても、措置の概要(対応策)として記載した内容は、平成15年11月要望の際のものと同様であり、措置の分類については「b」と評価されることについては特異論はない。なお、措置の分類を「a:全国規模で対応」とすることについては、カジノの法制化についての検討主体や検討開始時期等が具体的に決定されていない現段階においては困難である。
z0500038	法務省	タイ人看護師の実務研修生受入れ促進	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「研修」の項	在留資格「研修」に係る要件を満たすのであれば、外国人看護師が医療行為を伴わず、医療機関において研修を受けることは可能である。	d	-	在留資格「研修」に係る要件を満たすのであれば、外国人看護師が報酬を受けることなく、また、医療機関に限定されることなく、研修を受けることは可能である。なお、東京入国管理局の具体的な対応については確認できないが、適切な指導を行うよう指示することとする。		要望の趣旨等を踏まえ、各入国管理局において適切の実施できるよう所要の措置を早急に講じるべきである。	d	-	平成16年度中に地方入国管理局に指導することとする。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500037	警察庁、法務省	日本籍船でのカジノの自由化	5076	50760004	11	社団法人日本船主協会	4	日本籍船でのカジノの自由化	日本籍船では現行刑法が適用されるため、公海上であってもカジノが禁止されているが、カジノの運営が非合法とならないよう所用の法整備を行う。		国民への健全な娯楽を提供し、クルーズ客船事業の振興を図るため、日本籍船でのカジノの自由化を行うこと。	
z0500038	法務省	タイ人看護師の実務研修生受入れ促進	5083	50830001	11	アルゴノート株式会社	1	タイ人看護師の実務研修生受入れ促進	・外国人看護師の「研修」の在留資格をスムーズに発行して欲しい。	帰国後、タイでロングステイする日本人シニア向け看護にあたる。	・看護六法第一編基本法令及び通知第二章基本通知「医療分野における外国人労働者の受入れにおける留意事項」にては、外国人看護師も「研修」の在留資格が取得できることになっている。東京入国管理局に相談すると、担当官によっては、臨床修練指定病院であれば外国人医師同様、研修が受けられるというが、別の担当官は臨床修練病院云々は関係ないと言う。"日本でしか受けられない"看護の研修との定義付け難しく前例がないと判断されるなど見解がバラバラである。日本人向け看護を学ぶには、日本で実際に現場で学ぶことが必須。ルールに基づく、許認可をお願いしたい。外国人看護師の就労問題と問題を同一視されている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0500039	法務省	外国学生の実習に係る「特定活動」の在留資格取得要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件	特定活動告示第12号において、インターンシップについて規定されている。	c	-	インターンシップ制度は、学業の一環として行われることから、本来大学卒業の学歴要件のある就労資格を取得せずに、外国の大学の学生に特別に本邦において報酬を伴う活動を認めているものであることから、大学に在籍していることが前提であり、また実施に当たり在籍する大学が関与していることが必要となる。 したがって、卒業後においても同様の制度を認めることはできず、また3月のインターンシップも在学中ではあるが夏期休暇等の学業の無い期間のみ認めるものである。 なお、大学を卒業した者であれば、「技術」や「人文知識・国際業務」の在留資格を取得して本邦企業において稼働することができることになり、大学を卒業していなくてもワーキングホリデーの制度を利用して同様の活動を行うことができることになる。		要望は、外国の大学に在籍する者等が長期のインターンシッププログラムに参加できるよう現行の在留資格制度を見直すこと等を求めているのであり、要望の趣旨を踏まえ、必要に応じ制度の改正を行うことや、現行制度においても可能なケースがあるのであれば、その制度の周知徹底を図るべきである。	c	-	インターンシップ制度は、学業の一環として行われることから、本来大学卒業の学歴要件のある就労資格を取得せずに、外国の大学の学生に特別に本邦において報酬を受ける活動を認めているものであることから、大学に在籍していることが前提であり、また実施に当たり在籍する大学が一定の責任をもっていることが必要となる。 なお、外国の大学の教育課程の一部として、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき、1年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の2分の1を超えない期間内で当該公私の機関においてインターンシップに従事することは可能である。
z0500040	金融庁、法務省、警察庁	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1条、2条	出資法は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもととして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入をしてはならない。」と定めるとともに(同法1条)、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定ある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」と定め(同法2条1項)、これらに違反した者には、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその併科の罰則がある(同法8条2項1号)ほか、両罰規定が設けられている(同法9条1項2号)。なお、同法2条1項にいう「他の法律」には、銀行法、長期信用銀行法等がある。	c		第1条関係 出資金は出資元本が保証されないことを本質とするものであるため、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨から、これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」を一般的に禁止しているが、全面的に禁止されているわけではなく、他の法律に特別の規定ある者については預り金を受け入れることができる。従って、出資法において現状以外の新たな規制を設けることは不要と考える。 また、預金の受入れまがいの脱法行為を厳正に取り締まる必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。 なお、出資法2条の禁止に該当する行為のうち、特に許容すべき合理的なものがあるのであれば、別途、他の法律の整備によって対応すべきものであって、出資法の改正によることは適当でない(例、銀行法、信託業法、農業協同組合法等)。 エスクロー事業という個別の事業が出資法に抵触するか否かについては、それぞれ個別の事業の内容によるのであり、また、最終的には裁判所が判断するものであることから、ここで回答することは困難である。 一般的には、出資法2条は、業としての預り金をする行為を、他の法律に特別の規定がない限り禁止しているものである。		要望者は、出資法の規制によって金融商品の多様化が阻まれていることから、出資法を廃止するとともに一般大衆が不測の損害を蒙ることを防止するための新たな規制(詐欺的金融販売の取締制度)を設けることを提案しており、要望の趣旨に沿った回答をいただきたい。	c		出資法1条及び2条の趣旨については、すでに回答しており、かかると一般大衆保護の要請は現在においても変わることはないのだから、出資法を廃止することはできない。 よって、出資法の廃止を前提として、詐欺的金融販売の取締制度を設けるべきという要望についても理由がない。 繰り返して説明しているとおり、出資法によって禁止されている行為についても、特に許容すべき合理性が認められるものについては、一般大衆保護のための規制も含めて、別途、他の法律の整備によって対応すべきである。 仮に、要望のような方法をとれば、規制されていない行為によって、一般大衆が不測の損害を被ることになりかねないことから適当ではない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
z0500039	法務省	外国学生の実習に係る「特定活動」の在留資格取得要件の緩和	5084	50840001	11	特定非営利活動法人アイセック・ジャパン	1	外国学生の実習に係る「特定活動」の在留資格取得要件の緩和	<p>特定活動告示12項を以下のように緩和する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「外国の大学に在籍する者および大学卒業後3年が経過しない者」への緩和</li> <li>・「当該大学の指定する」を削除</li> <li>・「3月を超えない」を「18月を超えない」に緩和</li> <li>・同一時期に1つの企業において5名までに制限</li> </ul> <p>また立証資料を以下のようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在学証明書もしくは卒業証明書</li> <li>・活動に係る資料</li> <li>・実習の目的および具体的計画に関する資料</li> </ul> <p>仲介機関および受け入れ機関の実績に関する資料</p> <p>本人と仲介機関、仲介機関と企業との契約内容に関する資料もしくは本人と企業との契約内容に関する資料(写し)</p>	<p>本法人の89カ国からなる国際的ネットワーク(<a href="http://www.aiesec.org">http://www.aiesec.org</a>)を活用し、他国の学生に対して、日本の企業・NGOなどの機関において期間2ヶ月から18ヶ月のインターンシップ・プログラムに参加する機会を提供するとともに、日本の学生に対しても、他国において同様の機会を提供する。</p>	<p>海外の大学生に関しては、休学もしくは卒業の後に1年などの長期のインターンシップ・プログラムに参加することも一般的で、また、本人の在籍大学とは関係なく独自に申し込んだり、民間団体・企業を通じて参加したりする例が多いです。</p> <p>現時点ではインターン生の来日時に「研修」の在留資格を申請していますが、昨年より在留資格認定証明書が不交付となるケースが多発しています(以前は支障なく交付されていたので、入国管理局が運用方針を変更したものと考えている)。他団体の例を見ても、インターンシップに係る特定活動ビザの取得要件が緩和された後も「研修」「文化活動」などの在留資格を利用しているのが現状です。</p> <p>国際インターンシップ・プログラムは、インターン生本人にとって日本をより深く理解し、能力を身につける機会となるだけでなく、日本企業にとっても、海外の優秀な人材を活用して社内の国際化や海外市場への展開を図る契機となるなどメリットがあります。</p>	<p>大学に在籍もしくは卒業後3年以内という制限を付し、期間の制限を設け、実習活動の具体的な内容を提出するものとし、一つ企業において5名以内としているため、「実習活動に名を借り、外国人を低賃金労働者、単純労働者として雇用することに道を開く」ことにはなりにくいと考えており、学生が在籍する大学と本邦受け入れ機関の契約に関する書面がなくとも、偽装滞在問題を深刻化することにはつながらずと考えています。</p> <p>なお、主管官庁の対応に言及のあった実習の内容と学生の専攻科目の関連性についても問うことを検討しましたが、関連性の具体的評価基準を設定し得ないので、「実習の目的」をもって代替しました。また、制度の悪用を防ぐため、仲介機関および受け入れ機関の実績についても審査するものとしています。</p>	<p>添付資料:「研修」ビザが不交付になったケースの例</p>
z0500040	金融庁、法務省、警察庁	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5086	50860004	11	社団法人リース事業協会	4	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	<p>出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備すべきである。&lt; *1&gt;【参考】「1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料『いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきかという問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において典型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討する必要がある)。』</p>	<p>・例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスクロー事業(二当事者の取引のクロージングにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの)&lt; *2&gt;</p>	<p>・1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではない。・金融庁は、「安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の被害を被ることを防止する趣旨」とし、法務省は、「誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある」とする。しかし、誤信によるものであれば、誤信しないように表示、説明をさせるという規制であるべきである。また、誤解を与える危険が多分にあるというも、決して難しい話ではないのであって、おかし。これを全面的に禁止し、仮に被害が重たい刑罰の対象となるというのは、果たして制度として妥当であるといえるのであろうか。・一般大衆の被害・損害というのは、実際は騙しによって起こっているものであり、問題の捉え方を誤っている。つまり、禁止・処罰の対象は、金融商品において約束された運用行為等が現実に行われていないことであり、この点に焦点を当てた新たな規制を構築すべきである。・2条は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。刑罰があり、罪刑法定主義の観点から妥当性に疑問がある。&lt; *3&gt;・法務省は、「その意義が明確に規定されており、その概念が不明確であるとは言い難い」とするが、預金と同様の経済的性質を有するものということの解釈の幅は相当広い。また、「無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼす」というのも、1条と同様に騙しによって起こっている問題である。・戒厳令型・前時代的処罰法規は、金融取引その他サービスの発展に目に見えにくい悪影響を及ぼしている。・「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう、引き続き制度整備の努力をしていくことが必要である。</p>	<p>&lt; *1&gt;出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。&lt; *2&gt;エスクロー事業が出資法2条に抵触するの判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。&lt; *3&gt;例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500040	金融庁、法務 省、警察庁	詐欺的金融犯罪の取締制度の 抜本的整備	出資法1条、2条	出資法は、「何人も、不特定且 つ多数の者に対し、後日出資の 払いもどしとして出資金の全額 若しくはこれをこえる金額に相当 する金銭を支払うべき旨を明示 し、又は暗黙のうちに示して、出 資金の受入をしてはならない。」 と定めるとともに(同法1条)、 「業として預り金をするにつき他 の法律に特別の規定ある者を 除く外、何人も業として預り金を してはならない。」と定め(同法2 条1項)、これらに違反した者 には、3年以下の懲役若しくは30 0万円以下の罰金、又はその併 科の罰則がある(同法8条2項1 号)ほか、両罰規定が設けられ ている(同法9条1項2号)。な お、同法2条1項にいう「他の法 律」には、銀行法、長期信用銀 行法等がある。	c	第1条関係 出資金は出資元本が保証されないこ とを本質とするものであるため、当該払 戻しが実行不能に陥った場合、安全で あると誤信して出資した一般大衆が不 測の損害を被ることを防止する趣旨か ら、これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」を一般的に禁止し ているが、全面的に禁止されているわ けではなく、他の法律に特別の規定あ る者については預り金を受け入れるこ とができる。従って、出資法において現 状以外の新たな規制を設けることは不要 と考える。 また、預金の受入れまがいの脱法行 為を厳正に取り締まる必要があること から、現行の規定が必要且つ適切であ ると考えられる。 なお、出資法2条の禁止に該当する行 為のうち、特に許容すべき合理的なも のがあるのであれば、別途、他の法律 の整備によって対応すべきものであ って、出資法の改正によることは適当 でない(例、銀行法、信託業法、農 業協同組合法等)。 エスクロー事業という個別の事業が 出資法に抵触するか否かについては、 それぞれ個別の事業の内容によるので あり、また、最終的には裁判所が判断 するものであることから、ここで回答 することは困難である。 一般的には、出資法2条は、業として の預り金をする行為を、他の法律に特 別の規定がない限り禁止しているもの である。		要望者は、出資法の規制によっ て金融商品の多様化が阻まれて いることから、出資法を廃止す るとともに一般大衆が不測の損 害を蒙ることを防止するための 新たな規制(詐欺的金融販売の 取締制度)を設けることを提案し ており、要望の趣旨に沿った回 答をいただきたい。	c	出資法1条及び2条の趣旨に ついては、すでに回答していると おりであり、かかる一般大衆 保護の要請は現在においても変 わることはないのだから、出 資法を廃止することはできない。 よって、出資法の廃止を前提と して、詐欺的金融販売の取締制 度を設けるべきという要望につ いても理由がない。 繰り返して説明しているとおり 、出資法によって禁止されてい る行為についても、特に許容す べき合理性が認められるものに ついては、一般大衆保護のため の規制も含めて、別途、他の法 律の整備によって対応すべきで ある。 仮に、要望のような方法をとれ ば、規制されていない行為に よって、一般大衆が不測の損害 を被ることになりかねないこと から適当ではない。		
z0500040	金融庁、法務 省	信託法第58条の見直し・信託宣 言やチャリタブルトラストの制度 の創設	信託法第1条・第 58条	信託法第58条は、受益者が信 託利益の全部を享受する場合 で、かつ、やむをえない事情が あるときは、受益者又は利害関 係人の請求により、裁判所が信 託を解除できる旨規定してい る。 信託宣言及びチャリタブル・トラ ストは、現行法上、認められてい ない。	b	現在、法制審議会に信託法の 見直しに関する専門部会を設置 し、具体的な調査審議を進め、 平成17年度中に信託法の改正 についての関係法案を国会に提 出することを旨として作業を 行っているところである。 信託法第58条の見直し、信託 宣言やチャリタブルトラスト制 度の創設については、現行信託法 制下における種々の問題点の 把握や分析に努めている段階で あり、現時点では検討の方向性 は未定であるが、いずれも法制 審議会における審議の内容を踏 まえて上記の関係法案提出まで には所要の結論を明らかにする 予定である。		特定持分信託に信託法58条 の適用があるかどうか解釈を明 確にすることについて回答いた だきたい。 現時点の検討状況について ご回答いただきたい。 平成17年度中に、特定持分 信託について、信託法58条の 特例を設けることについて回答 いただきたい。	b	( に関し) 要望内容である信託法第58条 の見直し、信託宣言やチャリタ ブルトラスト制度の創設は、法 制審議会信託法部会において、 信託法の見直しに関する検討課 題として挙げられている。 改正のスケジュールについて は、適宜の時期に要綱試案のと りまとめを行い、パブリックコ メントに付した後、法制審議会 信託法部会においてさらに具 体的な調査審議を行い、平成17 年度中に信託法の改正について の関係法案を国会に提出するこ とを旨として作業を進める予定 である。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
z0500040	金融庁、法務省、警察庁	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5092	50920004	11	オリックス株式会社	4	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	<p>出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備すべきである。&lt; *1&gt;【参考】「1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料『いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきかという問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において典型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討の必要がある)』</p> <p>・例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスクロー事業(当事者の取引のクロージングにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの)&lt; *2&gt;</p>		<p>・1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではない。・金融庁は、「安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の被害を被ることを防止する趣旨」とし、法務省は、「誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある」とする。しかし、誤信によるものであれば、誤信しないように表示、説明をさせるという規制であるべきである。また、誤解を与える危険が多分にあるというも、決して難しい話ではないのであって、おかし。これを全面的に禁止し、仮に被害が発生していない場合でも3年以下の懲役という重い刑罰の対象となるというのは、果たして制度として妥当であるといえるのであろうか。・一般大衆の被害・損害というのは、実際は騙しによって起こっているものであり、問題の捉え方を誤っている。つまり、禁止・処罰の対象は、金融商品において約束された運用行為等が現実に行われていないことであり、この点に焦点を当てた新たな規制を構築すべきである。・2条は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。刑罰があり、罪刑法定主義の観点から妥当性に疑問がある。&lt; *3&gt;・法務省は、「その意義が明確に規定されており、その概念が不明確であるとは言えない」とするが、預金と同様の経済的性質を有するものということの解釈の幅は相当広い。また、「無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼす」というのも、1条と同様に騙しによって起こっている問題である。・戒厳令型・前時代的処罰法規は、金融取引その他サービスの発展に目に見えにくい悪影響を及ぼしている。・「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう、引き続き制度整備の努力をしていくことが必要である。</p>	< *1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。< *2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するのが判然とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。< *3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。
z0500040	金融庁、法務省	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	5086	50860008	11	社団法人リース事業協会	8	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	<p>信託法58条の規定により、受益者が単独の場合においては信託の解除リスクがあるため、証券化のスキーム上問題になることがある。信託法58条の改正を望む。また、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設を望む。</p> <p>証券化のスキーム上倒産隔離性が高く税制上も優遇性が確保できるビークルとして資産流動化法上の特定目的会社(以下TMK)の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。(特定持分信託の制度は、左記の理由からリーガル的には若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者にする必要があるので使い勝手が悪くなってしまっている。)</p>		<p>上記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定持分信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み上、より使い勝手がよく、低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。本年6月、同要望に対して金融庁及び法務省から「法務省において、平成17年度中に信託法の全面的な改正について関係法案を国会に提出することを目途として作業を行っていく予定であり、信託宣言やチャリタブル・トラストの制度の創設の可否についても、その中で検討されるものと承知。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。</p>	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500040	金融庁、法務省	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	信託法第1条・第58条	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所が信託を解除できる旨規定している。信託宣言及びチャリタブル・トラストは、現行法上、認められていない。	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。信託法第58条の見直し、信託宣言やチャリタブルトラスト制度の創設については、現行信託法制下における種々の問題点の把握や分析に努めている段階であり、現時点では検討の方向性は未定であるが、いずれも法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。		特定持分信託に信託法58条の適用があるかどうか解釈を明確にすることについて回答いただきたい。 現時点の検討状況についてご回答いただきたい。 平成17年度中に、特定持分信託について、信託法58条の特例を設けることについて回答いただきたい。	b		( ) に関し 要望内容である信託法第58条の見直し、信託宣言やチャリタブルトラスト制度の創設は、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題として挙げられている。 改正のスケジュールについては、適宜の時期に要綱試案のとりまとめを行い、パブリックコメントに付した後、法制審議会信託法部会においてさらに具体的な調査審議を行い、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を進める予定である。
z0500040	金融庁、法務省	社振法における「短期社債」の要件見直し	社債等の振替に関する法律第66条第1項	短期社債の要件として総額引受が必要とされている(社振法第66条第1項)。 短期社債については、社債申込証は不要である(商法第302条)	b		社債の発行手続については、現在作業中の会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において、その見直しの要否等について検討中であり、短期社債の要件についても、社債の発行手続についての検討を踏まえつつ見直しをする方向で検討中である。		要望内容は、短期社債についての社債の総額引受要件の削除、社債申込証の取得不要措置であり、これらの点についての現時点の方向性について明確に示されたい。	b		既に明確に示したとおり短期社債についての社債の総額引受要件については、見直しをする方向で検討中である。 社債申込証の取得不要措置に関しては、現行法でも短期社債については実施されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
z0500040	金融庁、法務省	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	5092	50920008	11	オリックス株式会社	8	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	信託法58条の規定により、受益者が単独の場合においては信託の解除リスクがあるため、証券化のスキーム上問題になることがある。信託法58条の改正を望む。また、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設を望む。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く税制上も優遇性が確保できるビークルとして資産流動化法上の特定目的会社(以下TMK)の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。(特定持分信託の制度は、左記の理由からリーガルのには若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者にする必要があるので使い勝手が悪くなってしまっている。)	上記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定持分信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み上、より使い勝手がよく、低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。本年6月、同要望に対して金融庁及び法務省から「法務省において、平成17年度中に信託法の全面的な改正について関係法案を国会に提出することを目途として作業を行っていく予定であり、信託宣言やチャリタブル・トラストの制度の創設の可否についても、その中で検討されるものと承知。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。	
z0500040	金融庁、法務省	社振法における「短期社債」の要件見直し	5086	50860029	11	社団法人リース事業協会	29	社振法における「短期社債」の要件見直し	社振法第66条1項イにおいて「契約により社債の総額が引受けられるものであること」が短期社債の要件のひとつとして挙げられている。本要件の削除および短期社債における「社債申込証」の取得不要措置を要望する。	ダイレクトCPの公募発行の普及および発行手続の簡素化	社債発行の際、商法により社債申込証の作成が必要とされているが、商法302条において「契約二ヨリ社債ノ総額ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セズ」と規定されている。短期社債の機動的な発行を担保するため(申込証の作成を不要とするため)、立法の過程で(商法における)「総額引受」を短期社債の要件としたものと考えらるが、実務において円滑な発行を妨げる要因となり得るため当該要件の削除を希望するものである。発行登録制度において、証券法第23条の8第2項は、「短期社債の募集」の場合には、一定の条件を充たせば通常必要とされる「追補書類」の提出が不要とされている。一方社振法において短期社債は「総額引受」が要件とされているが、ダイレクトCPを発行体自らが募集(公募)を行なおうとする場合には「総額引受」に該当しない場合も起こり得る。社振法及び証券法の関連法令が予定している「短期社債の募集」の発行形態は、発行体が引受人であるディーラー・投資者毎に短期社債の発行条件を交渉することとし、両者が合意する都度投資者による短期社債の引受があり、かつ発行体による短期社債の発行があるという形態と考えられているため、発行実務においても、ディーラー・投資者毎に別個の総額引受契約を取り交わす煩雑さが発生している。とりわけダイレクトCPの公募発行においては、一般債の公募における引受人(アンダーライター)が存在しないため、「発行総額」を確定させようとして投資者の募集を行うことは事実上不可能である(ディーラーが一旦総額を引受ける公募発行においてはこの問題は生じない)。一方、「総額」が確定しないことによる弊害は、予定していた調達額に募集金額が満たないケースが想定されるが、それは発行体のリスクであり、発行体はそのリスクを承知で募集を行うのであれば特段問題はないものと思われる。一律の条件で投資者への勧誘を行わず、個別投資者毎に条件を設定して発行(引受)を行うという行為は非効率的であり、公募発行の利点を生かせない。この点は大きな弊害であり早急に改善が必要な点と考える。発行したCPが「総額引受」でないという理由で社振法上の「短期社債」と見なされなくなると、普通社債同様社債原簿の作成や社債管理会社の設置が必要となり、実務上発行は不可能となる。短期社債の発行の機動性を担保(短期社債の適格要件を充足)するため、社振法において短期社債適用要件(短期社債の総額引受要件の削除並びに社債申込証の取得不要措置)の見直しを要望するものである。本年6月、同要望に対して	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500040	金融庁、法務省	社振法における「短期社債」の要件見直し	社債等の振替に関する法律第66条第1項	短期社債の要件として総額引受が必要とされている(社振法第66条第1項)。短期社債については、社債申込証は不要である(商法第302条)	b		社債の発行手続については、現在作業中の会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において、その見直しの要否等について検討中であり、短期社債の要件についても、社債の発行手続についての検討を踏まえつつ見直しをする方向で検討中である。		要望内容は、短期社債についての社債の総額引受要件の削除、社債申込証の取得不要措置であり、これらの点についての現時点の方向性について明確に示されたい。	b		既に明確に示したとおり短期社債についての社債の総額引受要件については、見直しをする方向で検討中である。社債申込証の取得不要措置に関しては、現行法でも短期社債については実施されている。
z0500041	法務省	登記情報の電子化促進	不動産登記法第151条ノ2、商業登記法第113条ノ2、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条、第2条	平成16年12月1日現在、不動産登記については全筆個数(約2億7千万筆個)の約75%以上、商業・法人登記については全会社・法人数(約350万社)の約91%以上の電子化を終了している。	d	—	商業・法人登記については平成17年度末までに、不動産登記については平成19年度末までに、電子化をおおむね完了させることを目標に計画的に作業を行っている。		作業完了予定の前倒しについて回答いただきたい。	d	—	予算の範囲内において、計画的に電子化を推進しており、その前倒しは困難である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500040	金融庁、法務省	社振法における「短期社債」の要件見直し	5092	50920025	11	オリックス株式会社	25	社振法における「短期社債」の要件見直し	社振法第66条1項イにおいて「契約により社債の総額が引受けられるものであること」が短期社債の要件のひとつとして挙げられている。本要件の削除および短期社債における「社債申込証」の取得不要措置を要望する。	ダイレクトC Pの公募発行の普及および発行手続の簡素化	社債発行の際、商法により社債申込証の作成が必要とされているが、商法302条において「契約ニヨリ社債ノ総額ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セズ」と規定されている。短期社債の機動的な発行を担保するため（申込証の作成を不要とするため）、立法の過程で「（商法における）総額引受」を短期社債の要件としたものと考えらるが、実務において円滑な発行を妨げる要因となり得るため当該要件の削除を希望するものである。発行登録制度において、証取法第23条の8第2項は、「短期社債の募集」の場合には、一定の条件を満たせば通常必要とされる「追補書類」の提出が不要とされている。一方社振法において短期社債は「総額引受」が要件とされているが、ダイレクトC Pを発行体自ら募集（公募）を行なおうとする場合には「総額引受」に該当しない場合も起こり得る。社振法及び証取法の関連法令が予定している「短期社債の募集」の発行形態は、発行体が引受人であるディーラー・投資者毎に短期社債の発行条件を交渉することとし、両者が合意する都度投資者による短期社債の引受があり、かつ発行体による短期社債の発行があるという形態と考えられているため、発行実務においても、ディーラー・投資者毎に別個の総額引受契約を取り交わす煩雑さが発生している。とりわけダイレクトC Pの公募発行においては、一般債の公募における引受人（アンダーライター）が存在しないため、「発行総額」を確定させたくて投資者の募集を行うことは事実上不可能である（ディーラーが一旦総額を引受ける公募発行においてはこの問題は生じない）。一方、「総額」が確定しないことによる弊害は、予定していた調達額に募集金額が満たないケースが想定されるが、それは発行体のリスクであり、発行体はそのリスクを承知で募集を行うのであれば特段問題はないものと思われる。一律の条件で投資者への勧誘を行わず、個別投資者毎に条件を設定して発行（引受）を行うという行為は非効率的であり、公募発行の利点を生かせない。この点は大きな弊害であり早急に改善が必要な点と考える。発行したC Pが「総額引受」でないという理由で社振法上の「短期社債」と見なされなくなると、普通社債同様社債原簿の作成や社債管理会社の設置が必要となり、実務上発行は不可能となる。短期社債の発行の機動性を担保（短期社債の適格要件を充足）するため、社振法において短期社債適用要件（短期社債の総額引受要件の削除並びに社債申込証の取得不要措置）の見直しを要望するものである。本年6月、同要望に対して	
z0500041	法務省	登記情報の電子化促進	5086	50860030	11	社団法人リース事業協会	30	登記情報の電子化促進	商業登記・不動産登記の電子化の拡大を要望するもの。		閲覧可能範囲の拡大による時間的節約が図れる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0500042	法務省	債権譲渡登記制度の拡充	債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第3条 平成10年法務省告示第290号(債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第3条第1項の登記所) 債権譲渡登記規則第22条 債権譲渡登記令平成10年法務省告示第295号(債権譲渡登記令第7条第3項の規定に基づく法務大臣が指定する磁気ディスクへの記録方式)	債権譲渡登記制度は、平成10年10月に創設され、債権譲渡登記に関する事務を司る登記所として、東京法務局が指定されている。平成13年3月からは、予納制度を利用したオンラインによる登記の申請の制度を、平成16年5月からは歳入金電子納付システムを利用したオンラインによる登記の申請及び証明書の交付請求の制度の運用を開始したところである。	b		1. オンラインによる登記申請の情報量の上限(1,500キロバイト)の引上げに当たっては、登記所の回線の増強、機器の増設及びシステムの改修等に相当額の経費を要することとなる。これに要する経費については受益者が負担することとなる。なお、申請1件当たりの情報量に係る調査を実施したところ、申請1件当たりの情報量が1,500キロバイトを超える申請はわずか3.5%にとどまる。そこで、仮に当該上限を大幅に引き上げることとする、全申請件数の96.5%に相当する利用者は、わずか3.5%の申請のオンライン化を図るために、当該上限の引上げに係る経費を負担することとなる。 また、債権譲渡登記所の拡大に当たっても、各登記所間の回線の新設、各登記所への機器の新規導入、システムの改修及び各登記所への人員配置等に相当額の経費を要することとなり、情報量の上限の引上げと同様な問題が生じることとなる。 2. ところで、e-Japan戦略における電子政府の実現の基本的考え方において、電子政府の実現にあたっては、行政の簡素化、効率化、国民・事業者の負担の軽減を実現することが必要である旨が示されているところである。また、e-Japan重点計画における行政の権限の具体的な施策において、各府省は、申請・届出等手続をオンライン化する場合において、当該事務に係る行政経費の低減を図りつつ、適正に手数料単価を設定するものとする旨が示されている。さらに、電子政府構築計画における電子政府構築の原則において、業務や制度、システムの抜本的な見直しを行い、行政運営の簡素化、業務効率の向上を徹底的に追求することとされ、また、目標として業務・システムの一元化、集中化等業務・システムの最適化により費用対効果を高め、人的・物的資源の効率的な活用を通じた行政の簡素・合理化を図ることにより、予算効率の高い構築を実現することとされた。 3. ところで、現在、登記申請の情報量等の調査を引き続き実施しているところであるが、情報量の上限の引上げ又は債権譲渡登記所の拡大に当たっては、上記2の情報化に係る政府全体の方針等を踏まえる必要があることから、当該動向を注視しているところである。 したがって、情報量の上限の引上げ又は債権譲渡登記所の拡大の実施時期については、利用状況及び情報化に係る政府全体の方針等の如何によることから、具体的な実施時期を明らかにすることは現段階では困難である。		登記所の設備増強等に係る経費が多額となり手数料が高額になることから要望に応じられないとするが、当該経費を圧縮することによって利用者への転嫁を回避するという観点から検討のうえ、要望に応じられるか再度回答されたい。 出頭による申請窓口を各出張所に広げることについて、費用が多額になることから要望に応じられないとするが、当該経費を圧縮することによって利用者への転嫁を回避するという観点から検討のうえ、要望に応じられるか再度回答されたい。 申請1件当たりの情報量が1500キロバイトを超える申請はわずか3.5%であること等から、要望に応じられないとするが、債権譲渡登記の利用状況(債権数、遠方のため出頭せず郵送によって債権譲渡登記を行う利用者数等)は年々変わるものと考えられる。よって、これらの状況の変化によっては、費用対効果の観点から本要望の実現の可能性は高まると考えられるが、平成17年度に利用状況を調査し、登記制度の拡充について検討することについて、回答されたい。	b	について 現在の債権譲渡登記システム(以下「現行システム」という。)において、オンラインによる登記申請における申請1件当たりの情報量の上限(1,500キロバイト)を大幅に引き上げることとする、現行システムのハードウェアでは対応できず、高性能の機器を新たに導入する必要がある。また、現行システムのソフトウェアについても当該上限の引上げに係る設計変更、開発及び各種試験を実施しなければならない。 したがって、申請1件当たりの情報量の上限を大幅に引き上げることとする相当の経費が必要となり、当該経費を圧縮することは現段階では困難であると考えるが、経費の圧縮については今後も検討することとしたい。 について 登記の申請等の窓口を拡大するとすると、各登記所に端末、印刷装置、ネットワーク機器等を導入するとともに、現行システムの大幅な設計変更等を実施しなければならない。さらには、当該運用に係る人員を配置しなければならない。 したがって、登記の申請等の窓口を拡大するとすると相当の経費が必要となり、当該経費を圧縮することは現段階では困難であると考えるが、経費の圧縮については今後も検討することとしたい。 について 債権譲渡登記制度を運用するに当たっては、政府の方針、国民のニーズ及び費用対効果等を適時・適切に調査・検討を行った上で制度を運用しているところである。 したがって、申請1件当たりの情報量の上限の引上げ及び登記の申請等の窓口の拡大等、登記制度の拡充についても、引き続き利用状況等を調査した上で検討することとしたい。	
z0500043	総務省、法務省	地方税の徴収・回収業務支援	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条～第3条	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている(債権管理回収業に関する特別措置法第2条)。 また、債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、債権管理回収業及び債権管理回収業に関する特別措置法第12条各号に定める業務以外の業務を兼業することができることとされている(同法第12条ただし書)。	b	l	債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。また、実施時期を明確に示されたい。  サービス法の見直しに関してニーズ調査を行っているとのことであるが、今回要望しているとおり、ニーズがあることにつき御理解をいただきたい。財産の差押など公権力の行使を含まない範囲での、電話・文書催告、現地調査、訴状作成などの支援について、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められれば、サービス法12条ただし書の法務大臣の承認が得られるかどうか明示されたい。可能であれば必要な法令改正を可能とするようにしていただきたい。	b	前段について これまで、全国サービス協会を通じるなどして、サービス各社及び経済界に対し、アンケート・ヒアリング等の調査を行ってきたところであり、現在もおこなう調査を進め、サービスの活動範囲に関するニーズの把握に努めているところである。現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。 後段(電話・文書催告、現地調査、訴状作成などの支援)について 債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、債権管理回収業及び債権管理回収業に関する特別措置法第12条各号に定める業務以外の業務を兼業することができることとされている(同法第12条ただし書)(注1)。 しかし、具体的事業として挙げられている「文書・電話催告、現地調査支援、業務のうち、催告は法律事務であることから、法務大臣が兼業を承認することはできず、これ以外の法律事務に当たらない(兼業内や現地調査支援であれば承認を与えることは可能である。また、「訴状作成支援」については、司法書士法第7条第1項(注2)に抵触するおそれがあることと認められることから、法務大臣が債権回収会社に兼業の承認を与えることにつき疑義があるものと見做す。 (注1)兼業の承認の基準については、「事務ガイドライン2-3-2承認の基準」において、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるかどうかの審査に当たり、留意すべき点が以下のとおり示されている。当該業務の内容が法令に抵触するものではないこと。債権管理回収業の財産的基盤に影響を及ぼすおそれのあるものではないこと。暴力団等反社会的勢力が関与しやすいものではないこと。債権回収会社としての社会的信用を損なうおそれのあるものではないこと。 (注2)司法書士法抜粋 第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。 四 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。 (略) (非司法書士等の取扱い) 第七十二条 司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者(協会を除く。)は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。 (以下略)	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500042	法務省	債権譲渡登記制度の拡充	5086	50860032	11	社団法人リース事業協会	32	債権譲渡登記制度の拡充	出頭による申請窓口を各出張所に広げること。オンライン申請のシステム拡充、手続の簡素化を図ること。	債権流動化市場の発展に寄与する。	「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」(2004年3月19日)においては、「オンライン申請について、債権個数の上限は廃止し、情報量による制限のみとする」とされている。しかし、情報量による制限が維持される限り、オンライン申請の利便性が改善するとは言いがたい。債権個数の上限を撤廃するだけでなく、情報量による上限を大幅に上げるべきである。併せて、申請窓口の拡充も行うべきである。また、本年6月に提出した同要望に対する、規制改革・民間開放推進室からの再検討要請に対し、「引き続き検討することとなる」と回答しているが、速やかに検討を行うこと。	
z0500043	総務省、法務省	地方税の徴収・回収業務支援	5095	50950001	11	株式会社クレディセゾン・ジェービーエヌ債権回収株式会社・株式会社富士通総研	1	地方税の徴収・回収業務支援	地方自治法243条(私人の公金取扱いの制限)「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせるはならない」の部分に関して規制緩和・規制改革を講ずることが必要。また債権管理回収業に関する特別措置法第一章第二条(定義)についても弁護士法72条に対する配慮をお願いしたい。	文書・電話催告、現地調査支援、訴状作成支援等	債権回収業者(サービサー)は、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などのサポートを行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することができる。現在は文書・電話催告、現地調査や訴状作成などの支援を行いたくとも、地方自治法243条において「公金の徴収もしくは収納は私人に委任し、または私人をして行なわせるはならない」となっており行うことができない。よって、私人も行うことができるように緩和していただきたい。また、債権管理回収業に関する特別措置法第一章第二条(定義)についても現在定義にない弁護士法72条に対してご配慮いただきたい。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500044	全省庁	クレジットカード決済による支払 業務	-	法務省においては、クレジットカード決済による支払業務は行っていない。	b	-	クレジットカード決済による支払を部分的に導入している府省に情報提供いただき、クレジットカード決済による支払が会計処理の簡素化と事務の効率化に繋がるものであると判断できれば、その導入について検討することとしたい。		要望の趣旨は、職員の個人所有のクレジットカードの利用促進ではなく、貴省がカード会社と契約し、クレジットカードを職員に交付するまたはそのカードで物品購入を行うといった民間企業で使用されているいわゆる「コーポレートカード」の使用を求めているものである。この点についても明示して回答願いたい。	b	-	いわゆる「コーポレートカード」の決済による支払が会計処理の簡素化と事務の効率化に繋がるものであると判断できれば、その導入について検討することとしたい。
z0500045	法務省	司法書士試験の受験料の支払 (納付)代行業務	司法書士法施行 規則第3条第3項	受験手数料は、受験申請書に受験手数料の額に相当する額の収入印紙をはって納付しなければならない。	c	-	受験申請は、事務処理の必要上、一定の期間(現在は2週間)内にすべきものであり、手数料の収受もその期間内に確実に必要があるところ、印紙をはって納付させているのは、このような目的のために確実かつ簡易に手数料を収受するための措置である。仮にクレジットカードによる立替払を認めた場合には、当該申請者各人に対する債権管理が必要となるほか、納入告知書を発行して納付を確認する作業等も必要となり、事務が増大して、所定の期間内に受付事務を完結することができなくなる。また、クレジットカード会社の信用リスクも考慮すると、クレジットカードによる立替払を認めることはできない。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。  要望しているのは、支払者に代わってクレジット会社が口座振替の手続きを行い国庫に料金を振り込み、その後クレジット会社が支払者から適宜後払いを受けの仕組みであり、国庫には願書受付期限までに遅滞なく振り込みがなされる。従って、申請者に対する債権管理や信用リスクの問題は生じないと考える。	c	-	受験手数料について、印紙をはって納付させているのは、確実かつ簡易に手数料を収受するためであり、クレジットカードによる立替払を認めた場合、納入告知書の発行が必要となるほか、債権管理が必要となると考えられる上、振込みが確認されるまで、申請に係る処理をペンディングにせざるを得ず、申請者にとっても不利益となりかねないことから、これを認めるのは相当でない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500044	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード支払で行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができる。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各省庁の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	
z0500045	法務省	司法書士試験の受験料の支払(納付)代行業務	5095	50950011	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	11	司法書士試験の受験料の支払(納付)代行業務	司法書士法施行規則第3条3項(受験手続)「法第六条第四項に規定する受験手数料は、受験申請書に受験手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納付しなければならない。」の部分を規制緩和していただきたい。	クレジットカード決済による立替払い	現在、司法書士試験の受験手数料は印紙で払うが、受験者の利便性を考慮しクレジットカードによる立替払いを行いたい。したがって司法書士法施行規則第3条3項(受験手続)「法第六条第四項に規定する受験手数料は、受験申請書に受験手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納付しなければならない。」の部分を規制緩和していただきたい。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500046	法務省	氏名に関する人権侵害を防ぐ為 に必要な欧文表記を戸籍に記 載する特例制度	戸籍法第50条 戸籍法施行規則 第60条	戸籍上子の名に使用できる文字 は、戸籍法第50条及び戸籍法 施行規則60条の規定によつて 定められた範囲(昭和56年内 閣告示第1号常用漢字表及び同 施行規則別表第二に掲げる漢 字、平仮名又は片仮名)とさ れており、氏名に使用できる記 載文字として、外国文字を使用 することは認められない。また、 仮に氏名に使用できる文字とし て、欧文(ローマ字)表記を認め るとすると、アラビア文字、ハ ングル文字など他の文字について も認めざるを得ないことになり、 戸籍に判読不能な文字が表記 されることになることから相当で ない。したがって、日本国籍を有 する者の氏名については日本語 (漢字、平仮名、片仮名)を使用 すべきである。	C	-	戸籍上子の名に使用できる文字 は、戸籍法第50条及び戸籍法 施行規則60条の規定によつて 定められた範囲(昭和56年内 閣告示第1号常用漢字表及び同 施行規則別表第二に掲げる漢 字、平仮名又は片仮名)とさ れており、氏名に使用できる記 載文字として、外国文字を使用 することは認められない。また、 仮に氏名に使用できる文字とし て、欧文(ローマ字)表記を認め るとすると、アラビア文字、ハ ングル文字など他の文字について も認めざるを得ないことになり、 戸籍に判読不能な文字が表記 されることになることから相当で ない。したがって、日本国籍を有 する者の氏名については日本語 (漢字、平仮名、片仮名)を使用 すべきである。		要望は、戸籍の氏名の和文表記を変更することなく、その呼称を欧文で表現されることが不可避となった国内生活上の現実に鑑み、人権侵害を防ぐ氏名の欧文表記を例え(その他の特記事項)として戸籍に記載する特例を認めることである。既に貴省所管の出入国管理及び法人登記においては、欧文表記を認めていることや人権上の配慮等を踏まえ、再度検討し示されたい。なお、以下は要望者からの意見である。1. 本要請が求めるのは、戸籍の氏名の和文表記を変更することなく、その呼称を欧文で表現されることが不可避となった国内生活上の現実に鑑み、人権侵害を防ぐ氏名の欧文表記を例え(その他の特記事項)として戸籍に記載する特例である。即ち既存法令に干渉せず、民事局長通達により特例制度として実現可能である。2. 本要請は和文に欧文を混在させることも排除する(例:佐藤B)から、一次回答は的外れである。3. アラビア文字やハングルも平等に記載せねばならぬとの一次回答は理解不能である。欧文26文字は公教育において必修となり既に久しく、法務省のweb-siteにも冒頭からWhat's newとの英語表現が登場する。また、法務省の出入国管理局においても必須として公用され、日本国民の出入国に際し、和文に加え欧文でも氏名を表記することを必要とする出入国管理課を長年にわたり使用してきた実態から、欧文26文字はハングルやアラビア文字などの字種とは別格の「現代日本における常用公用文字」としての地位を確立している。このことを否定する議論は出入国管理課の現行諸規則をも否定しなければ成立しえないから、法務行政上、成立しない。4. 戸籍には存在しない氏名の欧文表記を記入することを必要とする出入国管理課を永年使用してきたことは、法務省自身が「氏名の欧文表記の創出と使用を義務付けてきた、実態を証明する。5. 同じ氏名行政に於いて、「重疊登録」事件により確立した「本人の人権を最優先」する原則を欧文表記にも適用しない人権侵害を放置したり、悪化することは行政上許されぬ明確に当る。6. 2002年11月より欧文のみによる法人名の登記を受理し始めたことは、国内においても欧文表記が法的に全責任を担うべき主体の名として和文同様に認知されたことを証明する。ハングルやアラビア文字との法的地位の違いは明白である。7. よって、21世紀に必要な欧文人権保護のためのinfra-structureの構築は法務省の義務である。	C	-	平成14年法務省令第47号の施行に伴い、商業登記における会社の商号に外国文字を用いることが認められたが、このことは、商号の表記にローマ字を用いる会社が多く見られるようになり、登記上の商号についても、ローマ字で表記したいという要望が増えてきたことに起因するものである。一方、日本国籍を有する者の氏名については、一般的に日常生活においてローマ字のみを用いることが多いとはいえず、氏名について日本語以外の表記を認めない現在の戸籍制度が、実情から乖離するものとはいえない。また、戸籍は、日本国籍を有する者のみ、その者の身分関係及び国籍を有することを証する書面として、編製されるものであり、外国会社を始めとして、会社の商号の表記にローマ字を用いることを認める商業登記とは性質を異にするものである。また、入国管理局において使用されるEDカード(再検討要請においては「出入国管理票」と記載)においても、その対象は日本国籍を有する者に限られず、日本国に入学する者及び日本国から出国する者すべてに共通して用いられていたものであり、日本国籍を有する者のみ対象とした戸籍とは性質を異にするものである。したがって、戸籍に氏名について日本語以外の表記をすることは認められず、またその必要もないと考えている。
z0500069	法務省	「私道」への公共下水道施設の 保護規定の創設							国土交通省の回答では、排水設備の設置等(下水道法第10条)、排水に関する受忍義務等(同法第11条)の規定の適用で足りるとのことであるが、要望者より以下のとおり再意見がきており、国土交通省には再度の回答をいただくとともに、貴省からも回答をいただきたい。 『排水設備設置は、私道に敷設するための工事金額が高いところ、私道所有者との設置承諾他に関することでの係争が考えられるため、下水道法10条、11条の規定の適用事例は今現在ありません。係争の結果、法定導管路として認められるケースが多いことから、私道所有者の所有権の行使を抑制する法(下水道法・民法)の規定が望まれるところ。私道が法定導管路として無条件で認められ、法定導管路としての認定の係争をしなくても、法(下水道法、民法)において規定ができないか民法を所管している担当官庁の判断も伺いたい。』	e	-	本件要望は、私道への下水道整備という特定の場面において、私道所有者の同意がなくても下水道整備ができるように法律の整備を求めるものであるところ、このような特定の場面においてのみ適用される法律の整備を、民事一般法たる民法の改正によって行うことはできない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500046	法務省	氏名に関する人権侵害を防ぐ為に必要な欧文表記を戸籍に記載する特例制度	5099	50990001	11	個人	1	氏名に関する人権侵害を防ぐ為に必要な欧文表記を戸籍に記載する特例制度	氏名に関する国民の基本的な権利がとりわけその欧文表記に関して侵害される事実が認められ、その是正のために本人が特定の欧文表記を以って正当な氏名として生計責任を負う旨の宣誓手続きを申し出た場合には、戸籍にその個人の「氏名の欧文表記」として記載する。かかる表記は従来の和文表記を駆逐するものではない。記載後の変更には家裁による手続きを要件とする。1. いわゆるローマ字諸派の流儀により「本人が忌避する不正確な呼称」や「性別錯誤など氏名として忌避すべき価値の連想」を惹起する恐れが否定できず、2. 本人が定める欧文表記の「本人にとり最重要な欧文言語」による呼称が「戸籍に記載された和文氏名表記の呼称」と一致又は最近似する場合にこれを認めるものとする。	国内外を問わず、氏名の人権侵害を甘受せず生活し活躍できる社会基盤を構築する。1. 報道(含外国語放送等)2. 医療(CTなど欧文入力機器) 3. 保険・金融・通信等事業や資本の国際化に伴う顧客のdatabaseの欧文化 4. 知的所有権情報の国際化 5. 治安・税務情報の国際的共有化 6. 電子的通信網(Internet)による国際的な不特定多数による情報流布 7. 旅券や国際免許等の、のすべに亘り、故意に本人の意思に反する表記を成し流布する者に対し、不法行為法をもって保護される欧文表記を明示できるようになる。これにより、報道被害などの恐れから解放されて大胆に行動の自由、表現の自由を行使できるようになる。国際的な取引、役務提供、補償・賠償請求、婚姻、相続などで尊厳を確保し易くなる。	1. 1988年2月16日最高裁判所第3小法廷は「人はその氏名を正確に呼称されることについて不法行為法上の保護を受けるべき重大な利益を有する」と判決し、「出身国の内外を問わず」と認められた一方、「正しく読めない表記なら仕方ない」として賠償請求を棄却した。よって「欧文においても正しく呼称される表記で名乗り記す権利と責任があり、これを保証せず人権侵害を放置・誘発する行政は判決の趣旨に反し違法」である。2. 2004年7月28日の那覇地裁以来、性同一性障害者に戸籍の性別変更を認める判決が続く。然らば性別錯誤を防ぐ為に本要望を実現することは緊要かつ妥当である。3. 1993年8月からの「悪魔くん」命名事件は「尊厳を毀損しうる名は受理を拒否してでも阻止」する前例となり、氏名の人権侵害防止のためには戸籍法の施行に特例も有りうべきことを実証した。(右欄へ続く)	本要望は次項「内閣告示第一号の改正」および住民票、健康保険証に欧文氏名を記載する特例制度を求める要望と関連する。ただし、個別にすみやかに実現することを目指し、他の要望の実現遅延をもって本要望の実現を遅延させるべきものではない資料として、本要望の詳細と各種関連事例を添付する。
z0500069	法務省	「私道」への公共下水道施設の保護規定の創設	5102	51020007	11	松山市	7	「私道」への公共下水道施設の保護規定の創設	下水道法第10条の規定により、私道への下水道整備は個人施工が原則であるが、松山市においては、私道所有者の承諾及び隣接関係者の同意等を条件に、申請により下水道整備を公費にて実施しているところであるが、私道の権利形態が一律でなく私道所有者の同意が得られない箇所があり、私道の隣接関係者が全員下水道利用を希望しても下水道整備ができない状況が存在している。私道への下水道整備を隣接関係者(排水設備設置義務者を含む、いわゆる土地所有者・家屋所有者・居住者)全員の同意だけで整備できるように下水道事業者の権原を強化し、私道所有者の了承がなくても公共下水道施設を設置し、公益施設である下水道施設の保護の規定が適用されるよう要望するものである。なお、下水道施設の所有権は市にあり、下水道使用者が存在している間は、敷設されていることへの私道所有者の不同意は受けつけないものとする。	私道への下水道整備における保護規定が適用されると、下水道の受益を受け、下水道を使用する住民の要望で下水道の計画、実施が可能となり、水洗化率の向上に寄与するものである。	(事例)私道への下水道整備を要望している地区があり、隣接関係者の全員の同意が得られているにもかかわらず、私道の共有所有者の中で、27人のうち2名の同意が得られず、下水道の整備を断念している例がある。私道の所有者が法人の場合で、承諾をしない場合・所在不明で商業簿本に記載されている住所に役員が不在の場合・私道所有者が故人となっており、相続されておらず法定相続人が不明、もしくは、多数存在しており、承諾が得られない場合等もある。	添付資料7-1 民法 添付資料7-2 下水道法 添付資料7-3 イメージ図 添付資料7-4 概要説明

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0500047	法務省	債権譲渡登記制度の拡充	債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第3条 平成10年法務省告示第290号(債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第3条第1項の登記所) 債権譲渡登記規則第22条 債権譲渡登記令平成10年法務省告示第295号(債権譲渡登記令第7条第3項の規定に基づく法務大臣が指定する磁気ディスクへの記録方式)	債権譲渡登記制度は、平成10年10月に創設され、債権譲渡登記に関する事務を司る登記所として、東京法務局が指定されている。平成13年3月からは、予納制度を利用したオンラインによる登記の申請の制度を、平成16年5月からは歳入金電子納付システムを利用したオンラインによる登記の申請及び証明書の交付請求の制度の運用を開始したところである。	b		1 オンラインによる登記申請の情報量の上限(1,500キロバイト)の引上げに当たっては、登記所の回線の増強、機器の増設及びシステムの改修等に相当額の経費を要することとなる。これに要する経費については受益者が負担することとなる。なお、申請1件当たりの情報量に係る調査を実施したところ、申請1件当たりの情報量が1,500キロバイトを超える申請はわずか3.5%にとどまる。そこで、仮に当該上限を大幅に引き上げることとする。全申請件数の96.5%に相当する利用者は、わずか3.5%の申請のオンライン化を図るために、当該上限の引上げに係る経費を負担することとなる。また、磁気ディスクに記録する債権個数の上限(10万個以下)については、即日処理に係るシステム上の制限であるところ、債権個数の緩和に当たっても、機器の増設及びシステムの改修等に相当額の経費を要することとなり、情報量の上限の引上げと同様な問題が生じることとなる。なお、債権個数に係る調査を実施したところ、申請1件当たりの債権個数が10万個を超える申請はわずか0.5%にとどまる。 2 とところで、e-Japan戦略における電子政府の実現の基本的考え方において、電子政府の実現にあたっては、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を実現することが必要である旨示されているところである。また、e-Japan重点計画における行政の情報化の具体的施策において、各府省は、申請・届出等手続をオンライン化する場合には、当該事務に係る行政経費の低減を図りつつ、適正に手数料単価を設定するものとする旨示された。さらに、電子政府構築計画における電子政府構築の原則において、業務や制度、システムの抜本的な見直しを行い、行政運営の簡素化、業務効率の向上を徹底的に追求することとされ、また、目標として業務・システムの一元化、集中化等業務・システムの最適化により費用対効果を高め、人的・物的資源の効率的な活用を通じた行政の簡素・合理化を図ることにより、予算効率の高い簡素な政府を実現することとされた。 3 そこで、現在、情報量及び債権個数等の利用状況を引き続き調査しているところであるが、情報量の上限の引上げ又は債権個数の上限の緩和に当たっては、上記2の情報化に係る政府全体の方針等を踏まえる必要があることから、当該動向を注視しているところである。 したがって、情報量の上限の引上げ等の実施時期については、利用状況及び情報化に係る政府全体の方針等の如何		登記所の設備増強等に係る経費が多額となり手数料が高額になることから要望に応じられないとするが、当該経費を圧縮することによって利用者への転嫁を回避するという観点から検討のうえ、要望に応じられるか再度回答されたい。 出頭による申請窓口を各出張所に広げることについて、費用が多額に上ることから要望に応じられないとするが、当該経費を圧縮することによって利用者への転嫁を回避するという観点から検討のうえ、要望に応じられるか再度回答されたい。 申請1件あたりの情報量が1500キロバイトを超える申請はわずか3.5%であること等から、要望に応じられないとするが、債権譲渡登記の利用状況(債権数、遠方のため出頭せず郵送によって債権譲渡登記を行う利用者数等)は年々変わるものと考えられる。よって、これらの状況の変化によっては、費用対効果の観点から本要望の実現の可能性は高まると考えられるが、平成17年度に利用状況を調査し、登記制度の拡充について検討することについて、回答されたい。	b	について 現在の債権譲渡登記システム(以下「現行システム」という。)において、オンラインによる登記申請における申請1件当たりの情報量の上限(1,500キロバイト)を大幅に引き上げることとする、現行システムのハードウェアでは対応できず、高性能の機器を新たに導入する必要がある。また、現行システムのソフトウェアについても当該上限の引上げに係る設計変更、開発及び各種試験を実施しなければならない。 したがって、申請1件当たりの情報量の上限を大幅に引き上げることとする、相当の経費が必要となり、当該経費を圧縮することは現段階では困難であると考えられるが、経費の圧縮については今後も検討することとした。 について 登記の申請等の窓口を拡大するとすると、各登記所に端末、印刷装置、ネットワーク機器等を導入するとともに、現行システムの大幅な設計変更等を実施しなければならない。さらには、当該運用に係る人員を配置しなければならない。 したがって、登記の申請等の窓口を拡大するとすると相当の経費が必要となり、当該経費を圧縮することは現段階では困難であると考えられるが、経費の圧縮については今後も検討することとした。 について 債権譲渡登記制度を運用するに当たっては、政府の方針、国民のニーズ及び費用対効果等を適時・適切に調査・検討を行った上で制度を運用しているところである。 したがって、申請1件当たりの情報量の上限の引上げ及び登記の申請等の窓口の拡大等、登記制度の拡充についても、引き続き利用状況等を調査した上で検討することとした。	
z0500070	法務省	「空中権」の評価について								c		不動産登記は、1筆の土地ごとの現況及びその土地に関する物権変動を公示するものであるから、物権ではない容積率利用権(容積率)を登記することはできない。
								特例容積率適用区域制度は、容積率を地区外に移転することを可能とする制度であり、また、再開発等促進地区などでも、区域を区切り区域間の容積移転は行われている。今後、容積の移転先で市街地再開発事業が行われることも考えられることから、市街地再開発事業において容積率利用権(空中権)を土地所有権と同様に取り扱うことが可能にすべきと考えられるため、そういった権利の第3者への対抗要件としての登記についても、見解を伺いたい。				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500047	法務省	債権譲渡登記制度の拡充	5109	51090001	11	社団法人 全国信販協会	1	債権譲渡登記制度の拡充	<p>オンライン登記申請 オンライン登記申請について、現行の送信データサイズの上 限1,500KBの見直しを図っていただ きたい。</p> <p>出頭または郵送による債権譲渡登記等の 申請に際して提出する磁気ディスクに記録 する債権個別事項(債権数)の上限(10 万個以下)の緩和を図っていただきたい。</p>		<p>オンライン登記申請に関して、上限1, 500KBでは、債権件数にして1,00 0件程度しか対応できず、ほぼ全ての流動 化案件に対応できない。また、光磁気ディ スク(MO)、フロッピーディスク(F D)等の磁気ディスクについては、常に紛 失のリスクが伴うため、個人情報の適切な 保護という観点からも、オンライン登記申 請に移行することが望ましい。</p> <p>出頭または郵送による債権譲渡登記等の 申請に関して、債権譲渡登記等の申請時 に、登記申請書等とともに提出する申請 データのうち個別債権事項(債権数)の上 限が10万個以下と定められているが、当 該個数では、光磁気ディスク(MO)、光 ディスク(CD-R)等の磁気ディスクの 領域が残されている状態にある。そのた め、本条件の緩和を行うことにより、10 万個以上の債権譲渡を行う場合、ディスク に空き容量があるにもかかわらず複数枚の ディスクに分けて申請することに伴うコス トの削減、及び事務処理負荷の軽減が図ら れ、債権流動化市場の更なる発展に寄与す ることとなる。また、個人情報保護法で は、適正な取扱いとともに、安全管理のた めに必要かつ適切な措置を講じることが求 められている。このため、債権譲渡登記等 の申請時に提出する磁気ディスクの個数を 減らすことが同法の措置を図ることにつな がると考えられる。</p>	
z0500070	法務省	「空中権」の評価について	5111	51110011	11	(社)不動産協会	11	「空中権」の評価について	<p>再開発の検討段階において、隣接地にお ける余剰容積率利用権(=空中権)を先行取 得した場合の登記設定や再開発事業の権利 変換時において従前資産として評価できる 仕組みの創設が望まれる。</p>	<p>隣接地の余剰容積がこれまで以上に取引し 易くなり、隣接地も含めて、一体的な街づ くりが可能となる。</p>	<p>都心における再開発の推進段階において、 隣接所有者の要望により、空中権を取引す るケースが、今後一般化すると思われる。 事前に取引された空中権および地益権等に ついて、都市再開発法における評価基準日 時点に存する権利として、権利変換を受け られることとすることにより、メリハリの ある都市の整備が可能となる。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500048	法務省	カジノ実現に必要な法整備	刑法第185条第186条 1 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する(刑法第185条)。 2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する(刑法第186条第1項)。 3 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3年以上5年以下の懲役に処する(刑法第186条第2項)。	カジノに係る行為は、刑法第185条及び186条に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。	c		C:全国規模で対応不可 刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すことはできない。いずれかの省庁において、カジノを法制化する法律を立案することになれば、その内容について、法務省が個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。	日本におけるカジノの実現に関しては、要望主体から以下「」の意見が出ている。実現の可能性について改めて前向きに検討されたい。平成15年11月要望時、評価はB評価との分類であったと認識しているが何故、担当者が替わればC評価になるのか、内閣府特区・規制改革・民間開放集中受付月間における全国規模の規制改革・民間開放要望事項に対する各省庁の回答のいし加減をここで証明されている。小泉総理の構造改革・行政改革における各省庁へ指示、徹底命令に対して事務型は最高責任者命令違反を堂々と行っている証拠である。これは公務員法第30条服務の根本基準違反・第32条法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反であり、刑法第193条公務員職権濫用罪・国民の権利・憲法第16条請願権に対する侵害・民法第1条信義・誠実の原則・権利濫用の禁止に対する侵害ではなからうかの疑念をもたざるを得ない。上記の理由がないとすれば、当然A評価として全国規模で対応する様に事務型で作業の進行が行われる事が当然である。先月、内閣府職員へ10月30日NHKで構造改革の状況が報道されていたので私も内閣府職員と同席して、各省庁職員との協議する場で16年間における行政の不作為、契約違反の実態を経験している証拠を基に立ち回りたい事を要望したが「それは出来ない、私達だけ職員で行う」と言われた。この事から私の提案がA評価になる様に納得出来る回答を公表して頂き、議論を進行して頂きたい。もし公表する事での議論がない事は総理大臣の指示命令違反として、憲法第16条請願権に基づく罷免の請求を求める権利として担当者罷免を請求したい。所管省庁を早急に決め、カジノ実現に向け必要な法整備等の制度構築について再度検討を依頼する。	b		平成15年11月要望に対し、措置の分類を「b:全国規模で検討」とした理由は、カジノの特別立法については法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの省庁においてカジノを法制化する法律を立案することになれば、その協議に応じる用意はあるとして、今後検討に値すると判断したためである。一方、本件要望に対し、措置の分類を「c:全国規模で対応不可」とした理由は、その後においても、カジノの法制化についての検討主体や検討開始時期等が具体的に決定していない現段階において、法務省としては「b:全国規模で検討」とまで判断することに躊躇したためである。もっとも、本件要望においても、措置の概要(対応策)として記載した内容は、平成15年11月要望の際のものと同様であり、措置の分類については「b」と評価されることについては特異論はない。なお、措置の分類を「a:全国規模で対応」とすることについては、カジノの法制化についての検討主体や検討開始時期等が具体的に決定されていない現段階においては困難である。	
z0500049	法務省	来日外国人・組織犯罪の防止	-	-	a		12月10日の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において「テロの未然防止に関する行動計画」が決定され、当該行動計画には「入国審査時及び査証申請時における指紋採取等による入国審査の強化」が盛り込まれており、平成17年中に検討を行い、実施に当たったの諸留意点を整理した上、諸外国の動向等を踏まえつつ、平成18年の通常国会に出入国管理及び難民認定法の改正案を提出することとされている。	外国人に対する入国審査の厳格化は、国際組織犯罪の防止を図る上で重要性が高く、一日も早く実現するよう、再度検討を要請する。	a		「テロの未然防止に関する行動計画」に基づき、適切に対応していく。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500048	法務省	カジノ実現に必要な法整備	5117	51170013	11	東京都	13	カジノ実現に必要な法整備	カジノを実現するために、必要な法整備を行うこと。	カジノ開設	・カジノは、有力な観光資源でもあり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大いに期待できる。 ・カジノは、現行法では、刑法の賭博および富くじに関する罪で規制されており、実施することができない。	
z0500049	法務省	来日外国人・組織犯罪の防止	5117	51170015	11	東京都	15	来日外国人・組織犯罪の防止	在留資格審査の一層の厳格化を図るとともに、既にアメリカで実施されているバイオメトリックス（生体認証技術）を活用した入国審査の実施など、入国審査を厳格化すること。	退去強制した不法滞在者の水際での再入国阻止などによる来日外国人犯罪の抑止	・留学・就学・研修・興行、日本人配偶者等の資格で入国するものの中には、在留資格は名目だけで、当初から不法就労等を目的としている者が数多く存在しており、その手段も偽変造旅券、学校ぐるみでの受け入れ、偽装結婚等、より悪質巧妙化している。 ・出入国管理法の改正により、在留資格取消制度の創設や不法残留罪の罰金額上げが行われ、不法滞在者に対する取締りは一定の措置が講じられた。 ・しかし、退去強制した不法滞在者を再入国させないための制度は未だ構築されていない。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500050	法務省、財務省	企業再編の促進に資する施策の容認	商法第409条等	合併に際して消滅会社の株主に対して交付される財産は、原則として、存続会社となる会社の株式に限定されることを前提として各種の規律が設けられている。	b		合併等の組織再編に係る制度については、現在作業中の会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討を進めているところであり、吸収合併の場合における消滅会社の株主に対して金銭その他の財産を交付することを認める方向で検討を進めている。		「現在作業中の会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討を進めているところであり、吸収合併の場合における消滅会社の株主に対して金銭その他の財産を交付することを認める方向で検討を進めている」とのことであるが、平成17年度に措置(法案提出)することについて回答いただきたい。	b		合併等の組織再編に係る制度については、現在作業中の会社法制の現代化に係る法制審議会等の議論において会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討を進めているところであり、吸収合併の場合における消滅会社の株主に対して金銭その他の財産を交付することを認める方向で検討を進めているが、既に明確に回答したとおり、会社法制の現代化については、本年の通常国会に法案提出予定である。
z0500051	法務省、外務省	入国、在留資格に関する規制、手続の緩和	-	-	d	-	在留資格認定証明書の交付等においては、過去に不許可になった事例がない等優良企業であれば、2週間程度での審査が終了している。今後とも、対日投資促進のため、入国・在留申請の迅速化に努めてまいりたい。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500050	法務省、財務省	企業再編の促進に資する施策の容認	5120	51200002	11	欧州委員会（EU）	2	企業再編の促進に資する施策の容認	2. EUは、日本政府に対して、企業再編の促進およびすべての場合において税に対して中立的な株式交換を通じた外国企業による合併・買収を認めるよう要請する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 1.1企業構造改革と関連税制措置による。	
z0500051	法務省、外務省	入国、在留資格に関する規制、手続の緩和	5120	51200009	11	欧州委員会（EU）	9	入国、在留資格に関する規制、手続の緩和	2. 入国と在留資格に関する規則と手続の緩和を検討すること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 1.3人的資源による。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500052	警察庁、総務 省、法務省	プリペイド携帯電話の容認	(なし)	(なし)	e	-	現状ではプリペイド携帯電話の存在自体に関する規制は存在しない。					
z0500053	法務省	第三国法の助言に関する外国人弁護士に対する規制の見直し	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第5条の2	外国法事務弁護士が、第三国法に関する法律事務を行うに当たっては、書面による助言を受けることを条件としている。	c	-	我が国において、資格取得国の法に関する法律事務をという限られた範囲でしか業務を行うことができない外国法事務弁護士が、第三国に関する法律事務を行うに当たっては、依頼者保護の観点から、書面による助言を受けることは必要であると考えており、元々我が国国内において取り扱える法律事務の範囲に制限がない日本弁護士の場合と違いがあるのは、やむを得ないことである。		外国法事務弁護士と異なり、我が国の弁護士について、書面による助言を受けることなく第三国法について助言をすることを認める理由について、依頼者保護の観点も踏まえて、ご回答いただきたい。 要望者からの下記再意見を踏まえ、再度要望の実現について、回答いただきたい。 (要望者再意見) オーストラリアは、第三国法の助言に関する外国法事務弁護士の条件は、日本人弁護士に対する条件と同一にされるべきであると考えている。更に、第三国で許認可を行ったり、専門的な、あるいは規制を行っている機関が、その国の法律についての能力や経験を判断するのに適した機関であることを認識すべきである。	c	-	我が国の弁護士は、制度的には、あらゆる法律を取り扱うことができるのに対し、外弁については、原則として、原資格国法のみが取扱いが許容されている。我が国の弁護士については、司法試験及び司法修習によって法的能力及び倫理が確認されており、あえて書面による助言を要求せずとも、適切に第三国法の知見を得て依頼者への法的サービスを提供することが期待できる一方、外弁が、原資格国法以外の第三国に関する法を書面での助言なくして取り扱うことを許容すれば、外弁が知見なくあらゆる国の法律を取扱うことにより依頼者に損害を与えるおそれもあり、また、そもそも原資格国法についての知識を提供させる外弁制度の趣旨が失われかねないことから、現段階では、書面での助言を要求することには合理性があると考えている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500052	警察庁、総務 省、法務省	プリペイド携帯電話の容認	5120	51200019	11	欧州委員会（EU）	19	プリペイド携帯電話の容認	i. EUは、プリペイド携帯電話を禁止することを目的としたいかなる提案にも反対する。その種の電話は全世界に存在し、顧客の適切な身元証明により、加入契約による使用と同じように確実に、利用者の身元を明らかにすることが可能である。また、プリペイド携帯電話は低所得者による携帯電話の使用を可能とさせるという意味でも、社会的役割を果たしている。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.2情報社会 による。	
z0500053	法務省	第三国法の助言に関する外国人弁護士 に対する規制の見直し	5121	51210003	11	オーストラリア	3	第三国法の助言に関する外国人弁護士に対する 規制の見直し	登録された外国法事務弁護士が、第三国の法律に関しては日本の弁護士と同じ基準で助言することを認め、第三国で許認可を行う機関や専門機関あるいは規制機関が、能力を判断するのに適切な機関であること認識すべきである。オーストラリアは、この問題が司法制度改革の議題として取り上げられることを希望する。		日本では、登録された外国法事務弁護士は、その第三国の外国人弁護士からの書面による助言によってのみ、第三国の法律に関する助言を行うことが認められている。反対に、日本の弁護士は、外国の法律についての資格の有無に関わらず、全ての国の法律に関する助言が許されている。外国法事務弁護士は、法律の資格を取得した国の法律についてのみ助言することが可能になっている。オーストラリアの2002年、2003年の規制改革要望書提出に対して日本側は、登録された外国法事務弁護士が第三国法の助言を行うために該当国の外国人弁護士から書面による助言を受け取ることには、顧客を守る上で必要であると回答した。しかし、双方とも第三国の法律に関して資格が無いにもかかわらず、日本の弁護士が第三国法の法律事務に関して規制の対象にならないのに、何故外国人の弁護士だけが規制を受けなければならないのかが明らかでない。オーストラリアは、日本での法律学習の課程にアメリカやイギリスの法律の要素が含まれていることは理解しているが、その何れもが必修ではないと理解している。オーストラリアの法律学習課程についても同様のことが云える。オーストラリアは、第三国法の助言に関する外国法事務弁護士の条件は、日本人弁護士に対する条件と同一にされるべきであると考えている。更に、第三国で許認可を行ったり、専門的な、あるいは規制を行っている機関が、その国の法律についての能力や経験を判断するのに適した機関であることを認識すべきである。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500054	法務省	外国法事務弁護士の職務経験の見直し	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第10条	外国弁護士となる資格を有する者が日本において、その資格取得国の法に関する知識に基づいて行った労務の提供は、通算して1年を限度として資格取得国において外国弁護士として行った職務の経験とみなす。	c	-	c 我が国の弁護士又は外弁に雇用されて資格取得国の法に関する知識に基づいて労務を提供している外弁となる資格の保有者は、法律事務を行うものではないものの、その労務提供の内容は米国等における若い弁護士の仕事の内容と共通する部分が多く、実務経験として完全に満足し得るものではないとはいえ、我が国の弁護士又は外弁の適正な監督を受けていることから、例外として特に1年を限度になお算入できるものとした。かように日本における労務提供期間の算入は、あくまで例外であり、実務経験と同視することはできないものである以上、算入限度を規制することには、なお合理性があるものとする。そして、現在の規制の下でも内外の要請に十分に 대응することができるものと考えられることから、当面、更なる職務経験要件の緩和は考えていない。		要望者は、自国の法律に関して日本で助言を行うのに、外国の当局がその国の法律に関する助言を行うのに要求するよりも厳しい要件を日本政府が課すことには基本的に正当性がないと主張している。 外国当局が要求する要件に加えて、職務経験要件を課すことについては明らかにされた。	c	-	現行の外弁法は、職務経験要件として顧客への直接的な法律サービスの提供を求めている。それは、外弁受入制度が新たな試験や修習を課すことなく法律サービスを提供できることから、法的能力・資質を担保するためのものである。諸外国においても、我が国より厳格な職務経験要件を課している国もある。したがって、現行の要件については合理性がある。なお、外弁制度発足以降、職務経験要件については、段階的に緩和してきたし、我が国において、直接的なサービスではない労務の提供も1年を限度として算入できている。しかし、今後も国際的動向の状況等にも配慮していく必要があると考えている。
z0500054	法務省	外国法事務弁護士の職務経験の見直し	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第10条	外国弁護士となる資格を有する者が日本において、その資格取得国の法に関する知識に基づいて行った労務の提供は、通算して1年を限度として資格取得国において外国弁護士として行った職務の経験とみなす。	c	-	c 我が国の弁護士又は外弁に雇用されて資格取得国の法に関する知識に基づいて労務を提供している外弁となる資格の保有者は、法律事務を行うものではないものの、その労務提供の内容は米国等における若い弁護士の仕事の内容と共通する部分が多く、実務経験として完全に満足し得るものではないとはいえ、我が国の弁護士又は外弁の適正な監督を受けていることから、例外として特に1年を限度になお算入できるものとした。かように日本における労務提供期間の算入は、あくまで例外であり、実務経験と同視することはできないものである以上、算入限度を規制することには、なお合理性があるものとする。そして、現在の規制の下でも内外の要請に十分に 대응することができるものと考えられることから、当面、更なる職務経験要件の緩和は考えていない。		外国当局が要求する要件に加えて、職務経験要件を課すことについては明らかにされた。	c	-	我が国の外国弁護士受入制度は、承認申請者が外国弁護士資格取得者であるということに基づき、改めて試験又は選考をすることなく我が国での活動を認めるものである。そこで、依頼者の保護のため、承認申請者が原資格国法に関する法律事務を取り扱うに足りる十分な能力・資質を有し、かつ、適切な監督の下で倫理的にも外国の弁護士として欠けるところがなかったことの証明に代えるものとして、職務経験要件を定めた。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500054	法務省	外国法事務弁護士の職務経験の見直し	5121	51210004	11	オーストラリア	4	外国法事務弁護士の職務経験要件の見直し	<p>日本は、外国人弁護士が自国で法律事務を行って得た職務経験を、日本でその当該原資格の法律に関する事務を行う目的で登録するために、充分であるとして認めるべきである。</p> <p>日本で外国の法律に関する事務を行うために登録の申請をする場合、その外国の弁護士の監督の下で、日本で得た全ての職務経験を認めるべきである。</p>		<p>関する法律サービスを行うために登録しようとする外国人弁護士に対して、最低3年間の原資格法の職務経験を有することを要求している（2年間の当該原資格の管轄で職務を経ねばならない）。しかしながら、自国の法律に関して日本で助言を行うのに、外国の当局がその国の法律に関する助言を行うのに要求するよりも厳しい要件を日本政府が課すことには基本的に正当性がない。例えば、オーストラリアで法律事務を行える資格者は、経験に関して、日本の別の追加的要件を満たさなくても、日本でオーストラリア法に関する助言を行えるべきである。オーストラリアの2002年、2003年の規制緩和要望書に対して日本側は、日本において外国弁護士の活動したと、原資格の管轄において外国人弁護士の下での法律事務活動で得た職務経験とは異なっていると、現行の制度においてこうした一年間の活動を3年間の職務経験の一部と見なすことは、例外的措置として認められていると回答した。オーストラリアは、この要件が外国人の弁護士に十分な能力があることを確認するためであることを承知しているが、こうした能力もまた、受け入れ国ではなく、外国人弁護士の自国の所管当局が最も良く判断できる。日本の弁護士は、オーストラリア法の基でこのような職務要件に煩わされることなく、オーストラリアで日本の法律に関して助言することができる。</p> <p>日本がこうした不必要な追加的職務経験の要件を廃止しないのであれば、日本は、少なくとも外国法事務弁護士となることを希望する外国弁護士が、当該原資格国の弁護士の監督下でこの国で働こうとも、3年間の職務経験要件に関して、そのような監督の下で働いて得た期間を認めるべきである。外国法事務弁護士の資格を得ようとする日本にいる人達に、外国の弁護士の監督下で働いて得た全ての職務経験を認めるべきで、たとえその全てが日本で得られたものであっても、日本の当局は認めるべきである。</p>	
z0500054	法務省	外国法事務弁護士の職務経験の見直し	5122	51220155	11	米国	155	外国弁護士に対する最低資格基準の緩和	<p>日本における業務に長期的関心を有する外国弁護士が外弁資格を取得することを奨励するために、米国は日本に対し、日本において外国弁護士が原資格国法に関する実務に費やした全ての期間を、3年の職務経験要件に算入することを認めることを要請する。</p>		<p>日本における業務に長期的関心を有する外国弁護士が外弁資格を取得することを奨励するために、米国は日本に対し、日本において外国弁護士が原資格国法に関する実務に費やした全ての期間を、3年の職務経験要件に算入することを認めることを要請する。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500055	法務省	外国法事務弁護士による専門 職法人の容認等	外国弁護士による 法律事務の取 扱いに関する特 別措置法第45条	外国法事務弁護士法人の設 立は、認められていない。	b		b 外弁法人等の設立問題に関 し、かかる制度の導入の是非 は、日本における国際サービ スの需要の動向、外国法共同 事業の実態、弁護士法人の実 績、他の法令との整合性等の 見地から十分な検討が必要で ある。これに関連し、外弁と 弁護士等(弁護士法人を含む) との間の外国法共同事業の 自由化及び外弁による弁護 士の雇用の解禁を含む改正 外弁法が2005年4月1日に 完全施行される。これは、 これまでの規制を大胆に撤 廃し、我が国における外弁 と弁護士等との広範な提携 を可能とするものであ って、上記に述べた、日本 における国際サービスの 需要の動向、外国法共同 事業の実態、弁護士法人 等の実績などに大きく影 響するものと思われる。 したがって、この問題に 関し、現段階での何らか の見通しを述べることは 不可能で、また、制度の 導入が可能かどうかの 検討の完了時期につい ても、特定して述べる ことはできない。		2005年4月1日に改正外 弁法が完全施行される とのことであるが、その 内容(外国法共同事業 の自由化等)について具 体的に示されたい。 要望者から下記の通り 再意見が提出されてお り、これを踏まえた回答 をいただきたい。 (要望者再意見) 規制緩和を否定する中 身の回答に対して、オ ーストラリア政府は繰 り返し日本での外国人 弁護士の活動の自由化 を要求します。日本は 、外国法事務弁護士 が法務事務所法人を 設立し、日本でこの 様な法人を通じて外 国法や国際的なサー ビスを提供が出来る ように、同様の法人 化の権利を外国法 事務弁護士に認め るべきである。否 定の理由は正当性 があればそれを明 確にするように要 求します。		b	外弁との協議等により我が 国の国際的な法的需 要の動向を調査す るとともに、改正 外弁法施行によ って解禁される 外弁と日本弁護 士との外国法 共同事業の実 態等を見ながら 検討を行う。な お、改正外弁 法については、 当省のホーム ページ(URL: http://www. moj.go.jp)を 参照されたい。
z0500055	法務省	外国法事務弁護士による専門 職法人の容認等	外国弁護士による 法律事務の取 扱いに関する特 別措置法第45条	外国法事務弁護士法人の設 立は、認められていない。	b		b 外弁法人等の設立問題に関 し、かかる制度の導入の是非 は、日本における国際サービ スの需要の動向、外国法共同 事業の実態、弁護士法人の実 績、他の法令との整合性等の 見地から十分な検討が必要で ある。これに関連し、外弁と 弁護士等(弁護士法人を含む) との間の外国法共同事業の 自由化及び外弁による弁護 士の雇用の解禁を含む改正 外弁法が2005年4月1日に 完全施行される。これは、 これまでの規制を大胆に撤 廃し、我が国における外弁 と弁護士等との広範な提携 を可能とするものであ って、上記に述べた、日本 における国際サービスの 需要の動向、外国法共同 事業の実態、弁護士法人 等の実績などに大きく影 響するものと思われる。 したがって、この問題に 関し、現段階での何らか の見通しを述べることは 不可能で、また、制度の 導入が可能かどうかの 検討の完了時期につい ても、特定して述べる ことはできない。		2005年4月1日に改正外 弁法が完全施行される とのことであるが、その 内容(外国法共同事業 の自由化等)について具 体的に示されたい。 要望者は、「支所の開設 を含め、外弁が、弁護 士と同等に、また同 等の利益を享受出来 る形で専門職法人を 形成することの容 認」を求めているが、 これを容認できるか 否か、できない場合 はその理由を明ら かにされたい。		b	改正外弁法においては、 これまで禁止されて いた外国法事務 弁護士(以下「外 弁」という。)によ る弁護士の雇用 を解禁し、また、 これまで特定の 条件下で限定的 な法律事務を行 うことを目的と する共同事業 (特定共同事業) の場合以外に は認められてい なかつた外弁と 弁護士又は弁護 士法人(以下「 弁護士等」とい う。)との共同 事業及びそれに 伴う収益分配 を自由化した。 ただし、改正 外弁法は、弁護 士又は外弁を 雇用する外弁 が、自己の権 限外法律事務 の取扱いにつ き、被雇用 弁護士又は 被雇用外 弁に対し 雇用関係に 基づく業務 上の命令 を行うこと を禁止し、 また、弁護 士等と共 同事業を行 う外弁が、 当該共同 事業の相手 方である 弁護士等 が行う法 律事務 であつて 自己の権 限外法律 事務に 当たる ものの 取扱い につき 不当な 関与を する ことを 禁止 する など、 外弁 の権 限逸 脱 行為 を 防止 する 措置 も 併 せて 講 じて いる。 現 段 階 で 何 ら か の 見 通 し を 述 べ る こ と は で き な い。 制 度 の 導 入 の 是 非 は、 日 本 に お け る 国 際 サ ー ビ ス の 需 要 の 動 向 、 外 国 法 共 同 事 業 の 実 体 、 弁 護 士 法 人 の 実 績 、 他 の 法 令 等 の 整 合 性 等 の 見 地 か ら 十 分 な 検 討 が 必 要 で あ る と 同 時 に、 改 正 外 弁 法 の 導 入 に よ る 影 響 等 も 十 分 見 極 め る 必 要 が あ る か ら あ る。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500055	法務省	外国法事務弁護士による専門職法人の 容認等	5121	51210005	11	オーストラリア	5	外国法事務弁護士の法務事務所法人化の容 認	日本は、外国法事務弁護士が法務事務所法 人を設立し、日本でこの様な法人を通じて 外国法や国際的なサービスを提供が出来る ように、同様の法人化の権利を外国法事務 弁護士に認めるべきである。		オーストラリアは、2002年4月に法務事務 所の法人化が認められるようになったと理 解している。2003年1月では、71の法務事 務法人が登録された。しかし、この制度は 日本弁護士のみに対応され、外国法事務弁 護士の法務事務所を法人化することは認め られていない。	
z0500055	法務省	外国法事務弁護士による専門職法人の 容認等	5122	51220153	11	米国	153	専門職法人及び支所の設立の容認	支所の開設を含め、外弁が、弁護士と同等 に、また同等の利益を享受出来る形で専門 職法人を形成することの容認に向けて、法 務省の検討を2004年度末までに完了する。		外弁は、専門職法人を形成し、その支所を 設立することを含めて、弁護士と実質的に 同じ権利が与えられるべきである。米国 は、法務省が外弁に対して専門職法人の形 成を認めるかについて検討を進めているこ とを歓迎する。米国は、日本が以下の措置 を講じることを要請する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500055	法務省	外国法事務弁護士による専門 職法人の容認等	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第45条	外国法事務弁護士には、支所の設置は認められていない。	b		b 外弁法人等の設立問題に関し、かかる制度の導入の是非は、日本における国際サービスの需要の動向、外国法共同事業の実態、弁護士法人の実績、他の法令との整合性等の見地から十分な検討が必要である。これに関連し、外弁と弁護士等(弁護士法人を含む)との間の外国法共同事業の自由化及び外弁による弁護士の雇用の解禁を含む改正外弁法が2005年4月1日に完全施行される。これは、これまでの規制を大胆に撤廃し、我が国における外弁と弁護士等との広範な提携を可能とするものであって、上記に述べた、日本における国際サービスの需要の動向、外国法共同事業の実態、弁護士法人等の実績などに大きく影響するものと思われる。したがって、この問題に関し、現段階での何らかの見通しを述べることは不可能で、また、制度の導入が可能かどうかの検討の完了時期についても、特定して述べることはできない。		2005年4月1日に改正外弁法が完全施行されるとのことであるが、その内容(外国法共同事業の自由化等)について具体的に示されたい。 要望者は、「外国法律事務所並びにそれらの外弁パートナーが、別個に日本の法務専門職法人を形成することを義務付けられることなく、日本において彼らの支所を設立することを認める」ことを求めているが、これを容認できるか否か、できない場合はその理由を明らかにされたい。	b		改正外弁法においては、これまで禁止されていた外国法事務弁護士(以下「外弁」という。)による弁護士の雇用の解禁し、また、これまで特定の条件下で限定的な法律事務を行うことを目的とする共同事業(特定共同事業)の場合以外には認められていなかった外弁と弁護士又は弁護士法人(以下「弁護士等」という。)との共同事業及びそれに伴う収益分配を自由化した。ただし、改正外弁法は、弁護士又は外弁を雇用する外弁が、自己の権限外法律事務の取扱いにつき、被雇用弁護士又は被雇用外弁に対し雇用関係に基づく業務上の命令を行うことを禁止し、また、弁護士等と共同事業を行う外弁が、当該共同事業の相手方である弁護士等が行う法律事務であって自己の権限外法律事務に当たるものの取扱いにつき不当な関与をすることを禁止するなど、外弁の権限逸脱行為を防止する措置も併せて講じている。 現段階で何らかの見通しを述べることはできない。制度の導入の是非は、日本における国際サービスの需要の動向、外国法共同事業の実態、弁護士法人の実績、他の法令等との整合性等の見地から十分な検討が必要であると同時に、改正外弁法の導入による影響等も十分見極める必要があるからである。なお、本件については、米側の要望の趣旨が不明確で、日本の制度の問題ではなく、米側の制度の問題である可能性がある。
z0500056	法務省	外国法事務弁護士にかかる在留要件、並びに商業施設要件の撤廃	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第45、48条	外国法事務弁護士は、1年のうち180日以上本邦に在留しなければならない。外国法事務弁護士の事務所は、その外国法事務弁護士の所属弁護士会の地域内に設けなければならない。また、外国法事務弁護士は、いかなる名義をもってしても、国内に2個以上の事務所を設けることができない。	c	-	c 外国法事務弁護士は、我が国において原資格国に関する法律事務を取り扱うことを職務としているのだから、形式的に登録のみをして事務員等の資格のない者に法律事務の処理を任せるなどという状態になることを防ぎ、依頼者保護を図るためにも、少なくとも年の半分程度以上は我が国に在留する必要があると考えている。		要望者は、6ヶ月の在留要件とともに、商業施設要件について負担が重いと主張している。商業施設要件を設ける理由について明らかにされたい。 事務員等の資格のない者に法律事務を任せることを防ぐために半年間の在留要件を設けているとのことであるが、在留要件だけでは当該弁護士が法律事務を直接行っているかどうかを確実に担保することができない一方で、電気通信を用いる等して国境を越えた法律サービスの提供がしづらいという面がある。 在留要件・商業施設要件の緩和を検討することについて、改めて検討の上、回答されたい。	c	-	外弁は所属弁護士会及び日弁連の指導・連絡・監督を受けることとされており、この指導・連絡・監督を受けるに当たって、事務所が存在することは必要不可欠である。なお、同様の義務は日本弁護士にも課されており、外弁のみに不合理な規制を課するものではない。また、外弁は我が国の法制上の資格であり、法務省、日弁連による監督の実効性を担保するためにも、現段階では、現行法上の在留要件には合理性があると考えている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500055	法務省	外国法事務弁護士による専門職法人の 容認等	5122	51220154	11	米国	154	専門職法人及び支所の設立の容認	日本において活動する外国法律事務所並びにそれらの外弁パートナーが、別個に日本の法務専門職法人を形成することを義務付けられることなく、日本において彼らの支所を設立することを認める。		外弁は、専門職法人を形成し、その支所を設立することを含めて、弁護士と実質的に同じ権利が与えられるべきである。米国は、法務省が外弁に対して専門職法人の形成を認めるかについて検討を進めていることを歓迎する。米国は、日本が以下の措置を講じることを要請する。	
z0500056	法務省	外国法事務弁護士にかかる在留要件、 並びに商業施設要件の撤廃	5121	51210006	11	オーストラリア	6	外国法事務弁護士にかかる在留要件、並び に商業施設要件の撤廃	日本は、a) 国境を超える、b) 海外でのサ -ビス、c) 一時入国、というサービス様 式で外国の弁護士が外国法の業務提供を行 うことが出来るように、現在課されている 6ヶ月の在留要件や商業施設の要件を撤廃 すべきである。		日本は、次のようなサービス様式で外国法 の業務を行おうとする外国法事務弁護士に 最低180日の在留と商業施設(例、支店の開 設)の要件を課している。 ・ 国境を超えるサービスの提供： オース トラリアの弁護士が電気通信を通して、サ -ビス提供者と顧客が夫々オーストラリア と日本に居ながら、オーストラリア法に関 するサービスを提供する場合。 ・ 海外でのサービス提供： 日本の顧客が オーストラリアの弁護士からオーストラリ アでオーストラリア法に関するサービスを受 ける場合。 ・ 自然人の一時入国： オーストラリアの 弁護士が日本に来て、顧客にオーストラリ ア法に関するサービスを提供し、短期間の 後にオーストラリアに帰る(主に、顧客と 同伴で一時入国しオーストラリアに帰 る)。 オーストラリアは、6ヶ月の在留要件や商 業施設の要件は、上記のサービス提供様式 で、オーストラリアの弁護士がオーストラ リアの法律に関するサービスを提供するた めに、負担が大きく不必要であると考え る。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500067	法務省	官民による電子商取引の利用の促進:裁判外の紛争処理手続(ADR)の促進	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	ADRの基本理念、国等の責務、民間ADR機関の認証制度等が定められている(平成19年6月1日までに施行)。	d	-	d 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」は、公正・適正な実施、紛争の実情に即した迅速な解決といった、全てのADRについて共通する基本理念を定めた上で、全てのADRの利用の促進を図るため、国や地方公共団体の責務として、情報の収集や提供を通じて、国民の理解の増進を図ることを定めている。 また、同法の設けている認証制度においては、認証を受けるかどうかはADR機関の任意とされている。 このように、同法は、国境を超える電子商取引に対応するものを含めたADR全体の活性化を図ろうとするものである。		平成19年6月1日までに施行とのことであるが、それまでに行われる検討事項がある場合はその具体的内容と、検討スケジュールを明らかにされたい。	d	-	今後、ADR法の施行までに、ADR法が政令及び法務省令に委任している事項について、政令及び法務省令の制定を行う。また、ADRの認証制度に関しては認証要件等について審査基準(ガイドライン)を制定することも考えている。さらに、ADR法の意義、内容、認証制度の仕組み等について、積極的な広報活動を行う予定である。
z0500059	法務省	外国弁護士に対する提携の自由の確保	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第49条	2005年4月1日から外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止及び外国法事務弁護士と弁護士との共同事業の規制が撤廃される。	c	-	c 2003年の「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」の改正のうち、外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止規制や弁護士との共同事業の規制の撤廃等に関する改正部分については、2004年6月9日に、施行期日を定める政令が公布され、この政令により、2005年4月1日から施行されることとなっている。なお、その余の改正部分は、既に2004年4月1日から施行されている。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500067	法務省	官民による電子商取引の利用の促進: 裁判外の紛争処理手続(ADR)の促進	5122	51220030	21	米国	30	官民による電子商取引の利用の促進:裁判 外の紛争処理手続(ADR)の促進	e-Japan 重点計画 2004は、電子商取引に 関するADRの推進を掲げている。 ADRの発展のために柔軟性が高く開か れた法的環境の整備を目指す法案の策定と いう日本政府の取組みに関して、米国は、 日本が、本要望書の商法に係る箇所におい て提言していることを取り入れ、国境を超 える性質を持つ電子商取引に対応するADR 制度を採用することを要請する。		e-Japan戦略IIおよびe-Japan重点計画2004 はともに、個人に恩恵をもたらし、高付加 価値を生み出す事業活動の促進を目指し、 日本経済全体にわたってのITの利活用や 電子商取引を促している。インターネット のスピード、利便性、低価格は、国境を超 えて行われる電子商取引という国際貿易に 有利に働く反面、貿易国家間での一貫した 政策や規制を必要とする。プライバシーを 保護し、電子商取引のための裁判外の紛争 解決手続(ADR)を推進し、ネットワー ク・セキュリティーを向上させ、スパムを 取り締まるといった公的私的部門における 政策は、日本におけるITの利活用の拡大 に貢献し、国内外での電子商取引を促進す る。これらの政策は、民間部門のリーダー シップや自主規制メカニズムの原則に重点 を置き、国際的慣行と整合すべきである。	
z0500059	法務省	外国弁護士に対する提携の自由の確 保	5122	51220151	11	米国	151	外国弁護士に対する提携の自由の確保	2003年の改正法を2005年4月1日までに、完 全に実施する。		2003年の「外国弁護士による法律事務の取 扱いに関する特別措置法」の改正は、外国 法事務弁護士(外弁)と日本弁護士(弁護 士)間の提携の自由を供与するための重要 な一歩であった。2003年の法改正によって 規定された提携の自由は、改正法が施行さ れ、その文言と精神に則り実施されれば、 日本の消費者による適時かつ効率的な統合 された法務サービスの利用に大きく貢献す る。この目的のために、米国は、日本が以 下の措置を講ずることを要望する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500060	法務省	外国弁護士に対する提携の自由の確保	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第22条、23条、第42条、第49条の3条	外国法事務弁護士は、所属弁護士会及び日本弁護士連合会の会則中外国法事務弁護士に関する規定を守らなければならない。	c	-	我が国においては、いわゆる弁護士自治の制度がとられており、政府が日弁連の会規の制定に関し、指示・命令を行うことはできない。しかし、政府は、日弁連と適宜協議を行うなどして、日弁連が制定する会規が外弁法の趣旨に沿ったものとなるよう努めてきた。今後も、必要に応じて日弁連と協議を行うことは可能である。 具体的要望内容 について、特定外国法に関する法律事務に関しては、これを取り扱うことができる外弁の書面による助言を受けずるときは、本来的な権限がない外弁(原資格国法でも指定法でもない場合)であってもこれを取り扱うことができる(外弁法第5条の2第1項第2号)から、この場合の当該外弁の当該事務の受任については外弁法上問題はなく、日弁連の会規もこのような態様における受任についてまで規制はしていないものと理解している。 具体的要望内容 について、外弁にも弁護士同様の倫理及び秘密に関する規範が課されるが(外弁法第6条・第50条第1項による弁護士第1条・第2条・第23条の準用等)、その具体的な内容をどのように定めるかについては、基本的に弁護士自治に委ねられている。したがって、この件につき政府から日弁連に指示・命令することはできない。 具体的要望内容 について、外国法共同事業において、事業に従事する弁護士及び外弁が自己の権限の範囲等を依頼者にどのように説明するか、その具体的な内容については外弁法が直接規律するものではなく、基本的に弁護士自治に委ねられている。したがって、この件につき政府から日弁連に指示・命令することはできない。			c	-	具体的要望 については、弁護士自治に委ねられるとことであるが、要望者の要望を踏まえ、これらの事項について、日弁連と協議することについて回答されたい。
z0500061	法務省	ADRに関する基本的枠組みの採用	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	ADRの基本理念、国等の責務、民間ADR機関の認証制度等が定められている(平成19年6月1日までに施行)。	~ :d	~ :-	について:d 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」は、国際的基準・慣行に従って行われるADRを妨げるものではない。 について:d 外国法事務弁護士及び外国弁護士の仲裁代理については、既に「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」により措置されている。 仲裁以外のADRについては、外国法事務弁護士は、現行法においても、その職務の範囲内でその手続につき代理を行うことができる。また、外国弁護士は、我が国において業として行うものでなければ、その手続につき代理を行うことができる。 について:d 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」は、一般に、ADR関係者が規則、プロセス、基準を決定することを許容している。 認証を受ける場合は、認証基準を満たさなければならないが、認証基準は必要最小限のものであるので、ADR関係者が規則等について合意することは広く認められる。 について:d 業務性を欠くアドホックのADRには、弁護士法第72条違反の問題は生じない。 また、仲裁は、我が国の仲裁法にのっとったものであれば、原則として弁護士法第72条には違反せず、適法と解される。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500060	法務省	外国弁護士に対する提携の自由の確保	5122	51220152	11	米国	152	外国弁護士に対する提携の自由の確保	<p>特に以下の点を担保することにより、日本弁護士連合会（日弁連）による会則並びに規則の運用が、2003年改正法の文言及び精神に則ったものとなるよう必要な措置を講ずる。</p> <p>日弁連の会則並びに規則が、自身と異なる業務範囲をもつ外弁アソシエイトを雇用する外弁パートナーが、その外弁アソシエイトにより取り扱われる法務事件を受諾することを束縛するような形で適用されない。</p> <p>倫理及び機密性に関する会則並びに規則は、弁護士や外弁が外国法共同事業のメンバーであるか、あるいは国内の法律事務所メンバーであるかに関わり無く、両者に対して平等に適用される。</p> <p>弁護士、外弁それぞれの権限及び法律業務についての依頼人に対する説明義務は、近代的かつ国際的慣行に沿ったものであり、不合理に負担となるものとしない。</p>		2003年の「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」の改正は、外国法事務弁護士（外弁）と日本弁護士（弁護士）間の提携の自由を供与するための重要な一歩であった。2003年の法改正によって規定された提携の自由は、改正法が施行され、その文言と精神に則り実施されれば、日本の消費者による適時かつ効率的な統合された法務サービスの利用に大きく貢献する。この目的のために、米国は、日本が以下の措置を講ずることを要望する。	
z0500061	法務省	ADRに関する基本的枠組みの採用	5122	51220156	11	米国	156	ADRに関する基本的枠組みの採用	<p>ADRのための柔軟かつ開かれた法務環境を創出するため、ADRのために導入される法体系は以下の点を担保する。</p> <p>国連国際商取引法委員会の国際商務調停に関する規範法を含め、国際的基準、慣行に合致する。</p> <p>現在の仲裁手続で認められているものと同程度に国際的側面が存する全ての形式のADRプロセスにおける関係者を代表するために、外弁及び外国弁護士が日本を訪れることを認める。</p> <p>ADR関係者が適用される規則、プロセス、基準について合意することを一般的に認めることにより、ADRプロセスが柔軟に個別の状況に即した最適なものとなることを可能にする。</p> <p>アドホックの自己管理された国際仲裁及び調停、また、国際商工会議所、アメリカ仲裁協会、ロンドン国際仲裁裁判所などの国際機関が、日本法の基において明確に合法かつ正当であること、さらに、それらが日本政府あるいは日本政府によって指名されたものによる許可なしに、日本において活動を継続できることを確保する。</p>		日本は、裁判外紛争処理（ADR）メカニズムは、個人や企業が効果的かつ廉価に紛争を解決することを助ける上で重要な役割を果し得ることを理解し、日本におけるADR手続を強化、再活性化するための措置を検討中である。米国は、日本におけるADRサービスの発展を促進する柔軟かつ開かれた法務環境の創造に向けた日本のコミットメントを歓迎する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500062	法務省	非弁護士がADRプロセスにおいて中立者として活動することの容認	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 弁護士法第72条、第77条第3号	ADRの基本理念、国等の責務、民間ADR機関の認証制度等が定められている(平成19年6月1日までに施行)。 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で、他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、違反者には刑罰が科せられる。	につ いて: 一部 c、一 部d につ いて:e		について:一部c、一部d 紛争処理組織、外国弁護士及び非弁護士がADRの手続実施者となることについては、調停の場合は、それが「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証を受けて行われる場合は弁護士法第72条の例外となるが、認証を受けない場合は、従前どおり、個別にその適法性が判断され、社会的に正当な業務と言える場合は同条違反とはならないと解される。認証を得ない調停の手続実施者の行為をすべて弁護士法との関係で適法化することは、国民の利益の保護や法律秩序の維持を目的とする弁護士法第72条の趣旨からして相当でない。 仲裁の場合は、我が国の仲裁法にのっとったものであれば、原則として弁護士法第72条には違反せず、適法と解される。 について:e 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」は、弁護士でない者がADRの手続を実施する場合に弁護士の監督を受けるという一般的な要件は課していない。		要望者は、仲裁、調停、仲介その他のADRプロセスにおいて報酬のために中立者として活動する紛争処理組織、外弁、非弁護士は、法律業務を行っているのではなく、従って弁護士法第72条、あるいは外弁法(適用される場合は)に違反するものでないことを、新しい立法措置により明確にすることを求めており、かかる立法措置を検討することについて回答いただきたい。	c	-	要望者のいう「ADRプロセスにおいて報酬のために中立者として活動する」とは、弁護士法第72条にいう「報酬を得る目的で」「和解」「仲裁」を行うことを業とする」ことであり、弁護士以外の者がこれを行うことは同条により禁止されている。 和解(調停)及び仲裁について同条の禁止の解除を求める要望者の要望は、従前から出されていた要望であり、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)の制定過程でも検討されたが、結局、すべての調停及び仲裁を同条の例外とすることは同条の趣旨からして相当でない(前回の回答のとおり。)との結論に至り、ADR法では、同法に基づく認証を受けて行う調停について同条の例外とすることにどめたものである。このように、要望者の要望は、ADR法の制定の際に検討されたものの相当でないとして措置されなかった従前の要望を再度述べているものであり、ADR法施行前の現段階において、要望にかかる立法措置を検討することは相当でない。
z0500063	法務省	ADR免許制の制限	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 弁護士法第72条、第77条第3号	ADRの基本理念、国等の責務、民間ADR機関の認証制度等が定められている(平成19年6月1日までに施行)。 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で、他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、違反者には刑罰が科せられる。	: :d につ いて: 一部 c、一 部d		について:d 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」は、仲裁を認証の対象とはしていない。 について:d 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の認証を受けるかどうかはADR機関の任意である。 について:一部c、一部d 仲裁については、そもそも認証の対象とはならないが、我が国の仲裁法にのっとったものであれば原則として弁護士法に違反するものではない。 仲裁以外のADRについては、認証を受けない手続の実施は、個別にその適法性が判断され、社会的に正当な業務と言える場合は同条違反とはならないと解される。他方で、認証を得ない調停の手続実施者の行為をすべて弁護士法との関係で適法化することは、国民の利益の保護や法律秩序の維持を目的とする弁護士法第72条の趣旨からして相当でない。 について:d 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」では、日本人及び日本の組織と、外国人及び外国の組織とを同等に扱っている。 について:d 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の定める認証基準や報告義務の内容は(時効中断等の法的効果を付与するための)必要最小限のものであり、過度の負担とならない妥当なものとなっている。		要望者は、「報酬のためにADRサービスを提供する非免許の組織あるいは請負人は、なんら弁護士法に違反するものではないこと、また、非免許の組織あるいは請負人によって提供されたADRサービスによる紛争の解決は、ADR提供者の非免許資格を理由とする法的告発の対象とはならないことを明確にすること」を求めているが、かかる明確化について検討することについてご回答いただきたい。	c	-	要望者のいう「ADRプロセスにおいて報酬のために中立者として活動する」とは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)に基づく認証を受けない者が行う和解(調停)及び仲裁が、弁護士法第72条に抵触しないこと及び同条違反で告発されないことを求めるという趣旨のものであり、要するに、調停及び仲裁について同条の禁止の解除を求めるものである。この要望者の要望は、従前から出されていた要望であり、ADR法の制定過程でも検討されたが、結局、すべての調停及び仲裁を同条の例外とすることは同条の趣旨からして相当でない(前回の回答のとおり。)との結論に至り、ADR法では、同法に基づく認証を受けて行う調停について同条の例外とすることにどめたものである。このように、要望者の要望は、ADR法の制定の際に検討されたものの相当でないとして措置されなかった従前の要望を再度述べているものであり、ADR法施行前の現段階において、要望にかかる立法措置を検討することは相当でない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500062	法務省	非弁護士がADRプロセスにおいて中立者として活動することの容認	5122	51220157	11	米国	157	非弁護士がADRプロセスにおいて中立者として活動することの容認	<p>仲裁、調停、仲介その他のADRプロセスにおいて報酬のために中立者として活動する紛争処理組織、外弁、非弁護士は、法律業務を行っているのではなく、従って弁護士法第72条、あるいは外弁法（適用される場合は）に違反するものでないことを、新しい立法措置を通じて明確にする。</p> <p>非弁護士が、自身であるいは中立者として取り扱うADRプロセスは、弁護士の監督を受けるとする要件は、一般的に、課せられないこととする。</p>		日本は、裁判外紛争処理（ADR）メカニズムは、個人や企業が効果的かつ廉価に紛争を解決することを助ける上で重要な役割を果し得ることを理解し、日本におけるADR手続を強化、再活性化するための措置を検討中である。米国は、日本におけるADRサービスの発展を促進する柔軟かつ開かれた法務環境の創造に向けた日本のコミットメントを歓迎する。	
z0500063	法務省	ADR免許制の制限	5122	51220158	11	米国	158	ADR免許制の制限	<p>ADRプロセスに対する障害が生み出されることを防ぐため、導入されるいかなるADR免許制度も以下の点を満たすことを確保する。</p> <p>仲裁サービスには適用されない。 完全に自主的なものである。 報酬のためにADRサービスを提供する非免許の組織あるいは請負人は、ならん弁護士法に違反するものではないこと、また、非免許の組織あるいは請負人によって提供されたADRサービスによる紛争の解決は、ADR提供者の非免許資格を理由とする法的告発の対象とはならないことを明確にする。</p> <p>日本人及び日本の組織と同等の基準で、外国人及び組織にも開かれたものとする。 免許制並びに免許取得後の全ての報告義務について、妥当かつ過度に負担とならない手続及び基準を設定する。</p>		日本は、裁判外紛争処理（ADR）メカニズムは、個人や企業が効果的かつ廉価に紛争を解決することを助ける上で重要な役割を果し得ることを理解し、日本におけるADR手続を強化、再活性化するための措置を検討中である。米国は、日本におけるADRサービスの発展を促進する柔軟かつ開かれた法務環境の創造に向けた日本のコミットメントを歓迎する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500064	法務省	近代的合併手法の採用	商法第409条等	合併に際して消滅会社の株主に対して交付される財産について原則として、存続会社又は設立する会社の株式に限定されることを前提として各種の規律が設けられている。	b		合併等の組織再編成に係る制度については、現在作業中の会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討を進めているところであり、吸収合併の場合における消滅会社の株主に対して金銭その他の財産を交付することを認める方向で検討を進めている。		吸収合併の場合における消滅会社の株主に対して金銭その他の財産を交付することを認める方向で検討を進めているところであるが、平成17年度に措置する(法案提出)について回答いただきたい。	b		合併等の組織再編成に係る制度については、現在作業中の会社法制の現代化に係る法制審議会等の議論において会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討を進めているところであり、吸収合併の場合における消滅会社の株主に対して金銭その他の財産を交付することを認める方向で検討を進めているが、既に明確に回答したとおり、会社法制の現代化については、本年の通常国会に法案提出予定である。
z0500064	法務省	近代的合併手法の採用	商法第409条等	合併に際して消滅会社の株主に対して交付される財産について原則として、存続会社又は設立する会社の株式に限定されることを前提として各種の規律が設けられている。	b		合併等の組織再編成に係る制度については、現在作業中の会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討を進めているところであり、吸収合併の場合における消滅会社の株主に対して金銭その他の財産を交付することを認める方向で検討を進めている。		吸収合併の場合における消滅会社の株主に対して金銭その他の財産を交付することを認める方向で検討を進めているところであるが、平成17年度に措置する(法案提出)について回答いただきたい。	b		合併等の組織再編成に係る制度については、現在作業中の会社法制の現代化に係る法制審議会等の議論において会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討を進めているところであり、吸収合併の場合における消滅会社の株主に対して金銭その他の財産を交付することを認める方向で検討を進めているが、既に明確に回答したとおり、会社法制の現代化については、本年の通常国会に法案提出予定である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500064	法務省	近代的合併手法の採用	5122	51220159	11	米国	159	近代的合併手法の採用	以下の措置を含め、日本の会社法に近代的合併手法を導入するための法案を次期通常国会に提出する。 三角合併、キャッシュマージャー、外国株式を使った株式交換を認めるために必要な合併対価の柔軟性をはかる。 ショートフォーム(スクイーズアウト)・マージャーを認める。		日本において近代的合併手法の利用が可能となれば、企業再構築や投資の拡大を通じて日本経済の再活性化を促進する。米国は、近代的合併手法の導入や企業再構築及び投資促進に向けたその他の措置の検討を含め、日本がその会社法の近代化のために進めている努力を歓迎する。これらの目的を達成するため、米国は、日本が以下の措置を講ずることを要請する	
z0500064	法務省	近代的合併手法の採用	5122	51220160	11	米国	160	近代的合併手法の採用	2003年3月に対日投資会議が発表した「対日投資促進策の推進について」、並びに2004年8月に内閣府経済社会総合研究所M&A研究会が発表した「わが国企業のM&A活動の円滑な展開に向けて」に沿い、近代的合併手法に対する適切な税制措置を提供することを含め、M&A及び企業再構築を促進するためのその他の措置を講ずると同時に、日本における新しいM&A手法の有効性を不合理に制限しかねない特異な条件を新たな手法に課すことを排除する。		日本において近代的合併手法の利用が可能となれば、企業再構築や投資の拡大を通じて日本経済の再活性化を促進する。米国は、近代的合併手法の導入や企業再構築及び投資促進に向けたその他の措置の検討を含め、日本がその会社法の近代化のために進めている努力を歓迎する。これらの目的を達成するため、米国は、日本が以下の措置を講ずることを要請する	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0500066	金融庁、法務 省	外国株主による委任投票の促進	商法第239条第21項から第7項まで、第239条ノ2、第239条ノ3	株主が株主総会に出席しないで議決権を行使する手段としては、代理人、書面又は電磁的方法による行使が認められている。	e	-	要望は、我が国の法令の内容に対する誤解に基づくものであり、商法上、委任投票の効率的な行使を阻害する規定は存在しない。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500066	金融庁、法務 省	外国株主による委任投票の促進	5122	51220163	11	米国	163	外国株主による委任投票の促進	企業統治を強化するため、金融庁並びに法務省は、海外の受益所有者による委任投票の効果的な行使の促進に向けて、代理保管人及び国際的保管人による代理権行使に関する商法上あるいはその他の規則に必要な変更を加えることを検討する。		大規模な機関投資家による株主権利の積極的な行使は、企業業績の改善につながるより良い企業統治システムの発展のために極めて重要である。米国は、年金基金や信託基金による積極的な委任投票を奨励するために、日本が既に講じてきた諸施策を歓迎する。投資収益をさらに改善するために、米国は日本が以下の措置を講ずることを要請する。	